

120125版V1

環境報告ガイドライン (検討資料)

改訂年度の表記は
しないこととした。

平成 年 月

環境省

目 次（案）

はじめに

序章

- 1．環境報告の位置付け
- 2．環境報告ガイドラインの改訂にあたって

第一部 環境報告の基礎的考え方・基本指針

第1章 環境報告の考え方

- 1．環境報告とは何か 8
- 2．環境報告と環境配慮経営 11
- 3．ステークホルダーと環境報告 15

第2章 環境報告の基本指針 16

- 1．環境報告の一般原則 18
- 2．環境報告の重要な視点 23
- 3．環境報告を実施する上での基本事項 27

第3章 環境報告の記載枠組み 32

第二部 環境報告の記載事項

第4章 環境報告の基本的事項 40

- 1．報告にあたっての基本的要件 23
 - (1) 対象組織の範囲・対象期間 23
 - (2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異 23
 - (3) 報告方針 23
 - (4) 公表媒体の方針等 23
- 2．経営責任者の緒言 23
- 3．環境報告の概要 23
 - (1) 環境配慮経営等の概要 23
 - (2) K P I の時系列一覧 23
 - (3) 個別の環境課題に関する対応総括 23

第5章 「環境配慮経営の状況」を表す情報・指標 23

- 1．環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略等 23
 - (2) 環境配慮の取組方針 23
 - (3) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 23
- 2．組織体制及びガバナンスの状況 23
 - (1) 環境配慮経営の組織体制等 23

(2) 環境リスクマネジメント体制	23	
(3) 環境に関する規制等の遵守状況	23	
3 . ステークホルダーへの対応の状況	23	
(1) ステークホルダーへの対応	23	
(2) 国・地方公共団体等との連携 / 社会貢献活動の状況	23	
4 . バリューチェーンマネジメントの状況	23	
(1) バリューチェーンマネジメントの取組方針、目標及び戦略等	23	
(2) 購入・調達における環境配慮	23	
(3) 製品・サービス等 / 研究開発における環境配慮	23	
(4) 輸送における環境配慮	23	
(5) 資源・不動産開発 / 投資等における環境配慮	23	
第 6 章 「個々の環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標	23	
1 . マテリアルバランス	23	
2 . 資源・エネルギーの投入状況	23	
(1) 総エネルギー投入量及びその低減対策	23	
(2) 総物質投入量及びその低減対策	23	
(3) 水資源投入量及びその低減対策	23	
3 . 資源等の循環的利用状況	23	
4 . 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況	23	
(1) 総製品生産量又は総商品販売量等	23	
(2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	23	
(3) 総排水量及びその低減対策	23	
(4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	23	
(5) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	23	
(6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	23	
(7) 有害物質等の保管・排出量及びその低減対策	23	
5 . 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	23	
第 7 章 「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」を表す情報・指標	23	
1 . 事業者における経済的側面の状況	23	
2 . 社会における経済的側面の状況	23	
第 8 章 「環境配慮経営の社会的側面に関する状況」を表す情報・指標	23	
1 . 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	23	
第 9 章 その他の記載事項等	23	
1 . その他の記載事項	23	
2 . 環境情報の第三者審査等	23	
「環境報告書の記載事項等に関する告示」と本ガイドラインとの比較	23	

【参考資料】	23
1. 【検討委員名簿】	23
2. 【本ガイドラインと「環境報告書ガイドライン（2007年版）」との比較】	
3. 【用語解説】	23
4. 【環境効率指標（例示）】	23
5. 【指標の一般的な計算例】	23
6. 【個別の環境課題に関連する財務影響等（例示）】	23
7. 【その他の社会的側面の状況に関する情報・指標】	23
8. 【記載すべき事項チェックリスト】	23
9. 【環境配慮経営チェックリスト（例示）】	23

「*」のついた用語は参考資料の【用語解説】を参照ください。

世界全体の人口増加及び経済成長は、消費と生産の拡大とそれに伴う資源消費の増大を招き、地球規模で環境制約・資源制約を引き起こしています。また、震災、洪水、豪雨などの自然災害による甚大な被害やそれに関連して発生する事故等は、人類による統制を超越する自然の威力を改めて感じさせるものです。また、気候変動問題、資源の枯渇、生物多様性の損失などの問題は、環境的側面の課題であるばかりではなく、環境の変化に脆弱な地域における貧困の増加などの社会的な課題や、社会において追加的な環境コストを負担せざるをえないといった経済的な課題を孕んでいます。

早急かつ着実に対処しなければ、環境問題は更に深刻化していき、また関連する社会問題や経済問題も解決し難いものとなります。それゆえ、幅広い視野を持って、環境と経済・社会との関連を踏まえた取組を推進することにより、「環境と経済、社会の統合的な向上」を目指して行くことが必要です。地球環境との調和が図られ、かつ安心して生活を営むことのできる持続可能な社会を将来世代へ遺していくためにも、我々は、地球からの恵みである資源を持続可能な形で利用する社会経済システムを一刻も早く構築しなければなりません。

また、これらの環境問題の解決には、多くの人の生活様式や価値観の変革を含んだ社会全体の大胆な変革と、将来の不確実な事象に対する先見性と管理能力が必要不可欠です。そのためにも、グリーンイノベーションの進展や経済・社会のグリーン化が、経済社会システムを牽引する主力となり、環境と経済の両立を成し得ていかなければなりません。

ここに、グリーンイノベーションとは「環境・エネルギー分野におけるイノベーション¹」であり、経済・社会のグリーン化とは「自然界からの資源や生態系から得られる便益を適切に保全・活用しつつ、経済成長と環境を両立することで、人類の福祉を改善しながら、持続可能な成長を推進する経済・社会システムに移行していくこと」であるといえます。

そして、このグリーンイノベーションと経済・社会のグリーン化において、事業者による環境配慮行動は大きな役割を占めます。事業者による継続的な環境分野への投資や技術開発、金融等が誘引され、経済成長・雇用創出を実現するグリーン成長を生む経済基盤が必要です。

その経済基盤は、「環境」の視点ですべての経済・社会活動が評価され、経済システムの中に環境価値や環境利用のコストが適切に組み込まれ、経済主体の意思決定や判断が「環境」を支点として自ずと決定されていくものであり、かつ、多くの人による価値観と実際の行動に裏付けられた強固で持続可能なものでなければなりません。

事業者による環境報告は、この基盤が有効に機能するために、極めて大きな役割を果たします。本ガイドラインが、環境報告を実施する多くの事業者や環境報告の利用者に役立つものとなり、持続可能な社会の構築に貢献できることを期待します。

¹ イノベーションの定義については、イノベーション 25（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定）に「これまでのモノ・仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと」と示されています。

序章

1. 環境報告の位置付け

新設

環境問題の深刻化により、環境・経済・社会の各課題は多様化し、また複雑に絡み合っています。それらに影響を受ける事業者においても同様に、事業活動に関わる環境的側面と経済・社会的側面は、ますます密接不可分の関係にあり、それゆえ各側面の影響や活動には、明確に区分できない部分があると考えられます。

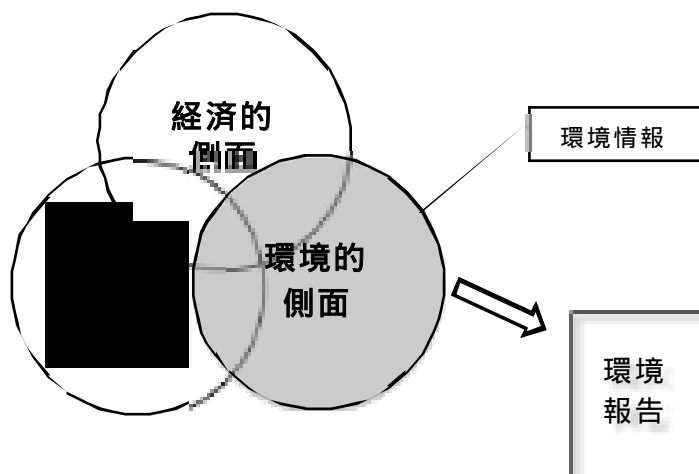
本ガイドラインにおける環境情報は、そのような状態にある事業活動に関わる情報から、環境の視点により抽出された情報です。そのため、環境情報には、環境的側面に関する情報のみならず、環境に関連する経済又は社会的な側面に関する情報も含まれます。

そして、この環境情報を下に、事業活動に伴う環境負荷の発生状況及び環境配慮等の取組状況を、事業者が社会に対して説明するために行われるのが環境報告となります。そのため、環境報告は、事業活動全体のうち、環境の視点から抽出された影響や活動に関して、関連する経済及び社会的側面の情報も含めた環境情報に基づき、行われるものであるといえます。

また、事業者が経営の状況を利用者に理解してもらうためには、その理解のために必要な情報を取捨選択して、利用者の目的に沿った形で適切に開示をしていくことが求められます。経営の全体像を説明するのであれば、環境・経済・社会の各側面における重要な影響や活動など中心に報告することが有効な方法となり、環境報告は、その構成要素の一つとなります。また、事業、地域、事業所単位等における事業活動の状況について詳しく説明するのであれば、詳細な環境情報や解釈を関連する経済・社会情報も含めて、環境報告として開示することにより、さらなる理解の促進につながります。

このように環境報告は、事業者が意図した形で、自らの事業と関連する環境的側面及び関連する経済・社会的側面の影響や活動を説明する際において、重要な位置付けとなるものです。

【事業活動に関する情報と環境報告との関係イメージ図】



2. 環境報告ガイドラインの改訂にあたって

全面改訂

環境省では、平成 16 年 3 月に「環境報告書ガイドライン(2003 年度版)」を策定する等、さまざまな形で環境報告書の普及促進を図ってきました。また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者*等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律第 77 号:環境配慮促進法、平成 17 年 4 月施行)の制定などにより、事業者による環境に配慮した事業活動*と環境報告書の作成・公表を促進しています。

本ガイドラインは、それらの施策の一環として作成されたものであり、主として事業者による環境報告の実施に際して参考となる指針として、有識者、事業者及び利用者等が参画する検討委員会による検討の下、環境省がとりまとめを行ったものです。

(1) 環境報告の現状・課題について

現在、我が国においては、特に大企業を中心に一定の普及が図られたこともあり、環境報告書を作成・発行する企業は約 35% 前後で近年横ばいとなっています²。売上げ規模別の割合をみると、売上高 1000 億円超の企業では 8 割以上が環境報告書を作成・発行していますが、売上高 1000 億円未満となると作成・発行割合が大きく減少しています。

これは、規模の大きな企業では、説明責任の認知が浸透していることと資金及び人材資源を投入できることから比較的取組が進んできていますが、規模が小さくなるにつれて、資金及び人材的な不足や環境配慮等の取組や環境報告の方法が分からないなどを理由として、取組が進んでいないことが推測されます。

また、開示される環境情報*の算定方法等が標準化されていなかったり、算定した数値の集計範囲や基準などの補足情報の開示が不十分であったりするため、比較が困難であること、環境配慮等の取組を評価する手法が確立されていないことなどから、環境報告をすることのメリットが企業に享受されないことなどが理由として挙げられます。

それゆえ、経済・社会のグリーン化を進めて行く上における今後の大きな課題としては、まず開示される環境情報について、比較可能性の限界についての正しい理解と比較可能な情報の開示促進、及び信頼できる情報の開示を促進することで、事業者による環境配慮等の適切な評価につながる情報基盤を構築することとなります。それと平行して、中堅・中小企業も含めて未作成の事業者に、環境報告を促す施策等を実施していく必要があります。

² 「環境にやさしい企業行動調査」

東京、大阪、名古屋の各証券取引所の 1 部、2 部上場企業及び従業員 500 人以上の非上場企業等を対象に、企業の環境マネジメントの取組状況、環境に関する情報の公開、環境報告書の作成・公表等の取組状況等について、平成 3 年度から毎年継続して調査を実施しています。

URL : <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html>

(2) 本ガイドラインの対象について

2007年版を元に改訂

「環境配慮促進法」において、大企業者は環境報告書の公表や環境配慮等の状況の公表に努めることと規定しています。我が国の環境報告は、まずは、資金及び人材が比較的豊富である事業者を中心とした自主的かつ積極的な取組が必要ですが、将来的には、全ての事業者が作成・公表していくことが望まれます。

このガイドラインは、環境報告書で環境報告を行う全ての事業者³に参考となるよう作成されていますが、特に上場企業や従業員500人以上の非上場企業等の大規模事業者を対象としたものとなっています。大規模事業者が環境報告を実施するにあつて、このガイドラインに示した項目や情報を盛り込んだ、できるだけ質の高い環境報告を行うことが期待されます。また、環境報告を始めたばかりの事業者やこれから始める事業者にとっても分かりやすいガイドラインであるように、基本となる部分を明確にした記載にもなっています。さらに、環境配慮等の取組が進んでいない事業者や中小事業者（工場等のサイト単位を含む）にあつては、このガイドラインや「エコアクション21ガイドライン」³を参考に、可能なところから段階的に取り組むことが望まれます。

一方、環境配慮促進法の中で環境報告書の公表が義務づけられている特定事業者については、このガイドライン及び、「環境報告書の記載事項等の手引き」を参照しつつ、「環境報告書の記載事項等に関する告示」に示された「環境報告書の記載事項等」を網羅した環境報告書を作成することが期待されます。

(3) 2007年度の改訂ポイントについて

2007年版から抜粋

「環境報告ガイドライン2007年版」の改訂にあたっては、「環境報告書ガイドライン（2003年度版）」策定後の国内外の動向を踏まえ、環境報告書ガイドラインの位置づけを見直し、「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン(2002年度版)」との統合を図る等、必要な見直しを行いました。

また、社会や経済分野まで記載した「サステナビリティ（持続可能性）報告書」や「社会・環境報告書」、企業の社会的責任（CSR）に基づく取組の成果を公表する「CSR報告書」等、環境報告書の名称や報告の内容が多様化していることから、環境報告書で定期的に環境報告を記載する際の指針を示すものとして、「環境報告ガイドライン」と名称を改めました。

さらに、平成18年4月には「第三次環境基本計画*」が閣議決定され、今後の環境政策の方向性として、「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」が打ち出されました。これを受けて、『社会的取組の状況』に社会面の報告のための情報・指標を記載しました。

その他、「環境報告ガイドライン2007年版」における改訂のポイントは、次のと

³「エコアクション21ガイドライン」

環境省では別途、中小事業者が、比較的容易に環境経営システムの構築及び運用、事業活動における環境配慮の取組の実施及び環境報告書の作成ができるよう「エコアクション21ガイドライン」を策定しています。 URL：<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kgiyoo/index.html>

おりです。

主要な指標等の一覧の導入
環境報告の信頼性向上に向けた方策の推奨
ステークホルダー（利害関係者）の視点をより重視した環境報告の推奨
金融のグリーン化の促進（環境に配慮した投融資の促進）
生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の促進

なお、「環境報告書の記載事項等の手引き」、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き（試行版）」等の関連する手引書を環境報告ガイドラインの付属書として扱うことと致しました。

（４）2011年度の改訂ポイントについて

新設

今回の改訂に当たっての注目した背景や視点は、以下のとおりです。

環境問題の深刻化は、中長期的に新たな国際的な枠組みや規制の創設、社会からの監視の強化、事業者の責任範囲の拡大などをもたらす可能性あり、バリューチェーン*の視点やステークホルダーへの対応がますます重要となる。

昨今の経営環境において、気候変動や水不足などの問題、資源の安定確保など、経営に財務的影響を与える環境課題が、世界規模で存在感を増している。

「環境」と事業との影響や関連が深まり、経営における環境的側面の事業戦略性が増した結果、投資家や金融機関からの経済・環境・社会のすべての側面を関連づけた体系的な情報開示への要請が増しつつある。

投資家等の視点は、環境と企業の機会やリスクとの関連、重要な課題や事業戦略、現状評価と今後の方向性、重要な財務的影響など、環境が経営に与える影響とその対応力を重要な情報を下に分析することにある。

環境金融報告書*において、「主要な指標等の一覧」のテンプレートの見直しとその普及促進について、指摘されている。

開示される環境情報は、企業の戦略的な対応の違いに応じて、企業固有の状況を適切に反映すると共に、一定の規範に基づき、環境配慮経営の実態を忠実に表現しつつ、分かり易くかつ比較が促進される形式で開示されることが必要である。環境基本計画において「環境と経済、社会の統合的な向上」を目指すことが掲げられており、実際に多くの企業においても、環境と経済及び社会的側面の情報開示が拡充されつつある。

グローバルな視点により国際的な環境情報開示の議論と整合した形で、環境報告が実施される必要がある。また、国際的に優れている環境配慮等の取組を、我が国から世界に対する発信という視点も重要である。

国際的に、環境情報に関する関連法令の制定やガイドラインの策定等によって環境報告制度の整備が進められている。また、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（Carbon disclosure Project：CDP）などの団体等も、環境情報の開示の新たな動向を作り出している。

地域社会への情報開示とコミュニケーションの促進は、公害や災害・事故等の影響を事前に示し、地域社会の理解を得る上でも重要であり、今後の環境政策においても不可欠な要素となる。

以上のような背景等及び我が国の環境報告の現状・課題から、今回の改訂に当たっての基本方針は以下のとおりとしました。

- ▶ 環境報告を既に実施している事業者にとって、更なる環境報告の質の向上につながるようなガイドラインとする。
- ▶ 環境報告を未実施の事業者にとって、新たな環境報告の実施につながるようなガイドラインとする。
- ▶ 今後の環境配慮経営の方向性を踏まえた上で、環境配慮経営の全体像が、利用者に伝わることを目的としたガイドラインとする。
- ▶ 国際的な動向を踏まえた上で、将来の環境報告の方向性を見据えたガイドラインとする。
- ▶ 「環境的側面・社会的側面・経済的側面の統合的な向上」を目指した環境政策との整合性が取れたガイドラインとする。

また、この基本方針に則った今回の主な改訂ポイントは、以下のとおりです。

環境報告の実施を中心とする記載とした。

環境報告の実施に当たり基本となる重要な事項を、「環境報告の基本指針」として明確にした。

環境報告の一般原則を、国際的な検討及びフレームワークを参考に見直した。報告対象期間の重要な事項の記載箇所が分かりやすくなるように、環境報告の概要の記載事項を見直した。

環境配慮経営の定義や方向性を明確にし、かつ全社的な環境配慮経営に関する記述情報を大幅に追加した。

経営責任者の考え方や設定した目標が客観的に利用者に伝わるようにKPIを定義し、「KPIの時系列一覧」や「個別の環境課題に関する対応総括」を参考となる参考開示様式として、記載事項として加えた。

ウェブなどICT（情報通信技術）を利用した際の留意事項等を追加した。

重要性判断に基づく記載事項の決定と整合するよう記載する情報・指標等の整理を行った。

重要な課題や事業機会やリスクに関する記載事項を、関連箇所に挿入した。

環境配慮経営の全体像を記載することを促進するため、経済的側面の状況及び社会的側面の状況の考え方の整理をし、各情報を記載事項として示した。

環境パフォーマンス指標の一つに、災害事故等の発生を考慮して、有害物質等のストックや排出に係わる情報を追加した。

地域情報などより詳細な情報の報告の考え方を整理した。

生物多様性の保全等に関する情報・指標を充実させた。

なお、本ガイドラインは、経済・社会的な情報を中心とした社会的責任や持続可能性に関する報告を実施する際においても、参考となるように作成されています。また、今後、サステナブル情報の開示に関する指針等が各国等で作成され、本ガイドラインの改訂を適宜実施していくことも想定されるため、今回から改訂年度の表記をしていません。

第一部 環境報告の基礎的な考え方・基本指針

第1章 環境報告の考え方

1. 環境報告とは何か

2007年版を元に改訂

(1) 環境報告の定義と環境報告ガイドライン

環境報告とは、事業者が事業活動に関わる情報のうち環境の視点で抽出した環境情報を基に、自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況について公に報告するものです。

この環境報告を実施することにより事業者は、社会に対して自然資源を利用して事業を行う者としての説明責任を果たし、またステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進することができます。

なお、環境報告を実施するにあたっては、このガイドラインに記載した一般原則等に則り、総合的かつ体系的に記述する必要があります。

解説：環境報告書の名称

環境報告は、その名称や環境以外の分野に関する情報の記載の有無、公表形式や公表媒体に関わらず、上記定義に該当するすべての報告が含まれます。

現在、環境報告は「環境報告書」以外にも、社会や経済分野まで記載した「サステナビリティ（持続可能性）報告書」や「社会・環境報告書」、企業の社会的責任（CSR）に基づく取組の成果を公表する「CSR報告書」等、その内容や作成趣旨によりさまざまな公表形式において実施されています。そのため、名称の如何を問わず環境報告が実施されている報告書であれば、本ガイドラインで言うところの「環境報告書」とみなします。

解説：環境報告の公表媒体

環境報告の公表媒体には、冊子・印刷物、ウェブ(PDF、HTML、電子ブック等)等さまざまなものがあります。形式・媒体は何であれ、その内容が本ガイドラインの定義に合致し、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮等の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものであれば、環境報告となります。

解説：環境報告の公表・報告

基本的には事業者の事業年度または営業年度に合わせ、少なくとも毎年（度）一回、作成・公表することが望まれます。例えば、環境報告書は会計年度終了時や株主総会等、ステークホルダーへの情報提供にふさわしい時期に作成・公表することが考えられます。インターネットを活用する場合等、公表媒体によっては、その開示内容に応じて公表頻度を多くすることも有効です。

(2) 環境報告の基本的機能

2007年版を元に改訂

環境報告には、事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部(社会的)機能と、事業者自身の事業活動における環境配慮等の取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があります。これらにより、事業者の自主的な事業活動における環境配慮等の取組が推進されます。

外部機能には、次の三つの機能があります。

事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

ステークホルダーにとって有用な情報を提供するための機能

事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー(誓約と評価)による環境活動等の推進機能

内部機能には、次の二つがあります。

自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能

経営責任者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

環境報告書で環境報告を行う際には、これらの機能を適切に果たすよう留意することが必要です。

解説：事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部機能

環境報告は、「事業者が、社会に対して開いた窓であり、コミュニケーションの重要なツールである」と言えます。ステークホルダーはその窓を通して、その事業者が環境問題等についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、ステークホルダーからのフィードバックを受けることにより、ステークホルダーが事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができます。

また、幅広いステークホルダーの間で環境コミュニケーションが進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

解説：事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

社会経済活動の主要な担い手である事業者は、その事業活動を通じて公共財である「環境」を利用し、その結果として、「環境」に大きな負荷を発生させています。そのため、「環境」をどのように利用して、どのような環境負荷を発生させているのか、また、これを低減するためにどのような環境配慮の取組を行い、どのような成果を得たのか等について、社会に対して明確に説明する責任があります。環境報告は、その手段として最も重要な地位を占めるものです。

解説：ステークホルダーにとって有用な情報を提供する機能

取引先や消費者、公共機関等による製品やサービスの選択、投資家や金融機関による投融資先の選択等にあたっては、各種の製品情報や経営情報の開示が必要不可欠であり、その際に環境面やリスク管理等に関する情報が重要な判断材料になると考えられま

す。事業者はそのようなステークホルダーの意思決定の判断材料となる有用な情報を提供することが求められています。

解説： 事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進のための機能

事業者が社会に対して事業活動における環境配慮等の取組に関する方針や目標を誓約し公表することにより、社会がその状況を評価するいわゆるプレッジ・アンド・レビューの効果が働き、取組がより着実に進められると共に、より高い目標を設定していくことが期待されます。

また、このプレッジ・アンド・レビューの効果は、ステークホルダーとのコミュニケーションを図り、様々な意見や要請を自らの活動にフィードバックすることによって、確実なものとなります。

さらに、環境報告の実施にあたって、外部の目や同業他社との比較を意識し、より前向きに取組を行っていくことにより、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにもつながると考えられます。

解説： 自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能

環境負荷の実態や事業活動における環境配慮の取組状況を外部に報告することにより、事業者自身が報告の内容を充実させるため、事業活動における環境配慮の取組の内容やレベルを自主的に高める効果があるとともに、社内的に環境情報の収集システムが整備され、事業者自身の環境配慮の取組に関する方針、目標、行動計画等を見直し、新たに策定する契機になります。

解説： 経営責任者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境報告書は従業員の教育・研修のツールとしても活用でき、さらには自らの事業活動における環境配慮等の取組状況を知るとともに、それらの取組を行うことにより従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながります。

また、環境報告書に経営責任者による誓約等を記載することにより、経営責任者自身の意識付けも期待できます。

2. 環境報告と環境配慮経営

新設

(1) 環境報告と環境配慮経営

環境報告において、「自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況」を記述することにより、環境配慮経営の状況を適切に利用者に伝えることが可能となります。

このガイドラインにおいて、環境配慮経営とは、事業活動に伴って直接的または間接的に発生する環境への影響や関連する経済・社会的影響を削減・管理するために、事業者がバリューチェーン全体を視野に入れて行う取組を総称したものです。

解説：「環境配慮経営」という用語を使用する意義

そもそも経営を安定的に継続していくためには、経営の目的が社会のニーズに沿ったものであり、社会の発展に貢献していくものである必要があります。

環境配慮等の取組は、経営が持続可能であるために必要不可欠な活動であり、経営の社会的な存在意義や責任に包含される一つの要素となるべきものです。そのため、本来、環境を経営から切り離すことは意味をなすべきものではありません。ただし、本ガイドラインが環境報告を対象としていることや、事業者による環境配慮等の取組を更に普及促進することが環境政策の一つの目的であることから、敢えて強調して「環境配慮経営」という用語を使用しています。

解説：環境配慮経営と環境への影響

環境配慮経営を行うには、事業活動において利用している天然資源や天然資源の利用等に関連して発生する環境への影響を適切に把握することが必要となります。

事業活動に伴って発生する環境への影響には、自らが起因となって発生した環境負荷による外部への影響、及び外部の他者による環境負荷を起因とした自らへの影響が含まれます。また、環境への影響は直接的なものと、例えば、使用段階における環境負荷など他者等を介して発生する間接的なものがあります。さらに、配慮される影響は環境的側面のみならず、環境に関連する経済的側面や社会的側面の影響も含まれることが望まれます。

そして、事業者による環境配慮が、経済・社会のグリーン化やグリーンイノベーションを創出し、地球環境の保全と持続可能な発展に寄与するものであることを踏まえると、事業者の事業活動に伴って発生する影響は、社会経済と事業者との間の正と負の両面にわたる相互影響であると考えられることもできます。

そのため、環境配慮経営の実践においては、自社の事業活動に原料の調達から廃棄に至るバリューチェーン全体を広く視野に入れて、環境への影響及び関連する経済・社会的影響を削減・管理することで、社会経済の持続可能な発展に貢献していくことが求められていきます。

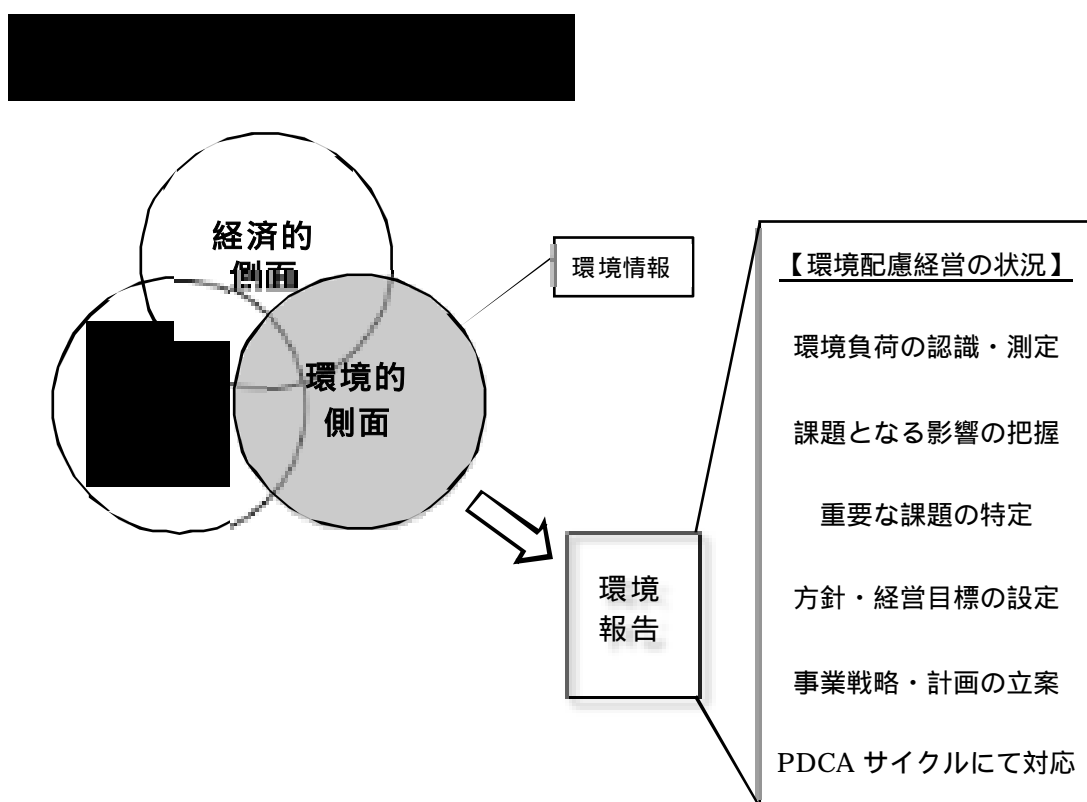
解説：環境報告と環境配慮経営

環境配慮経営は、事業活動のうち環境の視点から抽出される活動の集合体であるとも言えます。つまり、実際に認識・測定された環境負荷(天然資源の利用を含む)に対して、事業上の課題となり得る影響を把握し、重要な課題を特定して、その課題に経営活動の中で目標・指標等を設定し、計画的にPDCAサイクルにて対応していく、この一連の行為がまさに環境配慮経営であると考えられます。

また、序章で説明したとおり、環境情報は事業者の事業活動に関わる情報から、環境の視点により抽出された情報です。この環境情報には、環境配慮経営の状況を説明するために必要な情報、すなわち事業活動における環境的側面の影響や削減・管理などの活動、及び関連する経済・社会的側面の影響や活動に関する情報が含まれます。

事業者は、本ガイドラインに則り、これらの環境情報に基づく環境報告を実施することにより、「自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況」を説明することによって、環境配慮経営における一連の行為の状況を利用者に伝えることができるようになります。

【環境配慮経営と環境報告の関係イメージ図】



(2) 環境配慮経営の方向性

新設（中間まとめを元に挿入）

環境配慮経営は、環境問題が世界的に深刻化するにつれ、事業活動のリスクと収益獲得の機会に密接不可分に関わることから、事業活動に一体的に組み込まれて戦略的に展開される傾向が強くなっています。各事業者が環境配慮経営を実践して行く上で、今後の重点事項としては、以下の5つが挙げられます。

経営責任者のリーダーシップ

環境と経営の戦略的統合

ステークホルダーへの対応

バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避

持続可能な資源・エネルギー利用

なお、事業者が従業員や取引先の協力を得ながら、これらの重要事項を継続的かつ確実に実践していくためには、そのための組織体制とガバナンスの構築が必要です。

～ の各項目の説明は、次ページに記載しています。

解説：環境配慮経営の重点事項

事業者が配慮すべき環境課題は、今後、社会的な課題との関連が強まるなど複雑化かつ多様化することが予想されます。また、事業者に課せられる責任範囲も、自社の活動範囲のみならず、より広範囲に渡って行くこと可能性もあります。

この環境課題に的確に対応するためには、より中長期の時間軸で予防的に対応し、またより広範囲なバリューチェーンを視野に入れ、さらに戦略的に経営資源を配分し、環境配慮経営を効率的に実践する必要があります。また、関連して発生するリスクや機会に的確に対処できれば、自らの持続可能性を高めることにつながります。

なお、上記の5つの重点事項うち ～ 及び組織体制とガバナンスは、環境的側面に限定されたものではなく、社会的側面及び経済的側面の課題に対しても同様に重要な事項として位置付けられます。そのため、経営全般の重要事項とも考えられます。また、 は環境保全と経済成長の両立を図る上で、ますます取組が重要になってくる課題であると考えられます。

参考：環境配慮経営の発展ステップ

環境配慮経営を進める上での参考として発展の移行ステップを時間軸・範囲・戦略性でモデル化すれば、以下のようになります。事業者が環境配慮経営を展開するに当たっては、より上位のレベルとなるように努めていくことが望まれます。

レベル			
類型	外部の要請等、事業上の必須事項を実施	短期かつ限定された範囲で重点的に実施	中長期かつ広い範囲で戦略的に実施
内容例	水・大気、化学物質など法令遵守や取引先要請等により、自社の狭い範囲で環境配慮行動を実施	省エネ・省資源・廃棄物削減など短期的の効果を得やすい環境配慮行動を事業活動内に限定して実施	中長期かつバリューチェーン全体にて重要な課題を特定し、経営戦略に組み込み、かつ取引先とも協力して実施

解説：環境配慮経営の重要な事項

経営責任者のリーダーシップ

事業者が解決困難な様々な社会変化と対峙し、同時に自らの持続可能な成長を遂げるためには、経営責任者のリーダーシップが一層不可欠となります。環境配慮経営には期間の異なる組織的課題が多く含まれ、中長期に渡る全社的かつ抜本的な取組を必要とします。そのため、経営責任者には将来に渡る社会変化への対応と自社の社会的責任への認識を反映した明確な経営ビジョンを全社で共有し、強いリーダーシップによって環境配慮経営に取り組むことが求められます。

環境と経営の戦略的統合

持続可能な社会への移行が進めば、持続可能な消費と生産が市場の基調となります。企業がそうした事業環境で持続的に成長しようとするれば、事業活動そのものを環境配慮志向へ変容させる必要があり、その結果、環境配慮的な原材料調達や環境配慮型製品・サービスの市場供給等によって、社会全体の環境負荷低減に貢献することが可能になります。そのためには、事業戦略に環境配慮の考え方を組み込んで、経営活動と環境配慮行動を戦略的に統合した環境配慮経営を遂行していくことが必要になります。

ステークホルダーへの対応

事業が安定的に営まれるためには、事業者を取り巻くステークホルダーへの期待に的確に応える必要がありますが、今後は事業者を取り巻く経営環境の変化がより複雑化して、事業に影響する課題を特定することが困難になる状況が想定されます。そのため、事業者は特定のステークホルダーの意見や要請に偏重し過ぎることなく、様々なステークホルダーからの要請を真摯に理解するように努め、何が重要な課題であるかを的確に判断し、誠実に対応していくことで、その要請を経営に生かしていくことが必要です。

バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避

社会からの監視の強化、拡大生産者責任の増大、化学物質などの規制強化などに伴い、原材料の採掘から製品の廃棄に至るまでライフサイクルのすべての段階で、資源消費と環境負荷の実態を把握し、それらを一元的に削減管理することが重要となります。また、特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させないことも配慮が必要です。このような課題に的確に対応し、リスク回避と収益獲得を実現していくためには、バリューチェーン全体を視野に入れ、かつ総合的に全体最適となるような方法で環境配慮経営を実践することが不可欠です。

持続可能な資源・エネルギー利用

世界的な人口増加や経済成長に伴って増大する環境制約・資源制約は、事業者の持続可能性にとって深刻なリスク要因にもなる可能性があります。また、社会全体としても、経済成長が資源・エネルギー利用と環境負荷の増大に結びつかないようにすることが、持続可能な社会に向けて大きな課題になっています。そのため、事業者は事業活動において、天然資源の持続可能な利用と、より少ない資源の利用と消費で多くの付加価値を生み出す、いわゆる資源生産性の向上に抜本的に取り組む、持続可能な成長を目指していく必要があります。

3. ステークホルダーと環境報告

全面改訂

ステークホルダーとは、事業者やその活動に影響を与えたり、またはそれらに影響を受ける個人又はグループであり、事業者にとって利害関係を有する個人又はグループをいいます。これらの利害関係者としては、消費者、投資家、取引先、従業員、地域社会、行政機関、社会全体等が考えられます。

事業者は説明責任を果たすため、環境報告により環境情報をステークホルダーに提供します。また、ステークホルダーは環境報告を利用することにより、さまざまな意思決定や判断に必要な情報を入手することができます。

解説：ステークホルダーと環境報告の利用者

環境報告により、事業者は多くのステークホルダーに対して、事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮等の取組状況を説明することが可能となります。また、環境報告に関してステークホルダーからのフィードバックを受けることにより、事業者とステークホルダーの相互理解や環境配慮経営を進展させることが期待されます。

しかし、個々のステークホルダーが必要とする情報内容や開示水準、さらに冊子やウェブといった公表媒体に対する要望は極めて多様であり、すべてのステークホルダーの満足を得ることは困難です。例えば、投資家であれば経営全体に関連する事項に関心があり、地域住民であれば近隣の工場等に関連する事項に関心があります。また、全事業所を集約した情報だけではなく、地区や事業別の詳細情報も、適切な理解のためには必要となる場合があります。

このように表示の仕方や開示する媒体等には複数の選択肢があります。事業者が説明責任を適切に果たしていくためには、環境報告の利用者であるステークホルダーの要請を勘案して、利用者のニーズに合った最適な形で情報提供していくことが期待されます。

解説：ステークホルダーの種類と事業者との関係

事業者を取り巻くステークホルダーには、例えば以下のような個人やグループがあり、それぞれが事業者と関わりを持っています。また、例示したステークホルダー以外にも、生態系を含む社会全体との関わりもあります。

消費者・消費者団体

消費者は、環境に配慮した製品・サービス等を購入する主体となります。とくに、製品情報に関心を持ちます。また、消費者団体は、製品・サービス等や事業者の環境配慮等に関する情報を消費者に提供することにより、消費行動における注意喚起や環境に良い製品・サービス等を斡旋したりしています。

株主・金融機関・投資家

株主、金融機関、投資家は、事業者にとって資金提供者となり、何らかの形で経営に関与する主体となります。近年、企業を環境・社会など複合的に評価し、投融資を行おうとする動きが広がりつつあり、「環境」が財務に及ぼす影響について関心を強く持ちます。

取引先

取引先は、バリューチェーンマネジメントの必要性から、グリーン調達等による環境配慮評価、環境配慮製品・サービスの購入等によって共に環境配慮経営を推進するパートナーとなります。とくに化学物質等の規制対応や温室効果ガス排出の状況等、環境配慮経営や環境リスクに関する情報に関心を持ちます。

地域住民・地域社会

地域住民は、工場等からの汚染の有無、公害防止対策、そして災害事故時の地域への影響等について、生活環境の保全の観点から関心を持っています。事業者は、これらの情報を分かりやすく提供することにより、地域社会から信頼され、かつ地域の一員として円滑なコミュニケーションを図ることができます。

教育研究機関・学識経験者

教育研究機関は、共同研究や寄付講座等を通じて、環境に関する新技術の開発や将来世代の育成等を協議して行うパートナーです。学識経験者は、幅広い知見に基づいて事業者に意見や助言を行うほか、客観的な立場から事業者の環境配慮等の取組を評価する役割も担います。

将来世代・学生

環境配慮経営の推進による持続可能な社会の形成への寄与は、将来を担う世代に対する事業者の責任でもあります。また、環境教育等による次世代育成への貢献も求められます。学生は、潜在的な従業員や顧客となり得ます。特に学生は、自らが就職を希望する事業者の環境配慮等の取組に関心を持ちます。

従業員・その家族

従業員は、環境配慮経営を組織的に進めていく主体となり、その家族も環境配慮行動の理解者かつ推進者となります。従業員は、経営者の考えや環境配慮の取組などに関心があります。また、従業員の環境意識の向上は、継続的な環境配慮等の取組につながります。

政府・行政機関

政府は、国として環境課題に対する行政の方向性や対策等を決定します。また、国または地方公共団体などの行政機関は、事業者への環境配慮等の取組促進策を施行すると共に、規制等の設定主体となります。いずれも、事業者の事業活動に大きく影響を及ぼし得る主体となります。

環境NGO/NPO・市民団体

環境NGOなどの団体は、環境・社会問題に関するオピニオンリーダーとして、また世間に分かりやすく伝えるインタープリター（通訳者）として、社会的な役割を果たします。これらの団体等は、事業者の環境配慮経営の監視役でもあり、また事業者と協働で環境問題の解決に当たる協力者でもあります。

【図：ステークホルダーとの関係イメージ】

第2章 環境報告の基本方針

全面改訂及び新設

環境報告の開示内容は、事業者の組織形態、業種、規模、事業内容によって、それぞれ異なるのが一般的です。そのため、環境報告の公表媒体、様式、記載事項は、事業者が自らの判断で決定しなければなりません。その判断の規準となるのが環境報告の基本指針です。この基本指針は、一般原則、重要な視点、留意事項から構成されています。

一般原則は、「利用者にとって有用な環境報告が備える情報の特性」を示しており、これらの原則に従って作成することが環境報告の基礎的な前提条件となります。

重要な視点は、「環境配慮経営の実態を開示する上で欠かせない情報要素」を示しており、事業者が環境報告の記載事項を決定する際に考慮すべき重要な参照ポイントを提示しています。

また、環境報告を実施する上での基本事項は、「環境報告に際してとくに注意を払うべき手順とそのあり方」を示しています。

図 環境報告の基本指針



1. 環境報告の一般原則

全面改訂

環境報告は、事業者の説明責任の観点及びステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供する観点から、環境コミュニケーションのツールとして実施されるものです。

以下に示す「環境報告の一般原則」は、環境報告の基礎的な前提条件となるものであり、これらの一般原則に合致しない場合は、環境報告に期待される機能を果たすことができません。

一般原則は、目的適合性、表現の忠実性、比較可能性、理解容易性、検証可能性、適時性から構成されています。環境報告が有用な情報を提供するために基本的な原則は「目的適合性」と「表現の忠実性」であり、その他の原則は情報の有用性をさらに高めるために必要な補完的な原則となります。

原則 1) 目的適合性

環境報告は、事業者が利用者の意思決定に影響を与える可能性があるとして判断した情報を、提供しなければなりません。とくに、具体的な記載事項の決定にあたっては、重要な情報をすべて網羅する必要があります。

1. 利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報

環境報告の利用者は、それぞれの目的を達成するために、環境報告が提供する情報にもとづいて何らかの意思決定を行うことがあります。この場合、一般的に、利用者が知っているか否かで意思決定に違いが出ると考えられる情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」になります。

たとえば、環境パフォーマンス指標は、利用者が環境配慮経営を評価する際に不可欠な情報なので、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」であると考えられます。

2. 重要性の判断による記載事項の決定（[10 頁解説を参照](#)）

環境報告の記載事項は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況に関して、重要な情報をすべて網羅する必要があります。

重要な情報とは「利用者の意思決定に影響を与える情報」です。特定の情報が開示されなかったり、または元の「事象」の規模が適切に表示されていないことで「利用者の意思決定に実際に影響を与える」ならば、その情報は重要な情報に該当します。

しかし、どの情報が具体的に重要な情報に該当するかは、各事業者がそれぞれの環境報告において伝えようとする個々の情報ごとに異なっており、あらかじめ一律に定めることができません。

そのため、特定の情報が重要な情報に該当するか否かは、情報が表現している元の「事象」の内容や規模を勘案して、事業者が個別に判断しなければなりません。

事業者は、環境報告の記載事項を決定する際に、自らが重要であると判断した事項と、ステークホルダーにとって重要であると考えられる事項の双方を勘案しながら、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」の範囲を総合的に判断します。

ステークホルダーにとって何が重要な情報かは、事業者がステークホルダーへの対応を通じて、自らの責任で判断します。この場合、ステークホルダーという対象は、

ステークホルダー個人というよりも、株主、従業員、消費者、取引先、地域社会、社会全体等のステークホルダー・グループであり、事業者は、それぞれにとって重要と考えられる情報の範囲を、ステークホルダー全体のバランスに配慮しながら決定します。

3. 記載事項の決定プロセスの開示

環境報告では、記載事項をどのような方法や方針で決定したかについて、報告方針等で説明する必要があります。

4. 本ガイドラインで示した記載事項との関係

本ガイドラインの第二部で示した 項目の記載項目は、環境報告の代表的な情報・指標を、事業者が記載事項を決定する際の指針として列挙したものです。

しかし、これらのうち、各項目における「記載すべき情報・指標」は、事象者が説明責任を果たす上で、全ての事業者に共通して「重要な情報」に該当すると考えられる事項です。そのため、もし、その中に「該当しない」「存在しない」等の理由で記載しない事項がある場合には、その旨を開示することが求められます。

また、これら以外にも事業活動やステークホルダーとの関係から「重要な情報」が存在する場合は、その事項を開示することが必要です。

原則 2) 表現の忠実性

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況を、忠実に表現しなければなりません。そのためには、忠実な表現に不可欠な情報が網羅されていること(完全性)、それらの情報に偏りが無いこと(中立性)、情報の作成方法が適切に選択され、その適用に誤りが無いこと(合理性)が必要です。

1. 「表現の忠実性」の考え方

環境報告は、報告対象となる「事象」を文章、指標、図・表・グラフ等の情報に加工して利用者に伝える手段であり、利用者はこれらの情報から元の「事象」を正しく理解できるようにしなければなりません。

そのため、環境報告の開示情報には元の「事象」を正しく伝えられる特性が必要です。この特性のことを「表現の忠実性」といいます。

開示情報に「表現の忠実性」が備わっているためには、その情報に完全性、中立性、合理性の3つの特性が必要です。

2. 完全性

完全性とは、環境報告が「表現の忠実性」に不可欠な情報を網羅することであり、完全性のある環境報告を作成するためには、利用者に環境報告の対象事象について正しく理解させるのに必要な情報をすべて開示しなければなりません。

たとえば、国際展開する環境配慮経営の実態を伝えるためには、全社的な状況を集約的に報告するだけでなく、地域別のセグメント情報が必要になる場合もあります。

また、環境パフォーマンス指標等の算定において、複数の算定方法や係数の適用が可能な状況では、算定した指標だけを開示すると、利用者はその指標から元の「事象」

を特定することができないので、採用した算定方法や係数についても説明することが必要です。

さらに、個々の指標の集計範囲が環境報告全体の対象範囲と異なる場合は、その指標の集計範囲や捕捉率(注記・・・「捕捉率」の説明箇所)についても開示が求められます。

3. 中立性

中立性のある情報とは、偏りのない情報です。記載事項の決定において重要と判断された情報は、良い情報も悪い情報も、意図的に選別することなく、同じ様に開示しなければ、偏りのない情報にはなりません。

また、情報を強調したり、歪めたり、意図的に改変することで、利用者の印象を変えないようにしなければなりません。

4. 合理性

合理性とは、計算のように原データの加工プロセスがある場合、そのプロセスで採用する作成方法(算定方法)を適切に選択し、それを定められた手順通りに適用して、情報の作成プロセスに誤りがないようにすることを求める要請です。

表現の忠実性は、必ずしもすべての情報が正確であることを意味するわけではありません。なぜなら、環境パフォーマンス指標等の中には一定の算定方法を適用して推計しなければならないものがあり、その場合、算定結果が環境パフォーマンス等を正確に表現しているか否かは判断が困難だからです。

しかし、適切な算定方法が選択され、定められた手順通りに適用されているならば、その算定結果と算定方法を開示することによって、表現の忠実性を確保することができます。

原則 3) 比較可能性

環境報告は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間においても一定の範囲で比較可能であるために、その基礎となる情報を提供することが望まれます。

1. 比較の方法

利用者に開示情報の意味を理解させる上で「比較」は重要な手段です。環境配慮経営の成果や実績は単年度で見るよりも、経年的な推移を見たり、事業特性や業態の類似した他の事業者と比較することで、より一層理解が容易になるからです。

また、何の取組も行わない状態をベースラインとして、これとの比較で取組等の進捗度を伝える工夫も役に立つ場合があります。

2. 比較の基礎情報

比較を容易にするためには、比較の基礎となる情報が必要です。

そうした基礎情報として、経年比較では過去の一定期間にわたる取組の実績値、また、事業者間比較ではガイドラインや業界で一般的に使われている指標等の採用が有効です。

また、目標と実績によって取組の進捗度を管理している場合は、中・長期的目標の

併記も望めます。

3. 算定方法等の変更

数値データが事業者の各期間を通じて比較可能であるためには、算定方法や算定範囲等が各期間にわたって一貫していなければなりません。それゆえ、算定方法や算定範囲及び係数等を変更した場合は、その旨、理由、変更による影響について記載することが必要です。

4. 事業者間の比較

利用者が環境報告で事業者間比較を行う場合は、指標等の数値が算定される前提条件等についてよく注意する必要があります。各事業者の環境報告は必ずしも対象組織の範囲が同一ではなく、事業活動の諸条件が異なるなど、数値そのものが完全に比較可能な状態にはない場合が多いからです。

指標等の事業者間比較は、そのような算定条件の違いを勘案して、慎重に行うことが求められます。

原則 4) 理解容易性

環境報告は、特別な専門知識がなくても理解できるように、情報を適切に分類し、他の情報と関連づけ、または表現方法を工夫して、簡潔かつ明瞭に提供することが望めます。

1. 分類・区分表示

環境報告は、広範囲な種類の情報を提供するので、特別な専門知識のない利用者でも理解が容易になるように、それらの情報を適切に分類したり、区分表示して、簡潔かつ明瞭に伝える工夫が求められます。

環境報告の対象範囲が地域的・業種的に広い場合には、地域セグメント情報や事業セグメント情報等の提供も、利用者の理解を助ける有用な方法の一つです。

2. 他の情報との関連付け

環境配慮経営が事業活動と戦略的に一体化している状況では、環境配慮等の取組状況を事業戦略や財務数値と関連付けて説明したり、中・長期的な目標と関連づけて将来予測情報を提供することも、環境報告の理解容易性を高めます。

3. 数値情報の活用

環境報告では、できる限り数値情報を活用することが望めます。環境配慮等の取組における目標や実績を評価する上で、数値情報は環境報告の利用者の理解を助け、文章による記述情報の信頼性を高める効果があります。

とくに、KPI（頁「KPIの開示」の項を参照）のように、環境配慮経営における取組成果を的確に伝える指標を決定し、それを開示することが重要です。

なお、関係比率や指数等の加工した数値情報を開示する場合は、基礎となる実数値の併記が求められます。

4. 表現方法の工夫

わかりやすい環境報告を作成する上で、簡潔で平易な文章や文体の使用、グラフや写真等による説明の視覚化、難解な用語や専門的な数値について解説または用語集の開示は、きわめて有効な方法です。しかし、それ以外にも事業者の創意によって、環境報告の理解容易性を高める方法を工夫することが望まれます。

原則 5) 検証可能性

環境報告は、記載事項について、その前提条件、作成方法、算定根拠等を明らかにし、記載事項が対象事象を忠実に表現していることを、客観的に検証できるようにする工夫が望まれます。

1. 検証可能な開示方法

記載事項が対象となる事象を忠実に表現しているかどうか客観的に検証できなければ、利用者にとって環境報告を信頼できなくなるリスクが高まり、環境報告の有用性は著しく低下します。

それを防ぐためには、記載事項について、前提条件、集計範囲、算定方法、原データ等の作成プロセスに関する情報を開示し、前提条件からの論理的な推論や再計算等によって、作成結果の妥当性を検証できるようにすることが必要です。

原則 6) 適時性

環境報告は、利用者の意思決定に間に合うタイミングで、公表することが望まれます。

1. 望ましいタイミング

利用者の意思決定に役立つためには、できる限り早いタイミングで情報開示することが求められます。

たとえば、環境報告の対象期間後に発生した出来事が重要な情報である場合、対象期間の環境報告に間に合わせて開示したり、またはウェブ等で適宜開示することは、望ましい工夫です。

なお、環境負荷等の状況について経年変化を観察する利用者のために、すでに適時開示した重要な情報を、その後の期間も繰り返して開示することが有用な場合もあります。

2. 環境報告の重要な視点

環境報告の重要な視点は、環境配慮経営の方向性（ 頁参照 ）にある 5 つの重点事項のうち ～ の事項と、その継続的かつ確実な実行を担保するための「組織体制及びガバナンス」により構成されます。

これらは、経営全般に関する重点事項としても位置付けられ、事業者が重要性の判断により、主として全社的な環境配慮経営に関する記載事項を決定する際において必要不可欠となる視点です。開示される情報は、これらの視点に基づき選択され、情報利用者に提示される必要があります。

視点 1) 経営責任者の主導的関与

経営責任者には、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況について、社会に対して説明する責任があります。その責任を環境報告によって果たす場合、経営責任者は、重要な課題と取組方針を明確に説明し、その実行について明言することが求められます。

1. 経営責任者の説明責任

経営責任者は、出資者の拠出資本だけでなく、自然環境、労働力、リース資産、社会基盤等の様々な源泉の資本を利用して、事業活動を営んでいます。そのため、これらの資本の提供者に対し、その使用の顛末について説明する責任を有しています。

とくに、自然環境の場合は、社会全体で共有する公共財なので、経営責任者には、事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組状況を、社会に対して説明する責任があります。そして、事業活動に伴う自然資源の利用や環境負荷の発生状況と直接又は間接的に関係するステークホルダーにとって、「環境」が重要な情報となる場合には、**経営責任者は説明責任を履行する責務を負います。**

この説明責任を果たす上で、環境報告は重要なツールになっています。

2. 経営責任者のコミットメント

経営責任者は、重要な課題を明らかにして、それに対する取組方針を立案し、その実行を明言することで、環境報告において主導的な役割を果たすことが求められています。

とくに、取組方針の実行をステークホルダーに向けて明言することは、経営責任者が説明責任を果たす上で重要なプロセスであり、環境報告の基幹部分を構成しています。このプロセスは、一般的にコミットメントとも呼ばれていますが、そうした名称の如何に関わらず、環境報告ではまず取組方針の実行を「明言する」ことが起点になります。

視点 2) 戦略的対応

環境配慮経営の重要な課題が、事業活動にリスクと機会をもたらすことで事業戦略にも影響を与えている場合は、環境報告において、環境配慮等の取組状況を利用者に理解させるために必要な範囲で、戦略的対応の内容を規制動向等の背景情報と関連付けながら説明することが求められます。

1. 重要課題とリスク・機会

気候変動や資源制約のような重要な環境課題は、事業活動にとってリスク要因となる

だけでなく、その課題に対応する環境配慮型製品・サービス市場の出現によって、機会要因ともなります。

このような状況で、リスクと機会に対する対応が事業戦略に組み込まれる場合は、環境報告において、全社的な環境配慮等の取組状況を利用者に理解させるために必要な範囲で、関連する戦略的対応の内容を説明する必要があります。

2. 戦略的対応の内容

戦略的対応の内容については、次のような情報が含まれます。

- ✓ 事業戦略に影響を与えている重要課題
- ✓ リスクと機会の内容と事業活動への影響
- ✓ 事業戦略による対応の内容と期間
- ✓ 事業戦略の成否に関する将来見通し

3. 背景情報との関連付け

事業戦略は、現在のリスクと機会だけでなく、法規制等の動向を含む事業環境の変化に伴う潜在的なリスクと機会によっても影響を受けます。そのため、戦略的対応の内容を正確に伝えようとするれば、そうした変化に関する事業活動の背景情報と関連付けて説明することが肝要です。

視点3) 組織体制とガバナンス

環境報告では、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する社会的・経済的影響が正確かつ網羅的に把握され、それらに対する環境配慮等の取組方針が適切に実行されることを示すために、組織体制およびガバナンスの状況について説明することが求められます。

1. ガバナンスの状況

環境報告では、環境配慮等の取組を実行するための組織体制について、説明することが必要です。

その際に、この組織体制が健全かつ効率的に機能する上での基礎となるガバナンスの状況を明らかにしなければなりません。たとえば、組織体制における最高責任者、権限と責任の状況、報酬や業績評価等のインセンティブ・システム、全社的な経営組織におけるガバナンス構造は、環境配慮等の取組を実行するための組織体制に関するガバナンスの状況を知る上で重要な情報です。

2. 内部統制の状況

ガバナンスには環境報告を行う組織の内部統制も含まれます。環境報告の内部統制とは、環境報告が適正に実施されるように、一定のルールにもとづいて管理する組織体制をいいますが、利用者がその有効性を評価できるように、必要な情報を開示することが重要です。

視点 4) ステークホルダーへの対応

環境報告では、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する社会的・経済的影響が正確かつ網羅的に把握され、それらに対する環境配慮等の取組方針が適切に立案されていることを示すために、事業者のステークホルダーへの対応状況を明らかにすることが求められます。

1. ステークホルダーへの対応の重要性

事業者が、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する社会的・経済的影響を正確かつ網羅的に把握し、適切な環境配慮等の取組方針を立案・実行する上で、ステークホルダーへの対応は不可欠なプロセスです。

ステークホルダーへの対応は、環境配慮経営上の重要な課題を特定するのに有効な方法であり、その結果を踏まえて効果的な取組方針を立案するための前提条件だからです。

2. ステークホルダーへの対応状況

ステークホルダーへの対応は、事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダーへの関与能力を向上させて、その要請を事業活動や意思決定に反映させるための一連の組織的な行動プロセスです。通常は主要なステークホルダーごとにいくつかの対応チャンネルが設けられており、単なる情報伝達だけでなく、顧客の相談窓口制度、従業員満足度調査、サプライヤーとの意見交換会、ダイアログ、NGO/NPOとのパートナーシップ等のように、諮問や相談、対話、協働といった様々な関与形態をとって実施されるのが一般的です。

こうしたステークホルダーへの対応状況は、環境報告の利用者が事業者の環境配慮等の取組方針を評価する上で有力な支援情報となります。

視点 5) バリューチェーン志向

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況を明らかにするために必要な範囲で、バリューチェーンにおける環境負荷等の状況や環境配慮等への取組状況に関する情報を、開示することが求められます。

1. バリューチェーン志向の重要性（ 頁解説を参照 ）

気候変動や資源制約に対する国際的な政策動向のように、市場原理による規制が強化されつつある現状では、規制コストによるリスク要因や環境配慮型製品・サービス市場の出現による機会要因が、バリューチェーンで発生する可能性が大きくなっています。

こうした状況下で、これらのリスクと機会に対する対応方針を事業戦略に一体的に組み込む事業者の場合は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況の全体像を明らかにする上で、バリューチェーン全体を視野に入れた情報開示が必要になることがあります。

2. バリューチェーン情報の範囲

バリューチェーン志向の環境報告においては、環境配慮経営の戦略的な推進状況を評価する上で、次のような情報が有用です。

- ✓ バリューチェーンマネジメントの方針・目標・実績

- ✓ グリーン購入や環境調達・CSR調達の状況
- ✓ 環境配慮型製品・サービスの開発状況、販売実績、削減貢献
- ✓ 外部委託した輸送の状況
- ✓ その他の間接的な資源・エネルギー消費の状況

3. トレードオフへの配慮状況

特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させる場合は、それを回避するために、事業活動全体における資源・エネルギー消費と環境負荷の相互関係を十分に把握して、バリューチェーン全体で総合的に最適となるような方法で環境配慮等の取組を行う必要がありますが、その場合には、環境報告にも、こうしたトレードオフへの配慮状況について説明することが望まれます。

3. 環境報告を実施する上での基本事項

新設

環境報告を実施する上での基本事項は、環境配慮経営の実態をより客観的に情報利用者に伝え、かつ利用されることを目的として記載する際に重要となる記載事項全体に係わる留意点です。

これらは、環境報告の方向性にある「持続可能な資源・エネルギー利用」や最近の開示動向における課題を考慮したものであり、事業者による開示方法の改善と更なる発展が期待される事項とも言えます。

基本事項 1) 対象範囲と対象期間の明確化

環境報告では、対象とする組織の範囲および報告の対象期間を適切に決定し、これを明記することが必要です。

1. 対象範囲の明確化

環境報告の対象組織は事業者が経営する企業組織全体です。事業者が企業集団を形成している場合は、対象組織の範囲を財務会計の集計範囲に準じて連結決算対象組織全体とし、その旨を明記することが基本です。

対象組織の範囲が連結決算対象組織全体ではない場合や個々の記載事項で対象組織の範囲が異なる場合は、まず環境報告の対象組織の範囲を明確にし、それと異なる範囲を対象とする記載項目については、その対象組織の範囲を明記することが必要です。さらに、各開示範囲が全社的な環境負荷等のうちどの程度をカバーしているかについて、おおまかな目安(捕捉率)を開示することも有用です。

前回の環境報告と対象組織の範囲が異なる場合は、その旨と範囲の違いを説明し、経年での比較可能性に配慮することが望まれます。

2. 対象期間の明確化

適時性の観点から、環境報告は、少なくとも年一回、定期的に行うことが重要です。

環境報告の対象期間は、財務会計の決算期間と一致していることが望ましいのですが、それと異なる場合は、その対象期間を明記して下さい。

基本事項 2) 公表媒体の選択

環境報告では、利用者にとっての利便性と理解容易性を考慮して、適切な公表媒体を選択することが必要です。複数の公表媒体を併用する場合は、全体構成と個々の公表媒体の位置関係がわかるように説明し、各公表媒体間の相互参照が容易になるような工夫が望まれます。

また、ウェブを公表媒体として選択する場合は、環境報告へのアクセスの容易さ、情報の一覧性、規則的な情報の階層化等を勘案して、適切に環境報告を構成することが求められます。

1. 公表媒体の選択

環境報告では、利用者にとっての利便性や理解容易性を考慮して、適切な公表媒体を選択する必要があります。

また、選択した公表媒体では、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する社会的・経済的影響および環境配慮等の取組状況を、総合的かつ体系的に報告する必要があります。

2. 複数の公表媒体の併用

公表媒体の選択に際して、複数の公表媒体を併用する場合は、まず環境報告の全体構成を明示し、その中における個々の公表媒体の位置付けがわかるように説明すると共に、各公表媒体間の相互参照が容易になるような開示上の工夫をすることが望まれます。

3. ウェブを利用する場合

公表媒体として、ウェブを選択する場合は、次の点に留意することが必要です。

- ✓ 環境報告へのアクセスが容易であること
(トップページから環境報告へアクセスする際に、迷うことなく円滑に辿り着けるようにすること)
- ✓ 情報に一覧性があること
(サイトマップ等を活用して、環境報告の全体構成が一覧できるようにすること)
- ✓ 階層化された情報に規則性があること
(環境報告の目次における大項目・中項目・小項目などの情報の階層構造が、ウェブのディレクトリ構造にも反映されるように構成すること)

なお、上記以外にも、開示情報の対象範囲や対象期間が明確であることや、頻繁な更新等により過去情報が閲覧不能となることのないよう配慮することが求められます。

基本事項3) KPIの開示

環境報告では、可能な限り数値情報を活用して、記述情報の信頼性を高める工夫が必要です。とくに、環境配慮等の取組における戦略的な目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を説明するために、社会に対する説明責任に配慮して、KPIを適切に決定し、これを開示することが求められます。

1. KPIの意義

KPI(Key Performance Indicators)は、環境配慮経営における重要課題について、環境配慮等の取組状況や関連する事業活動の経過、業績、現況を効果的に計測できるような定量的指標であり、一般に「主要業績評価指標」と呼ばれています。

KPIは、環境配慮経営の重要な成果を反映し、事業者の社会に対する説明責任を果たす上で必要な個々の目標達成度を表すことができる指標でなければなりません。

2. KPIの決定(頁解説を参照)

環境配慮等の取組における戦略的な目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を分かりやすく説明する上で、KPIは有効なツールです。

KPIの決定にあたっては、経営責任者が戦略の進展状況、成果、現状を評価する上で

有効であると判断して利用する指標を選択することが重要です。また、それは、ステークホルダーにとって重要な指標である必要があります。

3. KPIの開示方法

KPIの開示方法には、総量(実数値)と原単位や環境効率等の関係比率がありますが、いずれが適切かは環境報告の目的から判断して決定すべきで、環境配慮等の取組に関する戦略との関連性がより強い指標を選択することが肝要です。

また、総量と原単位を併記したり、温室効果ガスのようにスコープ別に区分表示することが有用な場合もあります。

4. KPIの計算要素

KPIを開示する場合は、利用者の理解を容易にするために、その定義、計算方法、排出係数、原データの情報源、計算の前提条件、業界標準等のベンチマーク(基準値)を併記することが望まれます。さらに、環境配慮等の取組に関する戦略との関連性について記述的に説明することが効果的です。

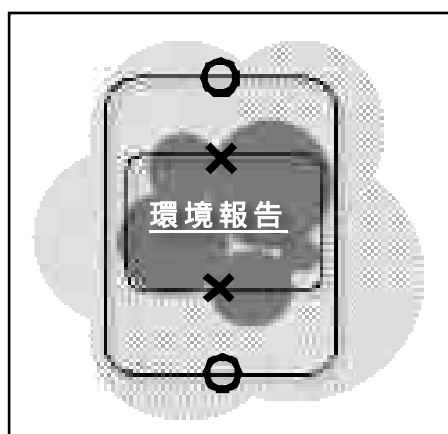
解説：「1. 環境報告の一般原則 (1) 目的適合性」と「1. 環境報告の一般原則 (2) 表現の忠実性」との関係

「(1) 目的適合性」は、「どの情報を記載するのか」に関する原則であり、表現の忠実性は、「その情報をどのように記載するのか」に関する原則となります。

事業活動に係わる情報（下図： の枠）には、目的適合性のある情報（下図： の枠）と目的適合性のない情報（下図： の枠のうち白い部分）が存在します。利用者によって目的は異なり、要請される情報の種類も変わってきますが、環境報告に記載される情報は、いずれかの利用者の目的に適合した情報である必要があります。それゆえ、事業者は、目的適合性の観点から情報の取捨選択をしますが、その際には「利用者の意思決定に影響を与える情報」（「重要な情報（下図： の枠）」）であるか否かで重要性の判断をして、記載事項を決定していきます。この取捨選択の過程において、重要であると事業者が判断した情報が、環境報告に記載されないということがないように、事業者は注意する必要があります。例えば、ある環境負荷の発生量に関して、発生量の総量を示さずに、削減総量や原単位当たりの排出量だけを示すことは、重要な情報が欠落している状態かもしれません。

次に、記載すると決まった情報は、情報の表現しようとする「事象」が忠実に、利用者に伝達されるように記載されなければなりません。どのように記載するかは、「(2) 表現の忠実性」にある3つの特性を満たす必要があります。そのうち、「忠実な表現に不可欠な情報が網羅されていること（完全性）」は、利用者が目的適合性のある情報により、元の「事象」を正しく理解できるよう他の補足情報などと併せて記載することを指します。例えば、ある利用者にとって、事業者の販売した製品を使用することで発生する温室効果ガス排出量の総量が、目的適合性のある情報であったとします。その場合に、すべての製品を合算した温室効果ガス排出量だけを記載したとしても、環境配慮等の取組状況を正しく理解することはできないため、製品別の内訳情報や前提とした耐用年数・排出係数・エネルギーの使用効率などの補足情報も併せて記載することでより正確な理解を図っていくことが求められます。

【図 目的適合性のある情報と重要な情報
及び環境報告との関係】



×のついた環境報告は、重要な情報（●の枠）が欠落している良くないケース。

○のついた環境報告は、すべての重要な情報を網羅しているケース。

なお、目的適合性のある情報（○の枠）だが、環境報告の対象にならない部分については、ウェブの環境情報データ集に記載するなどの工夫が必要です。

解説：「2. 環境報告の重要な視点 (5)バリューチェーン志向 1. バリューチェーン志向の重要性」

事業者は、新たな製品やサービスを社会に提供することを通じて、付加価値を創造し、社会の発展に貢献しています。また、他者による製品・サービスの利用や廃棄などを通じて、創造された付加価値は費消されていくことになります。そして、この付加価値の創造と費消の連鎖（バリューチェーン）は、一事業者のみならず多くの関係者の経済活動により成り立っています。

事業者は、このバリューチェーンにおいて一役を担っているといえます。そして、このバリューチェーンの各局面における活動において、天然資源の利用がなされ、環境負荷による影響が生じています。つまり、自らの付加価値の創造は、川上から川下までの多くの関係者による環境負荷の状況や環境配慮等の取組と密接に関わっていると考えられます。

環境問題が深刻化し、事業者の責任が拡大していくなかで、環境配慮経営の目指すべき姿は、バリューチェーン全体における天然資源の利用（Input）を持続可能なものとし、事業活動に伴う環境負荷による影響（Output）を極力低減するように配慮して、かつ付加価値の最大化を目指すことに他なりません。

そのためにも、まずは、バリューチェーン全体における天然資源の利用状況や環境負荷の発生状況を正しく把握することが重要です。その上で、自らの環境配慮経営が、川上の事業者による環境配慮経営の基に成り立っており、また川下における環境配慮行動に影響を与えることを認識する必要があります。そして、ステークホルダーとの対話などを通じて重要な環境課題を適切に特定し、さらにその課題に対して川上から川下までの関係者と協働するなどして戦略的に対処していくことが望まれます。

【図 バリューチェーン全体と環境負荷等の関係】

解説：「3.環境報告を実施する上での留意事項 (3)KPIの開示 2. KPIの決定」

KPIは、経営責任者が戦略的な環境配慮経営の進展状況、成果、現状を評価するのに有効であると判断して主として日常的に利用する定量的指標であり、情報利用者にとっては環境配慮経営の戦略や目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を理解し、経営行動の是非を評価するために有用な情報です。

例えば、温室効果ガスの削減戦略・目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を評価するのに、温室効果ガス排出量(総量)は有用な KPI です。これを、必要に応じて、事業活動から直接的に発生する排出量(スコープ 1)、電力等のエネルギー購入によって間接的に発生する排出量(スコープ 2)、バリューチェーンで間接的に発生するその他の排出量(スコープ 3)に区分表示したり、または原単位指標のような生産量や売上高等の産出指標との関係比率に加工して開示することがありますが、いずれが適切な KPI かは環境配慮経営の実態開示という環境報告の基本目的から判断して決定すべきで、環境配慮経営の戦略との関連性がより強い指標を選択することが肝要です。

ただし、自然環境という公共財を使用することに付帯する説明責任を果たすためには、環境負荷の状況を排出量の総量で表示することが基本であり、区分表示や原単位指標等の関係比率(環境効率)は、総量に併記する形式で開示することが望まれる開示方法です。

また、KPIは、その性格上、事業活動の規模・内容に応じて、事業者ごとに異なるのが一般的です。そのため、業界ごとに一定の指標が存在する場合も少なくありません。本ガイドラインでは、環境配慮経営の状況を説明するために有用な KPI として、第 6 章から第 8 章に代表的な数値情報を「(1)記載すべき情報・指標」として提示しています。これらはいずれも、すべての事業者に共通して有用と考えられる指標ですが、事業者の属する産業部門や事業活動の実態から判断して、適用できなかつたり、追加すべき指標があつたりすることも事実です。最終的に事業者が KPI を設定するに際しては、比較可能性をより発展させるためにも、環境政策や業界で利用する目標等との整合性についても勘案していくことが期待されます。

なお、開示された数値情報の中には、重要性の高い情報とそうでない情報が混在する場合があります。このような場合は、とくに重要性の高い情報や指標が判別できるように、区分表示したり、ハイライト表示したりする工夫が必要です。

第3章 環境報告の記載枠組み

環境報告の全体構成

環境報告の記載項目は、概ね以下の順序にて構成されます。

1. 報告の基本的要件
2. 経営責任者の緒言
3. 環境報告の概要
 - ・ 環境配慮経営等の概要
 - ・ K P I の時系列一覧
 - ・ 個別の環境課題に関する対応総括
4. 環境配慮経営の状況
5. マテリアルバランス
6. 個々の環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況
7. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況
8. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況
9. その他の記載事項

「K P I の時系列一覧」、「個別の環境課題に関する対応総括」、については、参考開示様式をご参考に作成してください。

また、環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況は、環境負荷及び環境配慮等の取組に含めるか、又はそれらに関連させて記載します。

なお、事業特性等に応じて内容が異なる事業者固有の記載事項に関しては、記載に当たって創意工夫が望まれます。

1. 報告の基本的要件 【第4章】

報告対象組織の範囲（捕捉率等を含む）、報告対象期間、報告方針、公表媒体の方針等を記載します。

2. 経営責任者の緒言 【第4章】

経営責任者による誓約（トップ・コミットメント）、環境方針、将来ビジョン、戦略、目標、実績結果の評価など、環境配慮経営に関する経営責任者の考えを記載します。

3. 環境報告の概要 【第4章】

(1) 環境配慮経営等の概要

事業者の事業全体の概要と環境配慮経営等の概要（主として、全社的な環境配慮経営に関する概要）を記載します。なお、事業の概要と環境負荷及び環境配慮の取組等の状況を関連させて記載したり、セグメント別に記載したり、K P I の推移や当年度のトピックスを記載するなどして、創意工夫し、分かりやすく簡潔に環境報告の全体を説明することが期待されます。

(2) K P Iの時系列一覧

事業者が目標として設定したK P Iについて、過去5年の時系列情報を一覧形式で記載します。算定方法の変更による影響など、利用者の理解のために必要な情報についても付記することが望まれます。

【参考開示様式1：K P Iの時系列一覧】

【参考開示様式2：K P Iの時系列一覧】

(3) 個別の環境課題に関する対応総括

環境配慮経営の実態を開示するために重要な情報に関して、事業者の自然資源の利用状況や環境負荷の発生状況、その持続可能な利用及び負荷低減への対策を、戦略・計画、目標、実績、分析・評価、次期以降の取組などの区分により総括して一覧形式にて記載します。また、環境課題に関連する財務数値を含めて作成することも可能です。

なお、記載に当たっては、重要な環境課題を明確にすること、K P Iを明記すること、総量及び原単位情報などを実績として記載すること、数値情報の理解のために必要な付記情報を併記することなどに留意する必要があります。

【参考開示様式3：個別の環境課題に関する対応総括】

【参考開示様式4：個別の環境課題に関する対応総括】

4 . 環境配慮経営の状況 【第5章】

(1) 環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略等

重要な環境課題、環境配慮に関する取組方針、ビジョンや戦略等とその対応状況など、全社的な環境配慮経営に関する事項を記載します。

(2) 組織体制とガバナンスの状況

環境配慮経営に関する組織体制、ガバナンスの全体像、環境に関する法規制等の遵守状況、環境報告に関する内部統制など、環境配慮経営を推進するための組織体制や環境報告を適正に実施するための体制について記載します。

(3) ステークホルダーへの対応の状況

ステークホルダーとのコミュニケーション、国・地方公共団体等との連携の状況、環境に関する社会貢献活動の状況など、ステークホルダーへの対応状況を記載します。

(4) バリューチェーンマネジメントの状況

バリューチェーンマネジメントの方針・目標、バリューチェーンにおける取組状況としてグリーン調達、環境に配慮した製品等の研究開発や販売等の状況、環境に配慮した輸送などを記載します。

なお、個別の環境負荷及び環境配慮行動に関連するバリューチェーン情報に関しては、「6 . 個々の環境負荷及び環境配慮行動に関する状況」にて記載することも可能です。

(5) 投融資における環境配慮の状況

投融資に際して環境に配慮することの方針や取組状況などを記載します。

5 . マテリアルバランス 【第6章】

事業活動全体における物質やエネルギー等のインプット、アウトプットを把握するマテリアルバランス*の考え方に基づき事業活動の環境負荷を捉えます。

総エネルギー投入量、総物質投入量、水資源投入量などのインプットの総量と、総製品生産量やサービスの提供量、各環境負荷の発生量などアウトプットの総量、及びリサイクルなど循環利用している物質の総量を記載することにより、環境負荷の発生と資源や物質等の量的バランスを概括するように記載します。

6 . 個々の環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況 【第6章】

(1) 資源・エネルギーの投入状況、

総エネルギー投入、総物質投入、水資源投入の数値情報とその低減対策などを記載します。

(2) 循環的利用を行っている物質に関する対応策

リサイクルしている物質の数値情報と対策について記載します。

(3) 生産物・環境負荷の産出・排出状況

総製品生産量、温室効果ガスの排出、総排水、大気汚染、生活環境に係る負荷、化学物質、その他の有害物質の産出・保管・排出、廃棄物等総排出、廃棄物最終処分、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に関する数値情報とその対策などを記載します。

7 . 「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」を表す情報・指標 【第7章】

重要な環境課題に関連する経済的影響について、財務数値等を利用して記載します。また、環境会計等により、環境保全に関わる財務数値等を記載します。

なお、重要な環境課題に関連する経済的影響に関しては、「4 . 環境配慮経営の状況」、「6 . 個々の環境負荷及び環境配慮行動に関する状況」にて記載することも可能です。

8 . 「環境配慮経営の社会的側面に関する状況」を表す情報・指標 【第8章】

重要な環境課題に関連する社会的影響について、社会に関する情報・指標を利用して記載します。また、その他の社会に関する情報・指標も併せて記載することも有用です。

9 . その他の記載事項等 【第9章】

(1) その他の記載事項

環境報告の対象期間末以降に生じた重要な事象（後発事象）やその他利用者にとって有用と判断される情報について記載します。

(2) 環境情報の審査等

第三者審査及び第三者意見等により情報の質に関して、第三者が検証をしている場合にはその内容や意見書等を記載します。

第二部 環境報告の記載事項

- (1) 本ガイドラインの第二部で示した 項目の記載事項は、環境報告の代表的な情報・指標です。
- (2) そのうち、事象者が説明責任を果たす上で、全ての事業者に通じて重要性があると考えられる事項を、各項目において「記載すべき情報・指標」として「ア.～」 「イ.～」 「ウ.～」・・・で表記しています。
- (3) 「記載すべき情報・指標」に記載された事項の中で、記載しない事項がある場合には、その旨を開示することが求められます。
- (4) また、報告対象とする情報利用者の種類、事業者の業種や事業・地域特性等により、重要性があると考えられる情報・指標に関しては、「重要性がある場合に記載する情報・指標」として「>～」で表記しています。
- (5) さらに、「記載すべき情報・指標」及び「重要性がある場合に記載する情報・指標」のそれぞれにおける例示項目を「・～」で表記しています。
- (6) これら以外にも事業活動やステークホルダーとの関係から「重要な情報」が存在する場合は、その事項を開示することが必要です。

(注)

情報・指標の記載にあたっては、必要に応じて国内・海外に分けて記載することが望まれます。

算定式や単位は一般的なものを記載していますが、実務上で用いられている算定式や単位で記載することができます。また、算定に用いた算定式や係数等を記載することが必要です。

本ガイドラインは環境報告の項目立て及び各項目の情報・指標の記載の仕方や順番を規定するものではありません。記載すべき情報・指標の内容が重複する場合は、項目毎に記載する必要はなく、まとめて記載することができます。

これらの情報・指標のうち、地域別・サイト別情報やその他内訳情報など、より詳細な情報に関しても、利用者の情報ニーズや利便性などを勘案し、巻末や環境情報データ集などにおいて、継続して記載していくことが望まれます。

第4章 環境報告の基本的事項

2007年版 基本的項目
(B I) を元に改訂

環境報告において記載する環境報告の「基本的事項」は、以下の項目です。本章では、それぞれの基本的な考え方や記載する具体的な情報・指標等について解説します。

- 1： 報告にあたっての基本的要件
 - 1-(1)： 対象組織の範囲・対象期間
 - 1-(2)： 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異
 - 1-(3)： 報告方針
 - 1-(4)： 公表媒体の方針等
- 2： 経営責任者の緒言
- 3： 環境報告の概要
 - 3-(1)： 環境配慮経営等の概要
 - 3-(2)： KPIの時系列一覧
 - 3-(3)： 個別の環境課題に関する対応総括

(改訂のポイント)

- ・ 第2章に記載した「環境報告の一般原則」及び「環境報告の記載に当たっての基本的事項」に合わせ、記載内容を充実。
- ・ 基本要件として、1-(2)対象期間の差異、1-(3)(4)を追加。
- ・ 環境報告の概要について、2007年版の事業の概況及び環境報告の概要を合算して、内容の整理・見直し。
- ・ 重要な指標等のテンプレートに関して、見直し。
- ・ 数値情報に関する補足情報の記載を充実。

1. 報告にあたっての基本的要件

環境報告を利用者が利用するに当たって前提として理解しておくべき基本的な要件に関して、環境報告書の冒頭など特定の分かりやすい場所に記載します。具体的には、報告対象組織の範囲（捕捉率等を含む）、報告対象期間、報告方針、公表媒体の方針等を記載します。

(1) 報告対象組織の範囲・対象期間

環境報告の対象とした組織の範囲（対象範囲）及び対象期間について、記載します。なお、対象範囲や対象期間を変更した場合には、その旨及び前回の報告との範囲の違いや変更による影響を記載する必要があります。

記載すべき情報・指標

- ア. 報告対象組織
- イ. 報告対象期間
- ウ. 報告対象組織及び報告対象期間を変更した場合、その旨

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 報告対象組織を変更した場合には、範囲の違い
- ▶ 報告対象期間を変更した場合には、変更による影響

【記載にあたっての留意点】

- (i) 報告対象組織を連結決算対象組織の一部に限定した場合には、その異同が分かるように、報告対象とした工場・事業所・子会社の範囲（名称及び数）等を記載します。
- (ii) 記載項目等により範囲が異なる場合は、項目毎の範囲を記載します。ただし、範囲が異なる項目の記載箇所において付記することもできます。
- (iii) 報告対象期間を変更した場合、影響が大きな数値情報等に併記して、影響を記載します。

解説

環境報告で対象とする組織の範囲（バウンダリー）は、原則として連結決算対象組織全体が基本です。しかし、報告対象組織の範囲を限定している場合もあるため、連結決算対象組織全体との異同が分かるように記載する必要があります。また、報告対象期間の変更は、KPIや環境負荷の状況等の数値情報の比較可能性に影響するため、影響が大きい情報についてその影響を付記する必要があります。

(2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異

報告対象組織を連結決算対象組織の一部に限定した場合には、対象範囲の決定方針や、報告対象組織及びその環境負荷が事業全体の環境負荷等の内どの程度を占めているかを利用者に伝えるために、事業者が独自に工夫してその捕捉率等を記載します。また、捕捉率等の計算根拠等を明示する必要があります。

報告対象期間が財務会計の決算期間と異なる場合には、その差異について明記する必要があります。

記載すべき情報・指標

- ア. 報告対象組織を限定した場合、対象範囲の決定方針
- イ. 報告対象組織の事業全体（連結決算対象組織全体）に占める環境負荷等の割合（「捕捉率」）又は報告対象組織に係わる経営指標等
- ウ. 報告対象期間の財務会計期間との差異

【記載にあたっての留意点】

- (i) アの対象範囲の決定方針は、重要な環境課題と関連させたり、天然資源の利用や環境負荷の発生に関連させることにより、主要な会社について漏れなく対象範囲に含めているか否かが利用者に分かるように、範囲の限定に関する方針を記載します。
- (ii) 捕捉率は、基本的に環境負荷により算定することが望まれます。
次のような情報・指標により、環境負荷の捕捉率を説明。
 - ・ 連結決算対象組織全体の温室効果ガス排出量に対する報告対象組織の温室効果ガス排出量の割合（エネルギー使用量や事業内容によっては、電力消費量等把握の容易なもので代替することも考えられる。）
 - ・ 連結決算対象組織全体の資源投入量に対する報告対象組織の資源投入量の割合
 - ・ その他、事業内容に応じ、代表的な環境負荷に関する環境負荷の捕捉率
 - ・ 上記以外に、事業者独自の創意工夫による事業全体に対する環境負荷の捕捉率
- (iii) 環境負荷の捕捉率が合理的に把握できない場合は、捕捉対象の環境負荷が連結決算対象組織全体における環境負荷に占めるおおよその割合又は開示した環境負荷の範囲に合致した報告対象組織の経営指標等を記載します。
次のような指標を補足的に組み合わせることにより捕捉状況を説明。
 - ・ 報告対象組織の売上高及び連結決算対象組織全体の売上高に対する報告対象組織の売上高の割合
 - ・ 報告対象組織の総資産及び連結決算対象組織全体の総資産に対する報告対象組織の総資産の割合
 - ・ 報告対象組織の生産高（施工高）及び連結決算対象組織全体の生産高（施工高）に対する報告対象組織の生産高（施工高）の割合
 - ・ 報告対象組織の従業員数（職員数）及び連結決算対象組織全体の従業員数（職員数）に対する報告対象組織の従業員数（職員数）の割合
 - ・ 上記以外に、事業者独自の創意工夫による指標
- (iv) 報告対象期間の財務会計期間との差異は、工場・事業所・会社名や期間、及び重要な影響の有無等を具体的に記載します。

解説

報告対象組織の「環境負荷の捕捉率」とは、報告対象組織の事業活動に伴う環境負荷が事業全体の環境負荷に占める割合を示す指標です。事業者の財務上の報告範囲は連結決算対象組織が基本となっていることから、「環境配慮経営」の報告である環境報告の範囲も、原則としては連結決算対象組織の全てを報告範囲とし、その環境負荷を記載することが期待されます。しかし、報告対象組織の範囲を決定する際に、連結決算対象組織の特定の範囲で環境負荷の大半が捕捉出来る場合には、その範囲を報告対象としても大きな問題は発生しないと考えられます。また、限られた組織から報告を始め、徐々に対象組織を広げることも考えられます。そこで、実際に報告対象となった組織の環境負荷の捕捉率を示す必要があります。

しかしながら現状では、多くの環境報告書では、事業者の報告範囲の環境負荷が連結決算対象組織全体の中でどれ位捕捉されているかが曖昧です。このことは事業者自身にとってもステークホルダーにとっても、その判断や意思決定を誤らせる可能性があり、環境負荷の捕捉状況は「環境配慮経営」における最も基本的かつ重要な事項と考えられます。

ただし、小規模の事業所や子会社等を含め、すべての連結決算対象組織の環境負荷を補足して捕捉率を算出することが困難な状況や費用対効果が合理的でない場合があります。その場合には、報告対象組織に係わる売上高、総資産等の経営指標を全体の経営指標と併せて開示することにより、およその補足割合を利用者が把握できるようにすることが必要です。その際、環境負荷以外の数値情報を利用する場合には、採用した数値情報と自然資源の利用や環境負荷の発生状況との因果関係に留意する必要があります。

特に、海外で事業展開する日本企業が増加している現状に鑑み、国内だけでなく海外を含めた自らの環境負荷の全体像を正確に把握・管理するために、効率的・効果的な環境負荷の計測・収集システムを構築することが強く期待されます。

(3) 報告方針

環境報告の一般原則を具備するために、事業者がその報告において採用した方針等について記載します。また、環境報告を複数の報告書において実施している場合、公表形式間の関連性について記載します。さらに、環境報告書の作成に当たり準拠あるいは参考にした環境報告等に関する基準又はガイドライン等についても付記します。

記載すべき情報・指標

- ア. 記載事項の決定過程や他の報告との関連性など、報告において採用した方針等に関する事項
- イ. 準拠あるいは参考にした環境報告等に関する基準又はガイドライン等（業種毎のものを含む。）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ ステークホルダーからの意見や質問を受付け、質問等に答える旨の記述等、何らかのフィードバックの手段
- ▶ 本ガイドライン以外の基準又はガイドライン等に準拠または参考に独自の項目等により環境報告書を作成した場合には、本ガイドラインとの項目別対比表

【記載にあたっての留意点】

- (i) 記載事項の決定過程は、重要性の判断根拠や重要な情報が網羅的に記載されていることが分かるように記載します。
- (ii) 重要性の判断は、重要な環境課題の特定やステークホルダーとの対応などに関連するため、より詳しい内容は関連するページで記載することが望まれます。
- (iii) 複数の報告書を作成している場合、企業情報のうち環境・社会・経済のどの分野の情報をどの報告書に記載しているのか、またそれぞれ関連づけているのかを図等を用いて分かりやすく記載します。

解説

事業者が、重要性の判断により記載事項をどのように決定し、また環境報告の一般原則のうち、特に「目的適合性」と「表現の忠実性」について如何に具備したのかについて、説明することが期待されます。また、経済・社会など他の分野の情報がどの報告に記載されているのか、各公表形式との関連性などを分かりやすく説明することも事業活動の全体像を利用者に理解してもらうためには必要です。報告方針は、このように重要な環境情報により環境報告を作成するに当たっての方針です。

さらに、環境報告を策定した根拠となる基準やガイドライン等に関して記載したり、項目別対比表を巻末等に添付することで、利用者の理解可能性や比較可能性をさらに高めることにつながります。

(4) 公表媒体の方針等

冊子・印刷物、インターネット(URL)での公開、CD等の複数の公表媒体により環境報告を実施している場合には、各公表媒体における掲載等に関する方針を記載します。また、公表媒体毎に環境報告の入手や閲覧の方法、作成部署及び事務連絡先、発行年月日等を記載します。

記載すべき情報・指標

- ア. 公表媒体における掲載等の方針に関する事項(環境報告の構成一覧と各公表媒体に掲載した情報の範囲、ウェブの利用に関する開示ルールなど)
- イ. 公表媒体毎の入手や閲覧の方法(冊子やCD等の入手方法、ウェブサイトのURLなど)
- ウ. 作成部署及び事務連絡先(担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等)
- エ. 環境報告書の発行日
- オ. 環境報告の外部審査を受審した場合は、その旨

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 報告対象期間内もしくは期末日以降発行日までの間に、環境報告書に関連する環境報告を別途実施している場合には、当該報告の名称及び発行日等
- ▶ 環境情報に関連する主な公表資料の一覧(その概要や入手方法も含む)

【記載にあたっての留意点】

- (i) 主要な公表媒体としてウェブを選択した場合、冊子による環境報告書と同様に「環境報告の基本的事項」(報告対象組織の範囲、報告対象期間、報告方針等)の記載が必要となります。
- (ii) 第2章に記載したとおり、ウェブを利用した場合には、アクセスの容易性、情報の一覧性、階層化された情報の規則性などに留意して記載します。具体的には、以下のような点に考慮することが期待されます。

環境報告へのアクセスが容易である

- ・ トップページから3クリック以内、可能であれば2クリック以内で環境報告にアクセスできるようにする
- ・ 情報へスムーズにたどりつけるように、環境報告専用の入口を設ける等、設計に配慮する

情報に一覧性がある

- ・ 冊子形式の目次に相当するような、環境報告単独のサイトマップを設ける

階層化された情報に規則性がある

- ・ 開示情報が、年次報告に該当するのか非定期的に公表しているトピックス情報なのかを明確にする

- (iii) 環境報告を別途実施している場合における当該報告の名称及び発行日等の「等」には、入手や閲覧の方法（ウェブサイトの URL など）が該当します。
- (iv) ウェブを利用した場合であっても、環境報告の対象年度及び発行日が明確になるようにする必要があります。また、一括でダウンロードできるなどし、利用者が一覧性のある報告書を容易に入手できるような工夫も必要です。
- (v) 経年的な比較可能性を確保するために、過年度の環境報告もバックナンバー等として開示することが望まれます。
- (vi) 環境情報に関連する主な公表資料の一覧には、会社案内、有価証券報告書、アニュアルレポート、環境マネジメントシステム（ISO14001 及びエコアクション 21 等）の環境コミュニケーション資料、環境配慮型製品等のパンフレットなどがあります。
- (vii) 外部の第三者により数値情報等の審査を受けた箇所について、明記します。

解説：複数の公表媒体の利用

環境報告にあたっては、事業者を取り巻くステークホルダーとのコミュニケーションを深め、より多くのステークホルダーが活用する機会を作ることが大切です。ただし、ステークホルダー毎により、環境報告の利用目的や情報ニーズ、アクセスの容易性などが異なってくるため、それぞれに適した公表媒体を選択して、環境報告を行う必要があります。また、報告の質を落とさずに、かつ複数の公表媒体の効果的かつ相互に連携した利用が期待されます。

環境情報を冊子だけではなく、インターネットを併用する等の工夫をし、利用者にとって必要な情報をタイムリーに提供することが期待されます。また、より多くのステークホルダーに、より簡潔に環境報告書の内容を伝えたい場合には、環境報告書の要点のみを分かりやすくまとめた、いわゆるダイジェスト版等を別途作成し、広く配布する方法もあります。

ただし、複数の公表媒体（冊子・印刷物やインターネットなど）を使い分けた場合に、重要な情報の体系であったり、どのように考えて公表媒体を決定したのか、またどの情報がどこに載っているのかなどに関する方針等を記載することが必要となります。

また、安易な情報更新や過去の情報が保存されなかったり、情報が氾濫したり、階層が複雑になったりしないよう留意が必要です。その他にも、情報開示の内部統制を整備したり、各公表媒体において発行日を明確にしたり、報告として一括ダウンロードを可能にしたり、過去の報告を維持・管理しておくなどの配慮が必要となります。

さらに、インターネットを併用する場合は、掲載している情報がどの時期の情報であるかを明記し、冊子の情報との違いが分かるように工夫することや、関連した情報を掲載したインターネットの URL を冊子に示す等、冊子の情報との関係を明確にすることが必要です。また、過去の情報についても参照できるようにしておくことが期待されます。

解説：情報通信技術（ICT）の有効活用

情報通信技術（ICT）を利用した開示は、環境報告の一般原則における比較可能性、理解容易性、検証可能性、適時性の質的特性を備えるに当たって、有効となります。

例えば、情報を容易に最新の状態に更新することが可能であったり、重要な環境パフォーマンス情報や環境配慮の取組について、追加的な情報発信をすることが可能であったりします。また、同業種において情報の比較分析をしたり、報告書内における情報の整合性を検証することも可能であったり、情報通信技術（ICT）の利用は、利便性や理解容易性などを追求するのに有用であると考えられます。

そのため、事業者においては、多くのステークホルダーに情報が有用なものとして利用されるためにも、情報通信技術（ICT）を上手く利用して環境報告を実施することが望まれます。例えば、「KPIの時系列一覧」や「個別の環境課題に関する対応総括」等、環境報告書の主要な情報の公表や、詳細なデータをインターネット上で公表することなども考えられます。

また、事業所を立地して活動している地域の情報に特化した地域版の環境報告書（環境サイトレポート）も地域とのコミュニケーションにおいて有効です。このサイトレポートや地域情報のある環境情報データ集を、情報通信技術（ICT）を利用して開示することが考えられます。共通フォーマット化した簡易的な環境報告により、地域住民等が必要とする水資源投入量、大気汚染や生活環境に係る負荷量、化学物質の排出量、総排水量等の地域性の高い環境パフォーマンスに関する情報や地域での活動に関する情報等に重点を置いて、簡潔に取りまとめることが可能となります。

なお、環境に関する重要な事象が起きた場合には、関連する情報を速やかにインターネット等で公表することが期待されます。

2. 経営責任者の緒言

経営責任者の緒言の中において、経営責任者自らの言葉で、重要な課題と取組方針を明確に説明し、その実行について明言します。

このコミットメント（約束）において、環境負荷の状況やKPIなどを交えて具体的に取組方針を記載する必要があります。また、将来ビジョン、経営戦略における位置づけ、取組の現状や評価等を総括的に盛り込むことが望まれます。

記載すべき情報・指標

- ア. コミットメント（重要な課題と取組方針、目標及びその実行についての約束）
イ. 経営責任者による環境配慮経営の認識、評価及び方向性、並びに署名

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 環境配慮経営の中長期における将来ビジョンとその想定期間
- ▶ 事業全体の経営戦略における位置づけ
- ▶ 地球環境や社会全体に関する将来も含めた問題認識と事業との関連性（バリューチェーン全体を視野に入れて）
- ▶ 持続可能な社会のあり方と社会的責任についての認識や取組方針

【記載にあたっての留意点】

- (i) KPIなどの数値情報を含め、客観的な目標や取組の内容をコミットメントに含めることが求められます。
- (ii) 自らの業種、規模、事業特性あるいは海外展開等に応じた適切かつ具体的なものである必要があり、単なる一般論や環境報告の概要を述べるだけでは不十分です。

解説

経営責任者の緒言は、経営責任者もしくは代表権のある環境担当役員の環境報告にあたっての概括的なステートメントとして記載されるものです。そのため、細かな点を詳しく述べるのではなく、経営責任者の「環境配慮経営」に対する考え方が、経営責任者自身の言葉で率直に語られるとともに、その実行を社会に対してコミットメント（約束）を行うことが必要です。

環境報告にあたっては・自らの業種、規模、事業特性あるいは海外展開等を踏まえる

・事業活動における環境配慮の取組方針、事業活動に伴う環境負荷の状況、事業活動における環境配慮の取組内容、実績及び目標等を明確かつ簡潔に総括する

・これらの取組を確実に実施し、目標等を明示した期限までに達成することを約束する（コミットメント）

こと等に配慮することが望まれます。

3. 環境報告の概要

報告対象期間における環境配慮経営の状況を概括的に示すために、「環境配慮経営等の概要」、「KPIの時系列一覧」及び「個別の環境課題に関する対応総括」により、総括的に説明します。

(1) 環境配慮経営等の概要

事業の概要で経営全体の概要を示した上で、事業の概要に関連付けて、主として全体的な環境配慮経営等の概要を簡潔に記載します。その際、経営指標とKPIとの関係を示したり、時系列で環境負荷の状況を併記して、その分析結果やセグメント別(事業や地域)の内訳を示したりすることも有用です。

記載すべき情報・指標

ア. 事業の概要

- ・ 主たる事業の種類(業種・業態)
- ・ 従業員数
- ・ 主要な製品・サービスの内容(事業分野やセグメントなど)
- ・ 業績等

イ. 環境配慮経営の概要

- ・ 重要な課題、ビジョンや事業戦略、主な対応や今後の方向性など
- ・ 主要な環境配慮型の製品・サービスの内容(事業分野等)
- ・ 対処すべき課題(設備投資、研究開発、法令遵守など)

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 報告対象期間中に発生した組織構造、株主構成、製品・サービス等の重大な変化の状況
- ▶ ステークホルダーとの関係から重要と判断されるトピックスや特集
- ▶ 社会的に注目を集めている特定の事象や活動(自社に不利な情報を含む)
- ▶ 主たる事業活動の範囲、工場・事業所数、本社・主要な工場・事業場の所在地及びそれぞれの生産品目
- ▶ 事業者の沿革及び事業活動における環境配慮の取組の歴史等の概要
- ▶ 対象市場や顧客の種類、取引先を含めた生産形態等
- ▶ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況(第7章及び第8章参照)

【記載にあたっての留意点】

- (i) 事業の概要は、報告対象期間の事業概況に関して、環境配慮経営の全社的な位置づけを示すため必要となる総資産、売上高、損益額、生産額、付加価値額等の経営指標を用いて、その概要を説明します。
- (ii) 「環境配慮経営の概要」は、主として全社的な環境配慮経営の状況（第5章）に関して、重要な課題や中長期的な目標への対応、当期のトピックス等が利用者に概括的に分かるように、簡潔に記載します。
- (iii) 経営指標については、概ね過去5年間を記載します。なお、「環境配慮経営等の概要」では図表等を用いて記載し、数値情報は「KPIの時系列一覧」か巻末等に経営指標一覧として記載することも可能です。
- (iv) 報告対象組織を連結決算対象組織の一部に限定している場合には、売上高等の経営指標は合算数値等（重要性により内部取引額を消去）により記載することができます。その場合は、その旨を付記する必要があります。
- (v) 事業者の生産品目の記載にあたっては、主要な原材料の採掘、調達、営業や販売活動を行っている地域について、日本国内だけか、海外も含むのか、特定地域のみか等を考慮します。
- (vi) 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を付記します。
- (vii) 合併、分社化、子会社や事業部門の売却、新規事業分野への進出、工場等の建設等により、環境負荷に大きな変化があった場合にはその事実と影響等に関して記載します。
- (viii) 「環境配慮経営の概要」については、「KPIの時系列一覧」や「個別の環境課題に関する対応総括」において記載することも可能です。

解説

環境報告の記載項目は多岐にわたっており、ステークホルダーに環境配慮経営の概要を分かりやすく伝えるために、環境配慮経営の方向性、重大なリスクへの対応状況、特別に発生した事象など、報告期間におけるとくに重要な事柄を中心に、「環境配慮経営等の概要」を工夫して作成することが望まれます。

また、事業の概要（主たる業種業態や活動範囲）と環境負荷の状況及び環境配慮等の取組とを関連付けて記載することにより、環境配慮経営の理解が更に深まることが期待されます。また、KPIとの関係が分かるように、関連する経営指標等を記載することが望まれます。

さらに、トピックスや特集のページを設けて環境報告書に掲載する等、利用者の関心に応える工夫をすることが期待されます。また、必要に応じて、特集に記載することにした背景についても利用者に説明することや図表や写真等を活用し、分かりやすく説明することが望まれます。

ただし、トピックスや特集をもって体系的な情報の代わりとすることはできません。トピックスや特集にスペースを割きすぎることによって、必要な情報が十分に提供されないことのないように配慮する必要もあります。

(2) KPIの時系列一覧

事業者が設定したKPI (Key Performance Indicators：主要業績評価指標)について、概ね過去5年間を一覧にて記載します。また、KPIの集計範囲、総量・原単位の区分等について付記します。なお、中長期におけるKPIの目標値を併記し、その進捗状況などを併せて記載することも有用です。参考開示様式1、2を、参考にして作成してください。

記載すべき情報・指標

- ア. KPI (概ね過去5年分)
- イ. KPIに関する補足情報
 - ・ KPIの集計範囲(バウンダリ)
 - ・ 総量及び原単位の区分

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 中長期におけるKPIの目標値と達成状況
 - ・ 中長期目標値(制定時期、基準とした時期、対象期間及び目標時期)
 - ・ 基準とした時期のデータ
 - ・ 目標の対象期間末までの達成状況
- ▶ その他、KPIに関連する補足情報
 - ・ 集計範囲、算定方法を変更した場合、その旨

【記載にあたっての留意点】

- (i) 「個別の環境課題に関する対応総括」との関連に留意して、記載します。
- (ii) 集計範囲、算定方法の変更による影響が重要な場合には、その旨と影響を付記する必要があります。(P 「数値情報に関する補足情報」参照)
- (iii) 取組の進捗状況を明らかにするため、基準とした期(暦年又は年度等)の環境負荷の実績等も記載することが望まれます。
- (iv) 「環境配慮経営等の概要」において図表等を用いて記載し、表形式の数値情報を巻末等に記載することも可能です。

解説

「KPIの時系列一覧」は、事業者における重要な環境負荷の推移や目標の進捗状況を時系列に比較するのに有効です。ただし、重要な環境負荷やその他目標値の判断については、業種特性や事業規模等による違いがあり事業者間の比較は容易でないことが想定されますし、ステークホルダーによっても判断基準が異なることも想定されます。

より正確なKPIに関する理解を促進するためには、補足情報も含めた開示が必要であり、また環境報告の利用者も、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意することが必要です。

【参考開示様式1：KPIの時系列一覧】(目標値を記載しない場合)

重要課題(例)	KPI(例)	集計 範囲	年度	年度	年度	年度	年度
気候変動への 対応	温室効果ガス排 出原単位	1					
水資源の持続 可能な利用	水資源再生利 用率	2					
廃棄物の適正 処理	廃棄物等総排 出量	3					
：	：						

(注)範囲：1連結、2主要な会社及び事業所、3自社のみ

(注) 年度において、×××に関わる算定方法を変更している。

(注) 年度において、×××に関わる集計範囲を変更している。

KPIについて、各社で設定したものを記載
集計範囲には、(1連結、2主要な子会社及び事業所、3自社のみ)など報告対象組織の
範囲を記載。

【参考開示様式2：KPIの時系列一覧】(目標値等を記載する場合)

重要課題(例)	KPI(例)	集計 範囲	年度	年度	年度	年度	年度	目標値 (年度)	進捗評価と 今後の取組
気候変動への 対応	温室効果ガス排 出原単位	1							
水資源の持続 可能な利用	水資源再生利 用率	2							
廃棄物の適正 処理	廃棄物等総排 出量	3							
：	：								

(注)範囲：1連結、2主要な会社及び事業所、3自社のみ

上記のように、目標値及び評価等について説明することが可能。

(3) 個別の環境課題に関する対応総括

個別の環境課題のうち、特に重要な環境課題への報告対象期間における対応状況について、P D C A (Plan-Do-Check-Act) サイクルが分かるように適切に区分し、一覧表形式で総括して記載します。また、環境課題に関連する財務影響等を含めて作成することも有用です。

なお、記載に当たっては、重要な環境課題を明確にすること、K P I を明記すること、総量及び必要に応じて原単位情報を実績として記載すること、数値情報の理解のために必要な補足情報を併記することなどに留意する必要があります。

参考開示様式 3、4 を、参考にして作成してください。

記載すべき情報・指標

- ア. 個別の環境課題について、環境配慮の取組方針に対応した戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等の総括

【戦略及び計画】 *P l a n*

- ・ 環境配慮の取組方針に対応した戦略
- ・ 当期目標に対応した計画

【取組の状況】 *D o*

- ・ 環境配慮の取組

【目標及び実績】 *P l a n & D o*

- ・ 当期及び次期対象期間の目標 (K P I を含む)
- ・ 報告対象期間の環境負荷の実績

【分析・評価】 *C h e c k*

- ・ 実績に関する分析・検討の内容
- ・ 取組結果等に対する評価

【改善策】 *A c t*

- ・ 次期以降の改善策

- イ. 数値情報に関する補足情報

- ・ 数値情報の集計範囲 (バウンダリ)
- ・ 数値情報の算定方法 (計算方法、係数など)
- ・ 第三者による審査等を受けた数値情報

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 個別の環境課題への対応に関するその他の情報
 - ・ 算定方法を変更した場合、その内容、理由及び影響
 - ・ 報告対象期間における特徴的な取組
 - ・ 前回の報告時と比べて追加・改善した取組等
- ▶ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況 (第 7 章及び第 8 章参照)

【記載にあたっての留意点】

- (i) 「個別の環境課題に関する対応総括」は、基本的に個別の環境課題に関する事項に関して、原則として重要な環境課題に関連するものを総括的に、記載します。また、K P Iについては明記します。
- (ii) 事業特性に応じた環境負荷の発生状況、ないしその抑制・削減の対応状況が、P D C Aサイクルにて一目で理解できるよう、かつ事業特性からみて重要と考えられる項目を要約する形でコンパクトに概要を記載します。
- (iii) 数値情報に関する補足情報は、P 「数値情報に関する補足情報」を参考にし記載します。
- (iv) 重要な環境課題以外に係わる環境負荷の状況や環境課題への取組内容も含めて記載する場合には、重要な環境課題に関する記載とそれ以外の環境課題に関する記載かを明確に区分して記載する必要があります。
- (v) 評価分析には、目標の達成状況に関する分析・検討内容（未達の原因や達成した要因など）について、改善案には、今後の取組方針や新たな目標に係る情報等について、具体的に、かつ、分かりやすく記載します。
- (vi) 重要な課題に関連する財務的な影響がある場合には、関連する財務数値や環境会計情報等を記載したり、事業上の収益獲得機会やリスクに関連する情報や将来予測に資する情報を併せて記載したりすることが望まれます。
- (vii) 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を付記します。

解説

「個別の環境課題に関する対応総括」には、とくに重要な環境課題に関して記載をします。ただし、重要な環境課題には取り上げていなくとも、環境負荷の状況をステークホルダーに説明するために必要な環境負荷に関しては、含めることが可能です。なお、より詳細な情報や重要性がない情報については、記載しないか、もしくは環境情報データ集等にまとめて記載することが望まれます。

目標については、単なる努力目標ではなく、実際に達成すべき目標であり、可能な限り具体的、定量的かつ測定可能なものを設定する必要があります。また、目標には、事業活動のバリューチェーン全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流までを対象とすることが望まれます。

また、目標（K P Iを含む）の設定にあたっては、環境基本計画に掲げられている指標（例えば資源生産性、循環利用率）等の環境政策との関連性、業界団体等で策定する自主行動計画等との関連性を踏まえて、それぞれの事業者が目標を設定することが期待されます。

【参考開示様式3：個別の環境課題に関する対応総括】(財務影響等を記載しない場合)

重要課題(例)	戦略・計画・ 当年度の取組	KPI	数値情報(例)	範囲	目標値 (年度)	実績 (年度)	分析・ 評価	次年度の 取組・将来 見通し	関連
気候変動への 対応			温室効果ガス 排出量	1					
			温室効果ガス 排出原単位	2					
水資源の持 続可能な利 用			水資源投入量	1					
			水資源再生利 用率	1					
廃棄物の適 正処理			廃棄物等総排 出量	2					
:			:						

(注)範囲:1連結、2主要な会社及び事業所、3自社のみ

KPIについて、明記。

集計範囲には、(1連結、2主要な子会社及び事業所、3自社のみ)など報告対象組織の範囲を記載。

数値情報の補足情報を別記。

【参考開示様式4：個別の環境課題に関する対応総括】(財務影響等を記載する場合)

重要課題(例)	戦略・計画・ 当年度の取組	KPI	数値情報(例)	範囲	目標値 (年度)	実績 (年度)	分析・ 評価	財務影 響等	次年度の 取組・将来 見通し	関連
気候変動への 対応			温室効果ガス 排出量	1						
			温室効果ガス 排出原単位	2						
水資源の持 続可能な利 用			水資源投入量	1						
			水資源再生利 用率	1						
廃棄物の適 正処理			廃棄物等総排 出量	2						
:			:							

(注)範囲:1連結、2主要な会社及び事業所、3自社のみ

上記のように、財務影響等について記載することが可能。

数値情報に関する補足情報（共通事項）

数値情報に関する補足情報については、基本的に以下の点に留意して記載します。なお、これらの事項は関連する数値情報に併記又は関連付けて記載される必要がありますが、「個別の環境課題に関する総括」や巻末等にまとめて記載することも可能です。

なお、各記載項目においては、とくに記載が必要な補足情報について明記しています。

記載すべき情報・指標

- ア. 数値情報の集計範囲（バウンダリ）
- イ. 数値情報の算定方法（算定式、係数など）
- ウ. 第三者による審査等を受けた数値情報

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 数値情報の集計範囲に関する差異
- ▶ 集計範囲、算定方法を変更した場合、その内容、理由及び影響
- ▶ 法令等で国等に報告している数値との差異
- ▶ 原データの情報源（関連する情報の掲載箇所など）
- ▶ 事業・地域・活動範囲別等の内訳情報

【記載にあたっての留意点】

- (i) 個々の数値情報の集計範囲が、基本的要件として記載した報告対象範囲（捕捉率等を含む）と重要な差異がある場合には、その差異（採用した範囲、相違する理由）について説明します。
- (ii) 数値情報の算定方法は、算定方法の選択適用の余地がない場合においては、記載は不要です。（法規制等によって、算定方法が明確な場合など）
- (iii) 集計範囲・算定方法等は、合理的な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用します。集計範囲・算定方法等の変更したことによる影響が重要な場合には、その内容、合理的な変更である理由、変更による影響を付記する必要があります。
- (iv) 算定方法の変更には、新たな算定方法を過去の期間のすべてに遡及適用する方法と過去の期間は遡及せずに当年度だけ新たな算定方法を適用する方法が考えられます。
- (v) 算定方法の変更による影響は、（ ）による方法に応じて、従来の算定方法と新たな算定方法の適用による差異を記載します。なお、変更による影響の算定が実務上不可能な場合には、その理由、算定方法の適用方法及び適用開始時期について、記載します。
- (vi) 外部の第三者により数値情報等の審査を受けた箇所については、明記します。
- (vii) 法令等により国等に報告している数値（報告数値）と記載事項との差異説明に関しても、記載することが必要です。なお、記載事項の内訳において、報告数値との関連を示して説明することも可能です。
- (viii) 実測や直接入手した数値、推計による数値の違いが分かるように記載します。
- (ix) 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を付記します。

第5章 「環境配慮経営の状況」を表す情報・指標

環境報告において記載する「環境配慮経営の状況」を表す情報・指標は、以下の項目です。本章では、それぞれの基本的な考え方や記載する具体的な情報・指標等について解説します。

- 1：環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略等
 - 1-(1)：環境配慮の取組方針
 - 1-(2)：重要な課題、ビジョン及び事業戦略等
- 2：組織体制及びガバナンスの状況
 - 2-(1)：環境配慮経営に関する組織体制等
 - 2-(2)：環境リスクマネジメント体制
 - 2-(3)：環境に関する規制等の遵守状況
- 3：ステークホルダーへの対応の状況
 - 3-(1)：事業活動におけるステークホルダーへの対応
 - 3-(2)：国・地方公共団体等との連携／社会貢献活動の状況
- 4：バリューチェーンマネジメントの状況
 - 4-(1)：バリューチェーンマネジメントの取組方針、目標及び戦略等
 - 4-(2)：購入・調達における環境配慮
 - 4-(3)：製品・サービス等／研究開発における環境配慮
 - 4-(4)：輸送における環境配慮
 - 4-(5)：資源・不動産開発／投資等における環境配慮

(改訂のポイント)

- ・第2章に記載した「環境報告の重要な視点」(経営者の主導的関与、戦略的対応、組織体制・ガバナンス、ステークホルダー、バリューチェーンマネジメント)に合わせて、各項目の記載内容を充実。
- ・生物多様性は、2007年版のMPIから第6章に移管して記載。

1. 環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略等

事業活動における環境配慮の取組を行うにあたって設定・立案した、環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略、環境配慮の計画等を記載します。

(1) 環境配慮の取組方針

事業活動における環境配慮の取組を行うにあたって制定した環境配慮の取組方針を、記載します。

記載すべき情報・指標

ア. 環境配慮の取組方針

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 環境配慮の取組方針の制定時期、制定方法
- ▶ 制定した背景等に関するわかりやすい説明
- ▶ 全体的な経営方針等との整合性及び位置付け
- ▶ 同意する（遵守する）環境に関する憲章、協定等の名称と内容

【記載にあたっての留意点】

- (i) 事業活動における環境配慮の取組方針を記載するだけでなく、その説明資料として、事業特性等に応じて、どのような環境負荷があり、どのような事業活動における環境配慮の取組が必要か等、環境配慮の取組方針を策定した背景や理由を記載していることが望まれます
- (ii) 国連グローバル・コンパクト、国連ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けての宣言書、ビジネスと生物多様性イニシアティブ、日本経団連生物多様性宣言、責任投資原則（PRI）、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）など、社会的責任及び環境配慮への取組に関して事業者が採択・署名等した他の憲章等について記載することも有用です。

解説

環境配慮の取組方針は、環境配慮経営の基本的な方針や基礎となる考え方を示すものです。そのため、自らの事業活動に対応した具体的な内容で、かつ経営方針、経営責任者の緒言などと整合する形で、全従業員に浸透することを目的として制定されることが望まれます。また、事業内容や製品・サービスの特性や規模、また事業活動に伴う重要な環境負荷等に対応したものであることが必要です。

また、事業活動における環境配慮の取組方針は、事業活動のバリューチェーン全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流までを対象とすることが必要です。さらに、事業活動における環境配慮の取組方針は、環境基本計画及び循環型社会形成推進基本計画等、国や地方公共団体の環境政策の方向性を踏まえて作成することが期待されます。

(2) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等

重要な課題について、環境負荷の発生による環境への影響等に関連させて、規制動向等の背景情報と関連づけながら記載します。

また、その重要な課題に対処するための取組方針と関連して、ビジョン、事業戦略、事業機会・リスクへの対応計画等を、重要な課題と関連づけて記載します。

記載すべき情報・指標

- ア. 重要な課題（環境への影響等や特定プロセスなど）
- イ. 環境配慮の取組方針に対応したビジョン及び事業戦略、計画
- ウ. その他、ビジョン及び事業戦略等と関連して記載する事項
 - ・ 主要な環境配慮型の製品・サービスの内容（事業分野等）
 - ・ 規制動向等の背景情報
 - ・ 対処すべき課題（設備投資、研究開発、法令遵守など）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- 重要な課題の特定プロセスを変更した場合、その内容や背景
- 数値情報に関する補足情報（P 参照）
- 中長期における目標値（KPI）と達成状況
 - ・ 中長期目標値（制定時期、基準とした時期、対象期間及び目標時期）
 - ・ 基準とした時期のデータ
 - ・ 目標の対象期間末までの達成状況
- ステークホルダーとの関係から重要と判断されるトピックスや特集
- 社会的に注目を集めている特定の事象や活動（自社に不利な情報を含む）
- その他、関連する情報・指標
 - ・ 環境規制や環境政策の将来動向と事業活動への影響
 - ・ 事業・地域セグメントとの関連性
- 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況（第7章及び第8章参照）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 重要な課題については、認識した事業上の機会やリスクとの関係が分かるように、環境負荷の発生状況などに関連させて記載します。
- (ii) 環境への影響のみならず、関連する経済・社会に係る影響やバリューチェーン関連情報なども含め、重要な課題を網羅的に把握していることが分かるよう記載することが期待されます。
- (iii) 重要な課題の特定プロセスには、課題を認識するに至った経緯（過去の事象や要請など）や意思決定のプロセスについて、具体的に記載します。
- (iv) 経営全体との関連性が分かるように記載することが期待されます。
- (v) 将来予測情報を記載する場合には、将来予測情報で旨及び利用にあつての留意事項等を記載する必要があります。

解説

今後、環境と経営が密接不可分となっていく、環境課題への対応に関する戦略と経営戦略の関連性が大きくなることが考えられます。その場合には、環境に関する事業戦略と中期経営計画等との関連性がある部分について、明確にその位置づけについて説明することが望まれます。

重要な課題の重要な課題の特定の際には、以下の事項を総合的に勘案する必要があると考えられます。

財務的影響（収益獲得機会とリスク）及びその想定期間
法規制等による影響及び政策と方向性
同業種における共有課題や同業他社の対応状況
ステークホルダーからの要請や社会的な関心
自然災害・事故などによる物理的影響

また、利用者が環境配慮経営を評価するにあたっては、ビジョンや事業戦略等の実現可能性について確認することも重要であり、そのための組織体制やガバナンス、事業戦略の実行に係る経営資源の配分方針や予算を示すことも有用です。

さらに、環境課題は、関連法規制等の導入や関連市場の拡大など、企業の事業活動に様々なリスクと機会をもたらす可能性があるため、予測される影響と対応するための計画等について、事業や地域別セグメントとの関連を明確にしつつ、利用者に分かりやすく説明することが望まれます。

なお、環境配慮製品・サービスの売上割合といった財務的な側面が強い目標を設定している場合には、設備投資や研究開発の投資予定額など関連する財務的な目標についても説明することが望まれます。

2. 組織体制及びガバナンスの状況

環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略、環境配慮の計画等を適切に実行するために、経営責任者が構築した組織体制及びそのガバナンスの状況について、記載します。

(1) 環境配慮経営に関する組織体制等

事業活動に伴って発生する環境への影響等の正確かつ網羅的な把握や、それらを適切に削減・管理するための組織体制等について、記載します。

具体的には、環境配慮経営を実行するために設置された体制、責任と権限、全社的な位置づけ等との関連等について、環境マネジメントシステムの構築状況と併せて記載します。

記載すべき情報・指標

- ア. 環境配慮経営を実行するための組織体制
 - ・ 委員会等の組織名称と役割、構成人員及び開催状況
 - ・ 組織体制における最高責任者（経営責任者の関与状況を含む）
 - ・ 責任と権限の状況（承認手続き、社内規程への遵守、監視体制など）
- イ. 全社的な経営組織における位置付け、対象範囲
- ウ. 環境マネジメントシステム（EMS）の構築及び運用状況
- エ. 環境報告の信頼性に係る社内体制（チェックの仕組みなど）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 全社的なガバナンスとの関連や位置づけ
- ▶ 委員会等に報告された重要な内容や管理結果の状況
- ▶ 組織体制に関して発覚した問題や不備に関する対応状況及び今後の方針
- ▶ その他、関連する情報・指標
 - ・ 事業展開、製品開発や投資等への環境的側面に関する評価の組み入れ
 - ・ 業績評価や人事評価制度との関連
 - ・ 環境配慮に関する人材育成制度（社内表彰、キャリアアップ制度など）
 - ・ 第三者による組織体制等に関する意見等
- ▶ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況（第7章及び第8章参照）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 環境配慮経営の実行のための組織体制について、全社的な経営組織における位置付けや対象範囲が分かるように記載することが必要です。また、図等を用いて、組織体制の概要が分かることが望まれます。
- (ii) 環境マネジメントシステム（EMS）の構築及び運用状況については、EMSの組織体制、ISO14001やエコアクション21等の認証取得状況（範囲やその割合等）、環境保全に関する従業員教育及び環境監査*の状況などを、環境配慮経営に関する組織体制と関連付けて記載します。
- (iii) 環境保全に関する従業員教育は、訓練の体系と実施の枠組、実施状況（研修実

施回数、教育等を受けた従業員の数、割合等)を記載します。

- (iv) 環境監査の状況は、環境マネジメントシステムの監査の基準、実施状況(内部監査・外部審査の回数)、監査結果及びその対応方法等を記載します。
- (v) 環境配慮経営に関わる組織体制等と全社的なガバナンスとの関連を説明することも望まれます。環境情報の信頼性に係る社内体制には、チェックリスト等による自己評価の実施、EMS等の内部監査の徹底、監査役などによる社内監査制度等の活用などの手続きの内容と実施状況を記載します。
- (vi) 第三者から意見・審査等を受けている場合で、第三者による組織体制等に関する意見等について、意見等の概要(対象となった事業所、指摘・改善事項等)、今後の対応などを記載することも有用です。

解説

環境配慮経営がどのような範囲で、どのような体制や仕組みで行われているかの全体像が分かるように説明する必要があります。そのため、環境マネジメントシステム(EMS)の構築範囲に限らず、より広範に環境への影響や関連する経済・社会に係る影響が正確かつ網羅的に把握され、かつそれらに対する環境配慮等の取組方針が適切に実行されていることが示されるように、環境配慮経営に関する組織体制及びガバナンス状況を記載する必要があります。

ただし、事業者が自らの環境パフォーマンスを向上させていくためには、その基盤とも言うべきEMSを適切に構築し運用しなければなりません。そのため、環境マネジメントシステムの構築・運用状況を、それぞれの事業者の形態や規模等の特性に応じて具体的に記載することが必要です。また、今後のEMSの導入・構築の拡張計画や検討状況は報告範囲や環境負荷データの収集範囲とも関係するため記載することが望まれます。

さらに、組織体制に関して発覚した問題や課題が今後の経営に与える影響を判断するためにも、その旨や今後の対応方針を記載する必要があります。その他、経営層による環境マネジメントレビューの内容と対応、組織統制及びガバナンスの運用状況や内部・外部監査結果等の有効性の評価と改善の状況等を記載することも有用です。

(2) 環境リスクマネジメント体制

自然災害・事故等の緊急事態への対応を含め、環境に関するリスクに焦点を当てて構築したリスク管理体制（環境リスクマネジメント）について、記載します。
なお、「環境配慮経営に関する組織体制等（P）」に含めて記載することも可能です。

記載すべき情報・指標

7. 環境リスクマネジメント体制の整備及び運用状況（組織の役割、責任と権限、位置づけなど）
1. 想定される環境に関するリスク（自然災害・事故等の緊急事態を含む）の内容と対応状況（防止・予防策、訓練等）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 委員会等に報告された重要な内容や管理結果の状況
- ▶ 想定される環境に関する重要なリスク（重大事故等）の発生する程度や経営への潜在的な影響
- ▶ 環境に関連する事業継続マネジメント（BCM）の構築及び運用状況
- ▶ 環境関連の訴訟を行っている又は受けている場合は、その内容及び対応状況

【記載にあたっての留意点】

- (i) 環境リスクマネジメント体制の整備状況について、環境配慮経営に関する組織体制における位置付けや対象範囲が分かるように記載することが必要です。
- (ii) 環境に関する重要なリスクが想定される場合には、発生する程度及び環境や経営への潜在的な影響について、自然災害等の過去の発生状況、有識者等による発生予測、過去の被害影響等を参考に記載します。
- (iii) 事業継続マネジメント（BCM）を構築している場合には、その組織体制、規格等の認証取得状況、事業継続計画（BCP）の整備及び改善状況、従業員教育及び監査の状況などを、環境リスク管理と関連させて記載します。

解説

想定される環境に関する重要なリスクは、発生の可能性や発生した場合の環境への大きさ、あるいは経営への影響の大きさにより判断します。重大なリスクが発生した場合の経営に与える影響等によっては、重要な情報に該当する可能性があります。

また、環境リスクには、通常想定されている環境事故のみならず、自然災害などに有害物質等が外部に流出した際に地域社会に与える影響やこれに起因して想定される経営への潜在的な影響に関しても、利用者の誤解が生じないように配慮しつつ、地域住民及び投資家等のステークホルダーなどに対して、情報提供していく必要があります。

さらに、事業継続性に関する課題には、資源・エネルギー調達制約や取引先・製造委託先での被害や事故の影響などが含まれるように、環境に関連する事項もあります。そのため、事業継続マネジメント（BCM）の体制を構築している場合には、BCMにおける予防、対応、改善等の状況について、環境リスクマネジメントと絡めて言及することが期待されます。

(3) 環境に関する規制等の遵守状況

環境リスクマネジメントに関連して、環境に関する規制等の遵守状況について、環境法規制の遵守状況、環境に関するその他義務等の履行状況を記載します。なお、違反、罰金、事故、苦情等があれば、経営への影響も含めてその状況、並びにそれらへの対応・改善状況についても記載します。

なお、「環境リスクマネジメント体制(P)」に含めて記載することも可能です。

記載すべき情報・指標

- ア. 事業活動との関係が強い重要な法規制等（その他の義務等を含む）を遵守していることの確認方法とその結果
 - ・ 法規制等の改正等の把握方法及び対象範囲
 - ・ 定期又は不定期の内部チェック体制の内容
 - ・ 事業・地域の別、基準となる値などの概要又は重要な改正点
 - ・ 組織における遵守指針等
- イ. 重要な法規制等の違反の有無（少なくとも過去3年以内の違反について）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 環境に関する法規制等の違反に伴う環境への影響
- ▶ 環境法規制等（環境に関するその他の義務等を含む）に関する財務的影響
- ▶ 環境に関する罰金、過料等の金額及び件数
- ▶ 環境法規制値や協定値を上回る自主基準値等を設定している場合は、その内容等
- ▶ 環境ラベル*、環境広告、製品環境情報等における違反表示、誤表示等
- ▶ 環境に関する苦情やステークホルダーからの要求等の内容（騒音及び振動、悪臭等に対する苦情等の状況を含む）及び件数
- ▶ 上記のような法令や協定違反、事故、事件、苦情等があった場合、それらへの具体的な対応状況・改善方策等（経営レベルを含む）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 環境に関する法規制等には、環境に関する法律上の義務以外にも、取引先などとの契約により生じる法律上の義務、過去の判例や行政通達等による不可避的な義務、業界団体に所属することによる義務、自主的に宣言した約束や社会的に遵守が求められる事項が含まれます。
- (ii) 重要な法規制等の違反の有無には、少なくとも過去3年以内の重要な法規制違反、基準超過等につき規制当局から指導、勧告、命令、処分を受けた場合には、その内容、改善の現状、再発防止に向けた取組の状況、そうした事項がない場合には、それを確認する方策や仕組みとともにその旨などを記載します。
- (iii) 環境法規制等に関する財務的影響については、財務諸表への計上の有無や関連に関しても触れることが有用です。

解説

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行い、社会の信頼を勝ち得ていくためには、環境コミュニケーション等を積極的に行っていくと同時に、環境に関する法令、条例、協定等の規制や約束事項を遵守し、また、自社に不利な情報も含めて、その情報を適切に開示していく必要があります。特に、さまざまな法令等の遵守状況や、違反や事故（推定環境負荷量を含む）、苦情等の情報は環境報告として環境報告書に記載すべき重要な情報であり、社会からの信頼を得ていくためにも必要です。

また、特有の法的規制、取引慣行、経営方針及び重要な訴訟事件等の発生等、ステークホルダーの判断や見解に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、具体的にわかりやすく、中立的な記述を行うことが必要です。そのような事実がない場合には、その旨を記載しますが、単に事実がないというだけではなく、それを確認する組織的な方策や仕組みとともに記載することが望まれます。

さらに、上記のような法令や協定違反、事故、事件、苦情等が実際にあった場合、それらへの具体的な対応状況・改善方策等（経営レベルを含む）を記載することが望まれます。

なお、環境ラベルの使用においては、消費者に誤認を与えない正確な環境ラベルの定義について表示を行うことが重要です。

参考

実務上の留意点として、環境計量証明事業者に測定を依頼し、規制値オーバーとなった場合、通常再測定を依頼します。その結果、規制値内となった場合、1度目の計量証明書の発行を依頼しない事例があります。環境計量証明事業者が、合理的であると認めない限り、計量証明書の発行を受け、監督官庁への連絡等規制値違反としての対応が必要です。なお、環境に関する規制を遵守するために、今後は公害防止等に係る測定実施や測定結果あるいは計量証明書の管理に関し、内部統制や内部監査の体制が整備され、適正に運用されることが望まれます。なお、大気の連続測定においてやむを得ず生ずる高濃度の排出データの取り扱い方法等については、平成22年10月18日環境省発令の「連続測定における測定結果の取り扱いの明確化について」を参照ください。

3. ステークホルダーへの対応の状況

事業者を取り巻くステークホルダーからの要請や期待等への対応状況について、記載します。ステークホルダーへの対応は、環境への影響等の把握、重要な課題の特定、組織体制等の構築など様々な面において有効であり、事業活動の中での日常的なステークホルダーとのやりとり等を通じて実施されます。

また、国・地方公共団体等との連携や社会貢献活動に関して、考え方や実施状況等についても、併せて記載します。

(1) 事業活動におけるステークホルダーへの対応

ステークホルダーへの対応方針、ステークホルダーの対応チャンネル毎の要請や期待、及びそれらの要請等に対する事業活動や意思決定への反映などの状況に関して、記載します。

記載すべき情報・指標

- ア. ステークホルダーへの対応に関する方針、取組実績、今後の計画等
- ・ ステークホルダーへの対応に関する方針
 - ・ 主要なステークホルダーの対応チャンネル（種別、対応手法、頻度など）
 - ・ ステークホルダーからの要請や期待
 - ・ 要請等に対する対応と今後の計画（事業活動や意思決定等への反映など）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 重要な課題、事業上の機会やリスクの把握、組織体制等の不備発見・改善などとの関連

【記載にあたっての留意点】

- (i) ステークホルダーへの対応を、ステークホルダーの種別ごとに、対応の手法や頻度、ステークホルダーからの要請や期待、事業者がそこから認識した機会やリスク、重要な課題として環境配慮経営において対応した事項などを記載することが必要です。
- (ii) 主要なステークホルダーの対応チャンネルには、情報伝達、顧客の相談窓口制度、従業員満足度調査、サプライヤーとの意見交換会、ダイアログ、NGO/NPOとのパートナーシップ等のように、諮問や相談、対話、協働といった様々な関与形態等を記載します。

解説

ステークホルダーへの対応は、経営を社会動向に適應させて行く上で不可欠なプロセスであり、主として事業活動の中において、日常的にステークホルダーとのやりとりを通じて実施されます。事業者は、このステークホルダーのことをよく理解し、事業活動や意思決定に反映させて、ステークホルダーのニーズに適切に対応していることを示すことが重要です。

(2) 国・地方公共団体等との連携／社会貢献活動

環境配慮経営の一環として実施した国・地方公共団体等の行政機関や業界団体との連携の状況、また、事業者が自ら実施又は従業員がボランティアに実施する社会貢献活動の状況を記載します。

記載すべき情報・指標

- ア. 国・地方公共団体等との連携及び社会貢献活動の取組方針、目標、計画、取組状況、実績等
- ・ 取組方針（基礎となる考え、資金配分方針、活動先の選定基準など）
 - ・ 参加を促す仕組み（有給ボランティア、人事評価制度など）
 - ・ 取り組んだ活動の概要（内容、延べ参加人数、資金拠出実績、協力・連携したステークホルダーなど）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ その他、国・地方公共団体等との連携及び社会貢献活動に関する情報
- ・ 参画した検討委員会やイニシアティブ等
 - ・ 行政機関が実施する助成制度等の活用
 - ・ 自主行動計画等への参加や業界目標達成への貢献
 - ・ 従業員の家族等による環境保全及び社会貢献活動の促進の仕組み
 - ・ 環境保全を進めるNPO、業界団体への支援状況、支援額、物資援助額等
 - ・ 地域社会に提供された環境教育プログラムの状況
 - ・ 地域社会と協力して実施した環境・社会的活動の状況
 - ・ 緑化、植林、自然修復等の状況

【記載にあたっての留意点】

- (i) 国・地方公共団体等との連携及び社会貢献活動の状況は、事業者の業種や規模、あるいはそれぞれの考え方等により異なると考えられますが、各事業者の特性に応じた状況を具体的に記載することが望まれます。

解説

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行うと同時に、他のさまざまなセクターと協働し、パートナーシップを築きながら、持続可能な循環型社会の構築に取り組んでいくことが望まれます。その具体的な活動の一つとして、国・地方公共団体や業界団体との連携、事業者や従業員が自ら行う社会貢献活動、環境NPOへの支援等での取組等があり、このような行政機関への協調や社会貢献活動を積極的、自主的に行っていくことが、環境問題の解決には必要不可欠です。

4. バリューチェーンマネジメントの状況

バリューチェーン全体を視野に入れた環境配慮経営の状況において、外部者の活動に起因する環境への影響等、事業機会・リスクなどの重要な課題への対応状況等について、記載します。環境配慮経営では、気候変動、水、エネルギー、食糧安全、海洋、土地劣化・砂漠化、化学物質、森林及び生物多様性など、さまざまな環境への影響を他者や社会も含めて考慮していくことが望まれます。

具体的には、それぞれの環境への影響に対する購入・調達、生産・販売・業務提供、研究開発、輸送、資源・不動産開発、投資等における環境配慮の取組等について、具体的に記載します。

(1) バリューチェーンマネジメントの取組方針、目標及び戦略等

製品・サービスのライフサイクル全体において、そこに関連する事業者・個人等による一連の活動に伴い発生する環境負荷及び環境への影響を削減・管理するための取組及び管理体制等（バリューチェーンマネジメント）について、記載します。

具体的には、バリューチェーンに関わる重要な課題、取組方針、目標、戦略、計画、取組実績、評価及び分析、今後の方向性、及び管理体制といった事項を記載します。なお、これらの事項は、他の関連する記載項目に含めて記載することも可能です。

記載すべき情報・指標

- ア. バリューチェーンマネジメント（VCM）における重要な課題、取組方針、目標及戦略、計画等
- イ. VCMを推進するための管理体制や取組内容（組織、責任者、人員、管理手法、評価制度、協働取組など）
- ウ. その他、VCMと関連して記載する事項
 - ・ 主要な取引先との取引関係の概要と環境負荷との関連
 - ・ バリューチェーンでの環境リスク管理（規制等への遵守状況など）
 - ・ 主な製品・サービスと環境負荷の関連（事業分野等）
 - ・ 対処すべきVCMに関する課題（VCMの進捗状況や課題など）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 第2章（2）「重要な課題、ビジョン及び事業戦略等」の「重要性がある場合に記載する情報・指標」に記載した事項（VCMに関するもの）
- ▶ 個々の環境課題に関する対応状況（目標、計画、環境負荷の実績、評価、将来見直し）
 - ・ 購入・調達、生産・販売・業務提供、研究開発、輸送、資源・不動産開発、投資等における環境負荷の発生状況及び環境配慮等の取組
 - ・ 上記の数値情報に関する補足情報

▶ その他、関連する情報・指標

- ・ 事業継続マネジメント（BCM）（対象範囲や課題）
- ・ 規制動向等の背景情報
- ・ 環境負荷物質間のトレードオフ回避に関わる取組
- ・ 参加している行動原則及び指針等（グローバルコンパクトや赤道原則など）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 環境に配慮した VCM の状況は、それぞれの事業者の形態や規模等により異なりますが、それぞれの特性に応じた状況を具体的に記載することが望まれます。
- (ii) 『第2章(2)VCMに関する「重要な課題、ビジョン及び事業戦略等」の「重要性がある場合に記載する情報・指標」に記載した事項(もの)』については、該当箇所(P)の【記載にあたっての留意点】をご参照ください。
- (iii) 個々の環境課題に関するVCMの対応状況に関しては、第6章「個々の環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標を参考に記載します。
- (iv) 数値情報に関する補足情報は、P 「数値情報に関する補足情報」を参考に記載します。
- (v) 購入・調達、製品・サービス、研究開発、輸送、資源及び不動産開発、投資等に関する環境配慮については、P ~ を参考に記載します。
- (vi) バリューチェーン関連情報の記載にあたっては、事業活動における情報・指標と混同しないよう、明確に区分して記載することが必要です。例えば、温室効果ガスの排出活動源別の排出量の内訳については、下記活動範囲(スコープ)別に記載することが考えられます。
 - ・ スコープ1 - 直接排出(ガス等事業エリア内での排出)
 - ・ スコープ2 - 間接排出(購入電力等による排出)
 - ・ スコープ3 - その他の排出(調達、輸送、使用、廃棄等事業エリア外で排出)・・・バリューチェーン関連情報

解説

事業活動における環境配慮の取組は、自らの直接的な事業活動の範囲だけにとどまるものではなく、天然資源の利用、原材料の調達、部品・部材の調達、製品等の購入、輸送、流通、使用、廃棄物処理・リサイクル等、さまざまな取引先、自治体や個人の活動をも視野に入れる必要があります。事業者には、このように幅広く事業に関わる取引先や個人と協働して、バリューチェーンのグリーン化を推進していくことが求められています。

今後、責任範囲の拡大と環境への影響等の増大により、バリューチェーンにおける環境配慮等の取組が、事業上の機会やリスクと密接に関係していく可能性があります。現在、先進的な環境配慮経営を実践している事業者を中心に、取引契約やグリーン調達等により、取引先との環境情報の収集・伝達体制やEMS等の管理体制の構築への要請・要望等が広がってきています。これらの取組は、二次、三次の取引先といった更なる川上の取引先にも広がっていく傾向にあることが判明しています。

また、安全かつ安心な生活環境を保全する観点から、化学物質や有害物質等の国際的な法規制・枠組みの強化が続き、製品等への健康被害が危惧される物質等の含有を排除するための取引先における体制（仕組み）を、厳格に評価して取引をする必要性が、ますます高まっていくと予想されます。さらに、自然災害や重大事故時においても安定した供給体制を維持し、事業活動への影響を最小にするために、事業継続マネジメント(BCM)などを通じた取引先を含んだ管理体制の構築の必要性も増しています。

そのため、事業を行うにあたっては、このような納入先等における経営の動向や方針を的確に踏まえて、積極的にバリューチェーンマネジメント（VCM）に参画したり、自らの取引先にVCMを展開していくことで、取引関係を強固し、事業の継続性を高めていくことが重要です。

ただし、VCMを推進する上で課題も多くあり、とくに規模の小さな事業者にとっては、グリーン調達等の基準を策定して実施していくことも困難な場合があります。また、サービス業において、環境との関連を見いだすづらいこともあります。そのような際には、行政機関や所属する業界団体等と協調した取組やISO14001及びエコアクション21等の認証登録制度をVCMにおいて活用していくことも有効な方策であると考えられます。

最近では、海外からの素材・部品等の調達あるいは海外現地での操業を背景として、環境だけでなくフェアトレード*や紛争鉱物*など貧困・人権問題に関する項目を取り入れたCSR調達、ISO26000*等、社会面への視点も広がってきており、社会性からもVCMを考えていくことが期待されています。

参考

環境への影響等から、重要な課題は特定されます。重要な課題を網羅的に把握するためには、資源・エネルギーの利用と環境負荷の発生状況を活動別に大まかに把握しておくことが有効と考えられます。

例えば、以下のような数値等の一覧により、管理していくことも有用と思われます。

活動	主な組織	地域	資源・エネルギーの利用	資源循環	生産物・環境負荷の発生	備考
原料・開発 原料輸送 素材加工 製造 製品輸送 使用 廃棄	外部 子会社 子会社 自社 自社 顧客 委託先		大まかな数値情報 により管理。			

EMSの要請範囲

(注)備考には、背景情報、機会・リスクなどを記載。

(2) 購入・調達における環境配慮

原料等の発掘から事業活動エリア内において使用されるまでの購入・調達における環境配慮の状況や環境負荷低減への貢献等について、記載します。

記載すべき情報・指標

1. 調達・購入における環境配慮の取組方針、目標、計画、取組状況、実績等
 - ・ 環境配慮の定義や基準等（グリーン購入・調達 / CSR調達基準など）
 - ・ 環境負荷低減に資する製品・サービス等の購入・調達量、額、品目数
 - ・ 全体に対する環境配慮した購入・調達量の割合

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 川上から川下への化学物質有害性情報や原材料採取の場所、採取時の環境配慮等の環境情報の伝達方針及び取組状況
- ▶ 購入・調達先に対する環境配慮に関する要請・協働取組の状況
- ▶ 環境に配慮した購入・調達を通じて削減できた環境負荷（貢献量）やその効果

【記載にあたっての留意点】

- (i) 数値情報に関する補足情報は、第6章を参考に記載します。
- (ii) VCMの一環として、取引先と協働した取組等を実施している場合には、その内容や効果について記載することが期待されます。

解説

環境への負荷を極力少なくし、資源・エネルギーの循環的利用を促進していくためには、自らの事業エリア内における取組のみならず、原材料・部品・製品・サービスの購入先、いわゆる事業エリアの上流側での取組を積極的に働きかけていくことが必要であり、そのための重要な手法として、環境負荷低減に資する製品・サービス等の優先的購入（グリーン購入・調達）があります。

また、グリーン購入・調達において ISO14001、EA21 等の EMS 認証取得状況を含めて、取引先の環境配慮経営の状況を評価したり、協働で環境配慮等の取組をしたりして、事業の機会やリスクに共に対応することがバリューチェーンマネジメントを広げていくためには有効です。

なお、業種、事業規模等によって購入・調達する製品・サービス等は千差万別であるため、それぞれの製品・サービス等の特性に応じたグリーン購入・調達の状況（グリーン購入の購入全体に占める割合を含む）を具体的に記載することが望まれます。

例えば、以下のような事例が考えられます。

- ・ 再生材を使用した原材料や製品
- ・ 省エネルギー性能等、環境性能の高い機器、設備、車両等
- ・ 合法性の確認がとれた資源（たとえば森林認証*材等）を使用した製品
- ・ 環境に配慮した設備運営、製品使用等で提供されるサービス（環境配慮型ホテルで提供される宿泊サービス、環境配慮型のイベント運営 等）

(3) 製品・サービス等 / 研究開発における環境配慮

生産・販売など業務提供における環境負荷低減に資する製品・サービス（無形の機能・役務を含む）等の状況、環境に配慮した販売・営業方法やビジネスモデル等を記載します。

また、研究開発における環境配慮（生産技術、工法、特許、基礎・応用研究等）の状況、製品・サービスの環境適合設計*（DfE：Design for Environment）等の状況を記載します。

記載すべき情報・指標

- ア. 製品・サービス等における環境配慮の取組方針、目標、計画、取組状況、実績等
 - ・ 環境配慮の定義や基準等
 - ・ 環境負荷低減に資する製品・サービス等を提供した量、品目数
 - ・ 全体に対する環境配慮した製品・サービス等の割合（金額、提供数など）
 - ・ 環境に配慮した販売・営業方法の工夫、ビジネスモデル等
- イ. 研究開発における環境配慮の取組方針、目標、計画、取組状況、実績等
 - ・ 環境配慮の定義や基準等
 - ・ 環境負荷低減に資する製品・サービス等の研究開発の額、品目数
 - ・ 全体に対する環境配慮した研究開発の割合（金額、件数など）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 製品・サービス等の使用に伴う環境負荷の排出総量（当年度出荷製品全体の推計及び主要製品の排出係数など）
- ▶ 環境負荷低減に資する製品・サービス等（環境ラベル認定等製品*等）による環境保全効果
- ▶ 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況
 - ・ 省エネルギー基準適合製品*の数
 - ・ 各種リサイクル法等に基づく再商品化、解体、リサイクル、再使用又は省資源等の状況
- ▶ LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を用いた主要製品毎の環境負荷や環境性能（エネルギー消費効率など）及び研究開発の状況

【記載にあたっての留意点】

- (i) それぞれの特性に応じた取組状況を総製品生産量又は総商品販売量等に対する割合や、それによる環境保全効果（推計を含む）の概要等を具体的に記載することが望まれます。
- (ii) 数値情報については、第6章を参考に集計範囲や定義等の補足情報も記載します。
- (iii) 国等が政策として設定している基準（グリーン購入法や環境配慮契約法等）や施策等との関連性に留意して記載することが望まれます。

- (iv) 銀行、証券、保険等の金融機関、流通・小売業、運送業、商社等においては、直接的な生産活動を行っていない場合が多いことから、自らのサービスに係る環境配慮の取組について、その業種特性に応じた記述の工夫が求められます。
- (v) 環境ラベル認定等製品については、環境ラベルのタイプ・種類を明確にし、該当する製品の重量又は個数、面積、容積等で把握します。
- (vi) 容器包装リサイクル法の再商品化義務量は、対象となる容器包装の製造量及び利用量を集計します。

解説

事業者が自ら生産・販売する製品・サービス等に伴う環境負荷を削減していくことは、事業者にとって最も重要な使命の一つであり、持続可能な環境保全型社会、循環型社会を構築していく上で必要不可欠な取組であると言えます。

事業活動における環境配慮の取組を行っていくためには、環境に配慮した生産方法や工法、環境に配慮した製品・サービスの開発・設計（環境適合設計（DfE））等の研究開発、環境に配慮した販売、営業方法の工夫、さらには環境配慮型のビジネスモデルの開発等に積極的に取り組んでいくことが必要です。これらの取組は、将来の環境パフォーマンスの向上、さらには自社のエコビジネスの進展等につながっていくと考えられます。

さらに、事業者自身の環境配慮経営、特にエコビジネスの推進という観点からも、製品・サービス等の環境負荷低減は必須の取組であると言えます。事業者が生産・販売・業務提供する環境負荷低減に資する製品・サービス等の種類は業種業態により様々なものが考えられますが、サービスについては、例えば以下のものがあります。

- ・ 環境に配慮した輸送サービス
- ・ 教育研究機関における環境教育、環境研究
- ・ 静脈物流・流通サービス（廃棄物の輸送等）
- ・ 金融関連機関における環境関連金融サービス
（環境保全事業融資・信託、環境格付融資、エコファンド、環境賠償責任保険等）
- ・ サービスサイジング*の取組
- ・ 小売業等における環境に配慮した販売（エコ商品、包装削減対策等）
- ・ 旅行業・ホテル業等におけるエコツーリズム*、エコホテルの取組の状況等
- ・ 省エネルギー診断などの各種評価・コンサルティングサービス
- ・ 環境保全型の公共事業サービス

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定による対象機器、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）等においては、自らが生産・販売した製品等のリサイクル等が求められており、いわゆる拡大生産者責任への対応が必要となってきています。これらのリサイクル法への取組状況や該当するその他のリサイクル法に基づく取組の状況についても記載することが期待されます。

(4) 輸送における環境配慮

原材料等を購入先から搬入するためや、製品・サービス、廃棄物等を搬出するための輸送又は旅客の輸送など、それら輸送に伴う環境負荷の状況（エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）やNO_x・PMの排出量など）とそれらを低減するための環境配慮の取組について、記載します。

記載が必要な情報・指標

7. 輸送における環境配慮の取組方針、目標、計画、取組状況、実績等

- ・ 環境配慮の定義や基準等
- ・ 環境負荷低減に資する輸送を提供した量、品目数
- ・ 輸送に伴うエネルギー起源CO₂排出量
- ・ 全体に対する環境配慮した輸送の割合（金額、件数など）
- ・ 環境に配慮した輸送方法の工夫等

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 輸送に伴う環境負荷の排出総量（エネルギー起源CO₂排出量以外）
- ▶ 環境負荷低減に資する輸送による環境保全効果
- ▶ 生物多様性の保全への配慮状況
- ▶ 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況
- ▶ 大都市圏におけるNO_x・PM法の取組状況
- ▶ 輸送に伴う梱包材等の再利用率（率）と廃棄量

【記載にあたっての留意点】

- 環境に配慮した輸送としては、総輸送量と輸送に伴うエネルギー起源CO₂の排出量が主要な指標となります。総輸送量は、自社輸送及び製品・サービスに伴う外注分（委託等）の輸送について、その輸送手段ごと（自動車、船舶、鉄道、航空機等）に合算し、トンキロ（t×km）又は人キロ（人×km）単位で記載します。
- 輸送に伴うエネルギー起源CO₂の排出量は、「地球温暖化対策推進法施行令」の規定に基づき、燃料の使用量を把握し、排出係数を用いて算定し、t-CO₂単位で記載します。
- 事業者の製品・サービスに伴う輸送の外注分（委託分）については、その正確な把握、算定が困難ですが、可能な限りこれを把握することが望めます。ただし、把握が難しい場合は、主要な製品についてのみ算定する、一定のシミュレーションモデル等により推計すること等もできますが、その根拠を明示する必要があります。
- 原材料、燃料等の購入に伴う輸送については、専用又はチャーター等の輸送手段により、また、他の一般貨物等と混載されないで納入される場合は、これを別途記載することが望めます。さらに、自社輸送と外注分の別、輸送手段毎の内訳等を公表することが望めます。
- 共同輸配送や帰り荷確保等による輸送効率（単位：％）すなわち
[輸送トンキロ（t×km）] / [能力トンキロ（t×km）] 又は

[輸送人キロ (人×km)] / [能力人キロ (人×km)]

(vi) の向上も、CO₂や大気汚染物質の排出削減に資するものであり、併せて把握・公表することが望まれます。

(vii) 参考資料の .【指標の一般的な計算例】を参照してください。

解説

自動車輸送の増加及び集中に伴い、CO₂排出量の増加抑制やNO_x・PMを起因とする都市部の大気汚染は改善が求められています。この輸送に伴うCO₂及び大気汚染物質の排出を削減していくためには、鉄道・船舶輸送への切り替え等のモーダルシフトの推進や、集配拠点の再編、渋滞等を勘案した輸送効率の高いルートを選択、共同輸配送や帰り荷確保等の輸送効率の向上とともに、輸送量そのものを極力削減していくことが必要です。

事業者は自らの部品や製品を運ぶ場合には、自家用トラックを使うか、運送業者の営業用トラックを使うこととなりますが、いずれにしても事業者の責務として温室効果ガスやNO_x・PMの排出あるいは輸送用梱包材等の廃棄物発生を抑制・低減するべく努力しなければなりません。

省エネ法では、一定規模以上の貨物輸送事業者、旅客輸送事業者、荷主に省エネルギー計画策定とエネルギー使用量報告が義務付けられました。輸送活動に携わるそれぞれの主体に、エネルギー資源の有効利用を図るとともに、輸送に伴うエネルギー起源CO₂の発生をより一層抑制することが求められています。

また、海上輸送においては、バラスト水の中に混入した貝や藻類等の海洋生物や病原体が他の海域に運ばれ、移動先の生態系に影響を与えることがあります。そのため、外来種の移動を防止するための措置を講じるなどして、生物多様性の保全に配慮することが必要です。

(5) 資源・不動産開発 / 投資等における環境配慮

資源・不動産開発における環境負荷低減に配慮した開発の状況、環境に配慮した開発方法や環境影響評価手法等を記載します。

また、投資等（事業投資、融資、年金資産運用など）における環境配慮の状況を記載します。

記載すべき情報・指標

7. 資源・不動産開発における環境配慮の取組方針、目標、計画、取組状況、実績等
 - ・ 環境配慮の定義や基準等（方針等含む）
 - ・ 環境負荷低減に資する開発を施工・実施した量、案件数
 - ・ 全体に対する環境配慮した開発の割合（金額、件数など）
 - ・ 環境に配慮した開発方法、環境影響評価の実績等
1. 投資等における環境配慮の取組方針、目標、計画、取組状況、実績等
 - ・ 環境配慮の定義や基準等（方針等含む）
 - ・ 環境負荷低減に資する投資等の金額、案件数
 - ・ 全体に対する環境配慮した投資等の割合（金額、件数など）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- 開発・投資等に伴う環境への影響総量（当年度施工・資金拠出全体の排出量推計及び主要案件の排出係数など）
- 環境負荷低減に資する開発・投資等による環境保全効果
- 環境格付手法や環境影響評価手法の概要
- 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況
- 同意する（遵守する）原則・指針等（赤道原則、責任投資原則（PRI）、21世紀金融行動原則等）

（注）事業者の業種特性等によっては、「(2) 購入・調達における環境配慮」、「(3) 製品・サービス等 / 研究開発における環境配慮」にも該当します。

【記載にあたっての留意点】

- (i) それぞれの特性に応じた取組状況を総開発・投資等に対する割合や、それによる環境保全効果（推計を含む）の概要等を具体的に記載することが望まれます。
- (ii) 数値情報については、第 6 章を参考に集計範囲や定義等の補足情報も記載します。

解説

環境配慮促進法（第4条）では、全ての事業者に対して投資その他の行為をするにあたっては、環境情報を勘案して行うように努めることを定めています。環境配慮型の製品・サービス等への設備投資や研究開発投資だけでなく、事業者が使用する不動産や資源開発に絡む投資や金融取引等への環境配慮も含まれます。

資源開発や不動産開発等の大規模なプロジェクトは、開発期間における直接的な環境負荷が大きくなったり、また開発した後において施工された物件が長期に渡って環境負荷を発生させる可能性があります。それゆえ、開発に伴う環境影響評価を適切に実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した取組が重要です。

同様に、金融市場においても、環境配慮が評価されることが期待されます。一部の銀行等の金融機関では、環境負荷の低減に資する事業への融資額及びその事業を通して排出される温室効果ガスの低減効果量を公表する動きがあります。

また、年金基金等は国内外において資本市場の大きな部分を占める機関投資家として中長期的な投資・融資を行っていることから、環境に配慮した投資・融資を行うことが強く期待されます。さらに、金融機関以外の事業者についても、その保有する資金の運用にあたっては環境に配慮して行動することが望まれます。

第6章 「個々の環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標

環境報告において記載する「個々の環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標は、以下の項目です。本章では、それぞれの基本的な考え方や記載する具体的な情報・指標について解説します。

1：マテリアルバランス

2：資源・エネルギーの投入状況

2-(1)：総エネルギー投入量及びその低減対策

2-(2)：総物質投入量及びその低減対策

2-(3)：水資源投入量及びその低減対策

3：資源等の循環的利用状況

4：生産物・環境負荷の産出・排出等の状況

4-(1)：総製品生産量又は総商品販売量等

4-(2)：温室効果ガスの排出量及びその低減対策

4-(3)：総排水量及びその低減対策

4-(4)：大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策

4-(5)：化学物質の排出量、移動量及びその低減対策

4-(6)：廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策

4-(7)：有害物質の保管・排出量及びその低減対策

5：生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況

(注)

地域への影響が大きいと考えられる「水資源投入量」、「総排水量」、「大気汚染、生活環境に係る負荷量」、「化学物質の排出量、移動量」、「有害物質等の保管・排出量」等については個別事業所毎の数値を公表することが期待されます。

(改訂のポイント)

- ・ 第二部冒頭に記載した記載事項の考え方に沿って、情報・指標を整理。
- ・ 災害・事故等に関する情報・指標として4-(7)有害物質等を追加。
- ・ 生物多様性は、2007年版のMPIから第6章に移管して記載。

各記載項目の共通事項

マテリアルバランス、総製品生産量又は総商品販売量等を除く。

記載が必要な情報・指標

- ア. 環境負荷の低減対策に関する戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等。
- イ. 総量・原単位による数値情報
- ウ. 数値情報に関する補足情報
 - ・ 数値情報の集計範囲（バウンダリ）
 - ・ 数値情報の算定方法（算定式、係数など）
 - ・ 第三者による審査等を受けた数値情報

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 数値情報に関する補足情報
 - ・ 数値情報の集計範囲に関する差異
 - ・ 集計範囲、算定方法を変更した場合、その内容、理由及び影響
 - ・ 法令等で国等に報告している数値との差異
 - ・ 原データの情報源（関連する情報の掲載箇所など）
 - ・ 事業・地域・活動範囲別等の内訳情報
- ▶ 規制動向等の背景情報（法改正の重要な変更点など）
- ▶ 災害・事故等における環境負荷、経営への影響等（現状の状況、対応策など）
- ▶ 環境配慮経営の経済的側面に関する状況（第7章参考）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 資源・エネルギーの投入、資源等の循環的利用、環境負荷の産出・排出等、生物多様性の保全等の状況が適切に伝わるよう、記載します。
- (ii) 数値情報に関する補足情報は、P 【数値情報に関する補足情報】を参考に記載します。なお、一覧形式での記載を参照することも可能です。
- (iii) 評価分析には、目標の達成に関する分析・検討内容（未達の原因など）について、改善案には、今後の取組方針や新たな目標に係る情報等について、具体的に、かつ、分かりやすく記載します。
- (iv) 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を付記します。
- (v) 災害、事故等に起因して重大な環境負荷を発生させた場合、環境負荷の推定排出量と経営に与える影響等について、記載する必要があります。

1. マテリアルバランス

事業活動全体における物質やエネルギー等のインプット、アウトプットを把握するマテリアルバランス*の考え方に基づき事業活動の環境負荷を捉えます。

総エネルギー投入量、総物質投入量、水資源投入量などのインプットの総量と、総製品生産量やサービスの提供量、各環境負荷の発生量などアウトプットの総量、及びリサイクルなど循環利用している物質の総量を記載することにより、環境負荷の発生と資源や物質等の量的バランスを概括するように記載します。

記載が必要な情報・指標

- ア. 事業活動に伴う資源・エネルギーの投入から環境負荷物質の排出状況、製品・商品・サービスの産出・販売まで、事業活動の全体像を記載します。（循環の利用を行っている物質も含む）
- イ. 総量による数値情報
 - ・ 総エネルギー投入量
 - ・ 総物質投入量
 - ・ 水資源投入量
 - ・ 循環的利用を行っている物質
 - ・ 製品・商品・サービス等の産出・提供量
 - ・ 温室効果ガスの排出量
 - ・ 総排水量
 - ・ 大気汚染、生活環境に係る負荷量
 - ・ 化学物質の排出量、移動量
 - ・ 有害物質等の保管・排出量
 - ・ 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量
- ウ. 数値情報に関する補足情報(記載事項については共通事項(P)を参照)

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 他の記載事項は共通事項(P)を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 事業活動への資源等に関するインプットの状況、事業活動からの製品及び商品・サービス等の提供又は廃棄物等の排出に関するアウトプットの状況、並びに事業エリア内におけるエネルギー、廃棄物、水資源等の循環的な利用に関する状況等(事業活動のマテリアルバランス)について可能な限り図表等を活用して、わかりやすく、かつ、簡潔に記載します。
- (ii) インプットの投入量は、事業エリア内への投入量として、購入量が想定されず。在庫(ストック)のない、電力、都市ガスは、投入量(=購入量=使用量)となりますが、燃料油や総物質、水資源等の在庫(ストック)がある場合は購入量と使用量が異なります。在庫(ストック)がある場合、消費に伴うアウトプットの環境負荷物質と対応する投入量としては、期首在庫量と期末在庫量を考慮した使用量(=期首在庫量+購入量-期末在庫量)になります。したがって、在庫(ストック)がある場合の投入量は、使用量(払出量)を記載するこ

とが望めます。ただし、期首在庫量と期末在庫量との差異が僅少の場合には、投入量 = 購入量としても構いません。

- (iii) 再生可能エネルギーや環境配慮型の製品・サービスなど、環境に配慮したインプット・アウトプットに関する情報・指標、バリューチェーンに関する情報・指標を併記することも可能です。あるいは、労働資源に関する情報や金額情報を併記したり、KPIとの関連性が分かるように記載したりするなど、事業者の環境配慮経営と環境負荷の状況の関連が分かるように創意工夫した記載が望まれます。
- (iv) 他の留意点は共通事項（P ）を参照

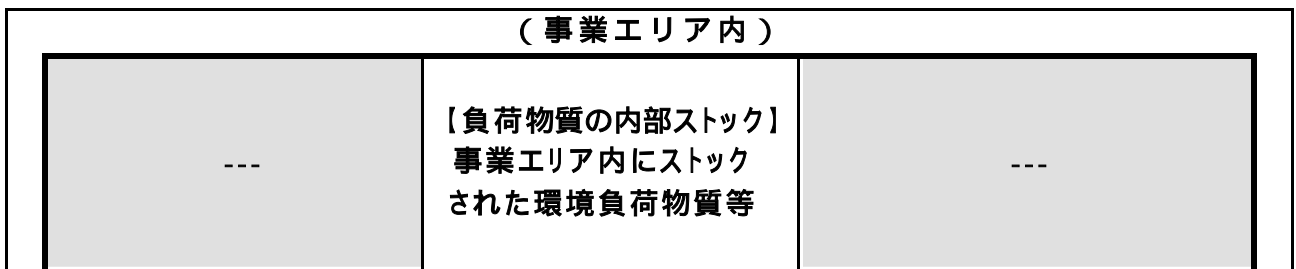
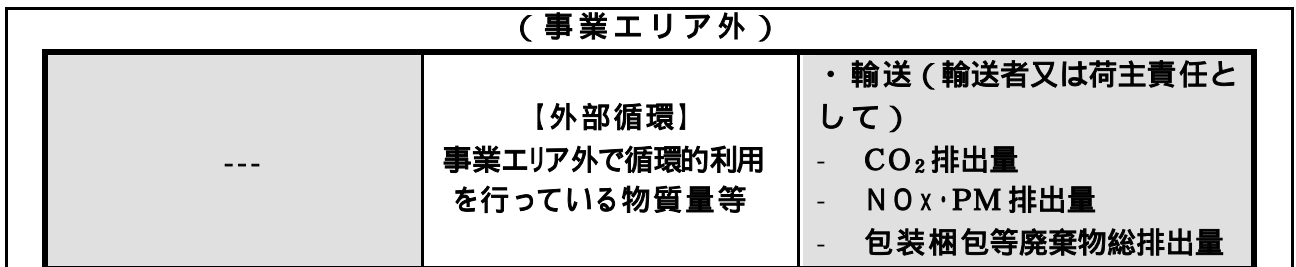
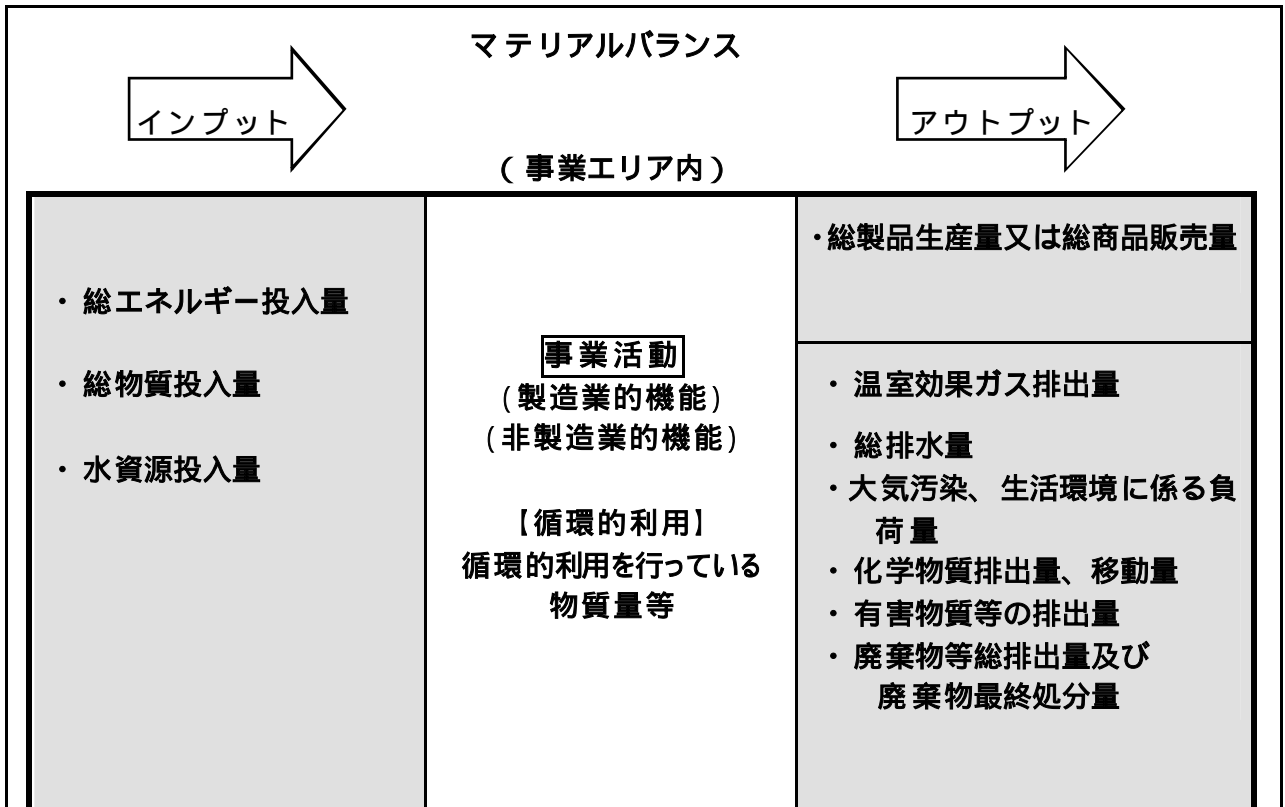
解説

事業活動に対する直接的なインプット・アウトプットだけでなく、事業エリア内における循環的資源利用量（総物質、水資源等。エネルギーについては排熱等のカスケード利用）を把握・管理することが重要です。加えて、原材料の採取段階や、他の事業者から購入する原材料・部品等の生産段階等で発生する環境負荷、製品の使用・消費・廃棄/リサイクル段階で発生する環境負荷についても、ライフサイクル全体を踏まえて把握・評価することが重要です。

また、このような事業活動のマテリアルバランスや製品等のライフサイクル全体の環境負荷を適切に整理、把握することは、事業者自身の事業活動における環境配慮の取組を効果的・効率的に推進するため、さらには社会全体で地球温暖化対策を推進するとともに、物質循環を確保し、持続可能な循環型社会を形成していくためにも必要であると考えられます。

なお、このマテリアルバランスは事業者の製造業的活動と非製造業的活動のいずれも対象とします。

マテリアルバランスのイメージ



2. 資源・エネルギーの投入状況

(1) 総エネルギー投入量及びその低減対策

総エネルギー投入量の低減対策に関する戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等を記載します。

また、環境に配慮したエネルギー投入量について明記します。さらにエネルギー生産性及び事業エリア内で事業者が自ら行った自家発電量等を記載します。

記載が必要な情報・指標

- ア. 総エネルギー投入量の低減対策に関する戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・ 総エネルギー投入量（ジュール）
 - ・ 総エネルギー投入量の原単位（業種や事業特性に応じた事業活動量 1 単位当たり）
 - ・ 再生可能エネルギー*の投入量
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項（P ）を参照）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 総エネルギー投入量の内訳（種類別使用量）（ジュール）
 - ・ 購入電力（購入した新エネルギーを含む）
 - ・ 化石燃料（都市ガス、石油、天然ガス、LPG、石炭等）
 - ・ その他（購入熱等）
- ▶ 自家発電量の内訳（ジュール、kWh）
 - ・ 新エネルギー発電（風力、太陽光等）
 - ・ コージェネレーション（都市ガス、石油、天然ガス、LPG等）
 - ・ モノジェネレーション（排熱回収）
- ▶ 販売エネルギー量の内訳（ジュール）
 - ・ 販売電力量
 - ・ 販売熱量
- ▶ エネルギー生産性、エネルギー利用効率及びその向上対策
- ▶ 他の記載事項は共通事項（P ）を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 総エネルギー投入量は、電気及び各燃料等の使用量をそれぞれ把握し、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則 別表第 1、別表第 2、別表第 3」に定められた熱量換算係数により算出します。「エネルギー源別発熱量表」において定めのない新エネルギー等の算出にあたっては、エネルギー源が自然エネルギーであり、購入コストもないことから投入エネルギー量はゼロとします。ただし、新エネルギー発熱量を発電効率で割り戻して投入エネルギー量を算定する等、投入エネルギー量を算定する場合は、換算方法や換算係数及び出典を記載します。

- (ii) 購入電力量 (kWh) を発熱量 (J) に換算する場合には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則 別表第 3」に記載の換算係数に基づき昼間、夜間別に算出します。なお、「昼間」とは、午前 8 時から午後 10 時までをいい、「夜間」とは、午後 10 時から翌日の午前 8 時までをいいます（「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則 別表第 3 備考 2」）。なお、昼間・夜間の区別ができない場合は、すべての電気使用量を昼間として算定します（資源エネルギー庁「エネルギーの使用の合理化に関する法律第 15 条に基づく定期報告書記入要領」）
- (iii) 事業所における使用エネルギー量の算定においては、3.6MJ / kWh を使用することも可能です。この場合にはその旨を注記します。なお、海外への開示を前提に、「エネルギー源別発熱量表」に基づく高位発熱量の換算係数でなく、低位発熱量の換算係数を使用することも可能です。この場合もその旨を注記します。
- (iv) 総エネルギー投入量には、直接行う輸送等に係る燃料消費量は含めますが、外部に委託した製品等の輸送に伴う燃料消費量は別に把握することとして、含めません。
- (v) 総エネルギー投入量と併せて、電気及び燃料等の使用量の内訳も把握することが望まれます。
- (vi) 投入したエネルギー量の内訳については、それぞれのエネルギー源に応じた適切な単位で把握しても構いません。
- (vii) 製品の製造において原材料等として投入される石油、石炭等は、総物質投入量として把握します。
- (viii) 購入した新エネルギー（風力発電による電力等）は、購入電力には含めず、新エネルギーの内数として把握します。
- (ix) 電力の売電量については、原則として購入電力量と相殺せず、売電量と購入電力分それぞれ別建てとして記載します。
- (x) 他の留意点は共通事項（P ）を参照
- (xi) 参考資料 の【指標の一般的な計算例】を参照してください。

解説

石油、天然ガス、石炭等の化石燃料の使用に伴い、地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO₂) が排出されます。地球温暖化の防止に向けては、総エネルギー投入量を削減するとともに、太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等を含む新エネルギーの一層の導入を促進する等、より CO₂ 排出の少ないエネルギーへの転換が必要になっています。

また、事業所内で使用するエネルギー源として事業所内の余剰エネルギーないし回収せずに放出していた熱源を有効利用する動きが顕著となってきています。事業所内でさまざまな未利用のエネルギー源を用いて回収熱を利用したり、自家発電を行うことで、自ら利用すると同時に電力会社へ売電するところも出てきています。このように外部からの買電とは別に、未利用のエネルギーを利用することで、自家発電等によりエネルギー使用量の低減につながることを期待されます。

参考 日本における関連法規制又は算定基準等

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

(2) 総物質投入量及びその低減対策

世界的な人口増加や経済成長に伴って増大する環境制約・資源制約は、企業の持続可能性にとって深刻なリスク要因になり、また成長要因にもなり得ます。総物質投入量*の削減に関する戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等を記載します。さらに資源生産性及び循環利用率を記載します。

記載が必要な情報・指標

- ア. 総物質投入量（又は主要な原材料等の購入量、容器包装材を含む）の低減対策に関する戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・ 総物質投入量（トン又はその他の単位）
 - ・ 総物質投入量の原単位（業種や事業特性に応じた事業活動量1単位当たりの資源生産性）
 - ・ 総物質投入量の内訳（業種や事業特性に応じたもの）
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項（P ）を参照）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- 天然資源や循環資源等の調達又は使用に関わる制約等、操業に関連するリスクの状況及び、その対応策の実施体制 等
- 循環利用率、循環利用率の向上対策
- 製品・商品以外の消耗品等として消費する資源（容器包装のための資材を除く）の量
- 自ら所有する資本財として設備投資等に投入する資源の量
- 請け負った土木・建築工事等に投入する資源の量
- 製品群毎の再使用・再生利用可能部分の比率
- 使用済み製品、容器・包装の回収量
- 回収した使用済み製品、容器・包装の再使用量、再生利用量、熱回収量及び各々の率
- 購入した資源中における再生利用資源の割合
- 他の記載事項は共通事項（P ）を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 総物質投入量については、エネルギー及び水を除く資源で、事業活動に直接投入された物質の合計、主な種類の内訳、資源投入時の状態の内訳、天然資源の投入量、主要な原材料等及び製品・商品の購入・仕入量をトン単位で把握します。
- (ii) 記載単位は、内訳については、重量（単位はトン）以外の単位で管理することが適切な場合には、実務上用いられている単位によることができます。
- (iii) 総物質投入量の主な種類の内訳には、可能な限り、金属、プラスチック、ゴム等の資源の種類別の量及び再生利用資源割合を記載します。主要な原材料等及び商品のみを記載する場合は、対象外とした原材料等又は製品・商品（容器包装を含む）の主な内容、対象とした主要な原材料等又は製品・商品の購入・仕入金額に対する総購入・仕入高に占める割合を記載します。（分類例については

下記「参考」を参照ください)

- (iv) 総物質投入量には、購入・仕入以外の消耗品等として消費する資源（容器包装のための資材を除く）の量、資本財として設備投資等に投入される資源の量、事業者の内部で循環的な利用が行なわれている物質を含めません。ただし、総物質投入量とは別に記載することができます。
- (v) 部品・半製品・製品・商品については、それを構成する資源の種類を把握することが望まれます。それが困難な場合には、総重量で集計することも可能です。
- (vi) 再生資源割合は、購入先ごとに調査することが望まれますが、業界団体等が発行する統計資料に基づくことも可能です。
- (vii) 総物質投入量を把握するのが困難な場合には、総製品生産量又は総商品販売量と廃棄物等総発生量を足し合わせて算出することも可能です。
- (viii) グリーン調達については、事業者が製品・サービス等を提供するために購入した材料のうち、環境配慮型であると判断した物の投入量を把握します。ただし、その判断基準を明らかにすることが必要です。自家消費の分は、グリーン購入（環境配慮型製品・サービス等の購入量等）として、別途把握することとします。
- (ix) 循環利用率は、循環利用量を物質投入量で除して算出します。
- (x) 回収量は、他社の製品及び商品並びに容器包装の回収を含めて、原則としてトン単位で記載します。ただし、実務上用いられているその他の単位で記載することができます。
- (xi) 返品された製品については、後述する総製品生産量で区分して把握します。
- (xii) 他の留意点は共通事項（P ）を参照

参考 < 資源の投入量内訳の分類例 >

トン（又はその他の単位）、及び再生資源割合等を記載

資源の種類

金属（鉄、アルミニウム、銅、鉛等）、プラスチック、ゴム、ガラス、木材、紙、農産物 等

投入時の状態

部品（半製品、製品、商品等）、原材料、補助材料、容器包装材

その他の指標

枯渇性天然資源（化石資源、希少鉱物等）、循環資源、更新性天然資源（適切に管理された農林水産物等）、化学物質（PRTR 対象物質等）

解説

総物質投入量は、その内訳として天然資源の消費を抑制しつつ、循環資源を有効に利用していくことが必要な指標であることから、資源の種類の内訳、資源投入時の状態の内訳、天然資源、循環資源等の投入量及び再生資源割合等も把握することが望まれます。天然資源については、再生不能なものから再生可能なものへの転換を図りつつ、再生不能な天然資源の消費を抑制するとともに、再生資源割合を把握することで

使用済みの資源の循環的な利用*（再使用*、再生利用*、熱回収*）の進捗を確認しながら、さらに総物質投入量を削減することが、循環型社会の形成の観点から必要です。

また、「循環型社会形成推進基本計画」においては、持続可能な生産・消費形態への転換を目指して、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、天然資源の投入から廃棄に至るまでの社会における物の流れを見渡し、その流れを適正なものに変えていくことで、経済的な豊かさを保ちつつも環境への負荷を低減する目標を設定しています。そして物質フロー目標として、資源生産性、循環利用率及び最終処分量の3つを掲げており、これらの目標は、各事業者の取組においても、最大限尊重されるべきものであると言えます。

なお、事業者として事業活動における環境配慮の取組についての方針を検討するにあたっては、LCA 的アプローチが求められるようになってきています。アウトプットだけでなく、インプットの段階から内訳を含めて全体的に把握することが重要となります。

さらに、総物質投入量は、投入資源の管理、排出物の発生抑制の観点から将来重要になる指標と考えられます。事業の内容によっては集計が極めて困難ではありますが、算定可能な資源についての投入量を把握するところから段階的に取組を進めるとともに、業態又は企業にとって適切な算定方法の開発に取り組むことが期待されます。

(3) 水資源投入量及びその低減対策

水資源は、人間を含めた生物の生存に不可欠な要素であり、社会経済システムの存立基盤でもあります。水資源投入量及びその削減に関する戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等を記載します。

記載が必要な情報・指標

- ア. 水資源投入量の低減に関する戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
- ・水資源投入量 (m³)
 - ・水資源投入量の原単位 (業種や事業特性に応じた事業活動量 1 単位当たり)
- ウ. 数値情報に関する補足情報 (記載事項については共通事項 (P) を参照)

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 水資源投入量内訳 (m³)
 - 上水、工業用水、地下水、海水、河川水、雨水 等
- ▶ 個別事業所毎の水資源投入量
- ▶ 他の記載事項は共通項目 (P) を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 水資源投入量と併せて、水源ごとの投入量も把握することが望まれます。
- (ii) 水資源投入量については地域への影響が大きいと考えられるため、事業所毎の数値を公表することが期待されます。
- (iii) 海水については、冷却水等で大量に使用される場合があります。非接触式の熱交換で海水への汚染がない場合でも、海水への排熱は環境負荷であり、生物多様性への影響も考えられることから公表が必要です。
- (iv) 水資源投入量には、事業所内で循環的に利用している量は含めません。別途「循環的利用を行っている物質等」として把握することとします。
- (v) 水資源投入量には、製造過程に使用されなかった場合も含め、外部から供給された水量すべてを含むことが期待されます。例えば、純水製造時に R/O 膜からオーバーフローし、実際に工程に投入されずに排水される水量も水資源投入量に算入します。
- (vi) 他の留意点は共通事項 (P) を参照
- (vii) 参考資料の 【指標の一般的な計算例】 を参照してください。

解説

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 第 4 次評価報告書によると、地球温暖化の進行により、今後、数億人が水ストレスの増加に直面し、干ばつと洪水の頻度の増加は、地域の作物生産、とりわけ低緯度地域の自給作物生産に悪影響を与えると予測しています。

また、今後 2050 年までの間に、特に東アジアを中心として、飼料穀物の需要増大

に由来する穀物需要の増加が見込まれており、これによる水資源の欠乏が懸念されています。経済成長に伴う食生活の変化が、水資源の需給に影響を与え、結果として環境・経済・社会の広い分野に悪影響を与えるおそれがあると懸念されています。

3. 資源等の循環的利用状況

事業エリア外からの総物質投入量とは別に、事業エリア内で事業者が自ら実施する循環的利用型の物質量の削減に関する戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等を記載します。

記載が必要な情報・指標

- ア. 物質の循環的利用に関する戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・ 事業エリア内での物質の循環的利用量（トン又はその他の単位）
 - ・ 事業エリア内での水の循環的利用量（ m^3 ）
 - ・ 循環利用物質の原単位（業種や事業特性に応じた事業活動量1単位当たり）
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項（P ）を参照）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- 事業エリア内での循環的利用型の物質の種類と量の内訳（トン又はその他の単位）
- 事業エリア内での水の循環的利用量（ m^3 ）の内訳
 - 水のリサイクル量（原則として冷却水は含まない）
 - 中水*の利用事業エリア内で再使用された資源の量
- 事業エリア内で再生利用された資源の量
- 事業エリア内で熱回収された資源エネルギーの量
- 他の記載事項は共通項目（P ）を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 物質や水の循環的利用量と併せて、再使用、再生利用、熱回収された量の内訳も把握することが望まれます。
- (ii) 循環的利用を行っている物質の種類別内訳は、総物質投入量と廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量に関する記載にあたっての留意点を参照してください。
- (iii) 製紙業等において再利用する“黒液”の量は含まれます。
- (iv) 他の留意点は共通事項（P ）を参照
- (v) 参考資料の 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

解説

循環資源の投入量を増大させ、循環資源利用率を高めていくことは、循環型社会形成推進基本計画の中でも強調されているように、天然資源の消費を抑制し、持続可能な循環型社会の構築を図っていく上で、極めて重要です。

天然資源については、枯渇性天然資源の消費を抑制するとともに、使用済みの資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を進めることが、持続可能な社会形成の観点から必要になります。

また、水資源についても、希少な水資源の利用の効率化を進めることが課題となっ

ています。そこで効率の良い水資源の利用が求められますが、事業所外からの投入水資源量を削減するだけでなく、事業所内での水資源の循環利用率を高めていくことは、持続可能な循環型社会の構築を図っていく上でも極めて重要です。とりわけ、最近では一度使用した上水や雨水を事業所内で処理して循環利用する中水の利用が普及しつつあります。

参考 日本における関連法規制又は算定基準等

循環型社会形成推進基本法

4. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況

(1) 総製品生産量又は総商品販売量等

総製品生産量又は総商品販売量、サービス等の業務提供量及び容器包装使用量について、記載します。なお、

記載が必要な情報・指標

ア. 総製品生産量又は総商品販売量、サービス等の業務提供量

イ. 補足情報

・環境に配慮した製品・商品・サービスの内容・特徴などの情報(その他の記載事項については共通事項(P)を参照)

重要性がある場合に記載する情報・指標

- 容器包装使用量
- 他の記載事項は共通事項(P)を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 製品・商品・サービス等の産出・提供量は、その合計をトン又はその他の単位で記載します。
- (ii) 製品・商品・サービス等の産出・提供のうち、主要なもののみを記載する場合、対象外としたものの主な内容、対象とした主なものの売上高が総売上高に占める割合を記載します。
- (iii) 期首と期末の原料・半製品・製品の重量に大きな差異がある場合は、総物質投入量とのマテリアルバランスを考慮する上で、期首と期末の在庫増減重量を記載することが望まれます。
- (iv) 他の留意点は共通事項(P)を参照

解説

製品・商品・サービス等の産出・提供量は、マテリアルバランスの観点から、アウトプットを構成する指標として重要です。また、この指標は、総エネルギー投入量、水資源投入量、温室効果ガス排出量、化学物質排出量、廃棄物等排出量、総排水量の環境への負荷を評価する際にも必要です。

社会全体での環境負荷の低減や循環型社会の形成の観点から、使用の段階でエネルギー消費量や廃棄物の発生量が少なく、使用後に循環利用が可能な製品・商品・サービス等の産出・提供量の増大が期待されています。

(2) 温室効果ガス*の排出量及びその低減対策

温室効果ガス排出量(トン-CO₂換算・京都議定書対象6物質)及び排出活動源別の内訳、その排出量の低減に関する戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等を記載します。

記載が必要な情報・指標

- ア. 温室効果ガス等排出量の低減対策に関する戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等
 - イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・温室効果ガスの総排出量(国内・海外別の内訳)
 - ・温室効果ガスの排出原単位(業種や事業特性に応じた事業活動量1単位当たり)
 - ・温室効果ガスの削減量
 - ウ. 数値情報に関する補足情報(記載事項については共通事項(P)を参照)

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 温室効果ガス排出量の内訳情報(セグメント別、発生起源別、活動範囲別など)と低減対策
- ▶ 温室効果ガス排出量を削減するため、京都メカニズム*等を活用している場合は、その内容、削減量(クレジット量等)
- ▶ 他の記載事項は共通事項(P)を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 報告の対象となる温室効果ガスは、エネルギー起源CO₂及び非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス(HFC:ハイドロフルオロカーボン、PFC:パーフルオロカーボン、SF₆:六ふっ化硫黄)(京都議定書対象6物質)です。
- (ii) 温室効果ガス排出量は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の合計、主な内訳を二酸化炭素量に換算し「トン-CO₂換算」、または「トン-CO_{2e}」(以下「トン-CO₂換算」という。)単位で記載します。ただし、CO₂以外の温室効果ガスの排出量が僅少である場合には、CO₂排出量のみを記載することができます。
- (iii) 温室効果ガス排出量の主な内訳には、温室効果ガスの種類別の内訳及び集計対象としたセグメント別の内訳を可能な限り記載します。
- (iv) 温室効果ガスの排出削減のための対策として、京都メカニズムを活用している場合や、オフセット・クレジット制度(J-VER)、国内クレジット制度等に参加している場合、グリーン電力証書等を活用している場合は、その内容や削減量(またはクレジット量など)を記載します。
- (v) 温室効果ガスの排出削減のための個別対策の導入による削減効果を評価する方法については、対策の種類によってさまざまな考え方がありますが、個々の対策の実態に即した合理的な方法により評価する必要があります。例えば、対策前の排出量と対策後の排出量の差を求める方法の他、対策によって削減効果が見込まれる期間に影響を受ける電源が想定できる場合には当該電源の排出係数を電気の削

減量に乗じて算定する方法等があります。

- (vi) 海外における排出分について、当該国において排出係数が定められている場合には、それに基づき算定します。
- (vii) 総エネルギー投入量が購入電力のみの場合は、エネルギー起源 CO₂ の排出量と合わせて記載することができます。
- (viii) 電力由来の温室効果ガスの排出量を算出する際に、対象年度の電力の CO₂ 排出係数が電力会社から公表されていない場合は、直近の公表数値を活用します。その場合は、次年度以降の複数期間を同時に報告する際に、新たに公表された CO₂ 排出係数を用いて、対応する年度に関して改めて排出量を算出するという考え方があります。また、このほかにも、公表時に CO₂ 排出量が確定しないことにより、温対法同様に 1 年ずれたまま開示するという考え方もあります。
- (ix) 電力の CO₂ 排出係数については、係数の実数、種類、どの年度の排出係数を適用したか、使用端か発電端か等、情報利用者が係数を特定するのに必要な情報を記載します。
- (x) 他の留意点は共通事項 (P) を参照
- (xi) 参考資料の 【指標の一般的な計算例】 を参照してください。

解説

地球温暖化は、二酸化炭素 (CO₂) やメタン等の温室効果を有するガスが人間活動の拡大に伴って大気中に大量に排出され、その大気中濃度の上昇に伴い地球全体としての平均気温が上昇する現象です。地球温暖化が進行すると、海面上昇による水害、農産物生産量の減少、伝染病の伝染範囲の拡大、生息環境の変化による一部野生生物の絶滅等、深刻な影響が生じるおそれがあります。

大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として 1994 年に「気候変動枠組条約」が発効されました。1997 年に京都で開催された第 3 回締約国会議 (COP3) において、先進国等に対し温室効果ガスを第 1 約束期間 (2008 年 ~ 2012 年) に 1990 年を基準年として一定数値を削減することを義務づける京都議定書が採択されました。

2011 年 11 月の COP17 では、将来の枠組みに関し、可能な限り早く、遅くとも 2015 年中に作業を終えて 2020 年から発効させ、実施に移すとの道筋が合意されました。この際、京都議定書に関しては、第二約束期間の設定に向けた合意が採択され、第二約束期間には参加しないとの我が国の立場も成果文書上に反映されました。我が国としては、引き続き、COP16 で採択されたカンクン合意の着実な実施を図るとともに、将来枠組みの構築に向けた国際的議論に積極的に貢献していく必要があります。

参考 日本における関連法規制又は算定基準等

地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)

温室効果ガス排出量の算定方法の詳細については、環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照してください。

環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual/index.html>

(3) 総排水量及びその低減対策

総排水量、排水先ごとの排水量と排水規制項目の濃度、水質汚濁負荷量及びその低減対策に関する戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等を記載します。

記載が必要な情報・指標

- ア. 排水量の低減対策および汚濁負荷量の低減対策に関する戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・ 総排水量 (m^3)
 - ・ 総排水量の原単位 (業種や事業特性に応じた事業活動量 1 単位当たり)
 - ・ 排水規制項目の排出濃度並びに水質汚濁負荷量
- ウ. 数値情報に関する補足情報(記載事項については共通事項 (P) を参照)

重要性がある場合に記載する情報・指標

- 排出先別排水量の内訳 (m^3)
 - 河川、湖沼、海域、下水道 等
- 総排水量の内訳 (業種や事業特性に応じたもの)
- 個別事業所毎の排水量内訳
- 海や河川湖沼等の水利用(主に熱交換として)における温排水・冷排水の利用量、平均温度差、及び排熱量
- 他の記載事項は共通事項 (P) を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 総排水量は、事業活動に伴い発生した排水量の合計、主な内訳を立方メートル単位で記載します。総排水量の主な内訳には、河川、湖沼、海域、下水道等の排出先別に記載します。
- (ii) 排水量については地域への影響が大きいと考えられるため、事業所毎の内訳数値を公表することが期待されます。
- (iii) 排水量を流量計等のメーターによって測定していない場合は、排水量を合理的な方法で算定します。この場合は、開示している排水量が実測に基づく数値ではない旨及び排水量の算定方法を注記します。
- (iv) 水質汚濁負荷量については、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水規制項目 (健康項目*、生活環境項目*、ダイオキシン類) の排出濃度 (平均値、最大値) 並びに水質汚濁防止法等の総量規制対象項目で示した汚濁負荷量を記載します。なお、排水規制項目の遵守状況を表すには、事業所別に排水規制項目の法規制値等 (条約、協定を含む) と排出濃度 (最大値) を対照させることが望まれます。
- (v) 排水規制項目の排出濃度のうち、健康項目及び生活環境項目 (pH、大腸菌群数以外) についてはリットル当たりミリグラム (mg/l) 単位で、ダイオキシン類についてはリットル当たりピコグラム ($pg-TEQ/l$) 単位で記載します。

- (vi) 排水の汚濁負荷量について、下水への排水に含まれる汚濁負荷量は、そのまま公共用水域に排出されないことにより、合算しないで記載します。
- (vii) 総量規制対象地域から排出される排水の汚濁負荷量については、トン又はその他の単位で記載します。
- (viii) 海水等の熱交換に伴う大量の温排水・冷排水については、年間排水量と取水温度差と排水温度の差である年間平均温度差を算出し、それらに乗じて投入エネルギーに対応する水域への排熱量を算出して公表することが望まれます。大量の温排水・冷排水については、生物多様性への影響が懸念されます。
- (ix) 他の留意点は共通事項（P ）を参照
- (x) 参考資料の 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

解説

水は、生命の根源であり、地球にはおよそ 14 億 km³の水が存在するといわれていますが、ほとんどが海水で、淡水は 2.5%にすぎず、しかもその大部分が南極や北極の氷として存在しており、河川や湖沼に存在する淡水の量は地球上の水のわずか 0.01%しかありません。健全な水循環の確保及び水質の維持のために、水利用に伴う環境への負荷を管理することが必要です。

水質の汚濁については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上でそれぞれ維持することが望ましい基準として、環境基準が設定されています。環境基準の達成や、水質汚染の未然防止を目的として、水質汚濁防止法に基づき、工場及び事業場からの排水について、健康項目 27 項目、生活環境項目 15 項目の排水基準が定められています。

事業所からの排水や一般家庭からの生活排水による水質汚染は、人の健康への被害を与え、また魚介類等生態系、水道水質等の生活環境へ影響を及ぼしてきました。公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法により特定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準が設定されていますが、環境基準達成のため、都道府県条例においてより厳しい上乘せ基準の設定が可能であり、すべての都道府県において上乘せ排水基準が設定されています。

工場や事業場からの排水に含まれる化学物質の毒性の有無を総合的に評価し、生物への影響を把握する手法として、「生物応答(バイオアッセイ)を用いた排水管理手法」が有効とされています。同様の手法を実施している場合には、その内容を開示することが望まれます。

参考 日本における関連法規制又は算定基準等

水質汚濁防止法（水濁法）

下水道法

(4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策

排出規制項目の遵守状況を始めとして、大気汚染物質の排出の状況及びその防止の取組について、さらに、騒音、振動、悪臭の発生の状況並びにその低減対策について、戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等を記載します。さらにヒートアイランド現象の緩和等による都市の熱環境改善の取組についても記載します。

記載が必要な情報・指標

- ア. 大気汚染物質の排出防止、騒音、振動、悪臭の低減対策に関する戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等
- イ. 総量・濃度等による数値情報
 - ・ 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、揮発性有機化合物(VOC)の排出量(トン)及びその最大濃度
 - ・ 騒音規制法に基づく騒音等の状況(デシベル及び苦情件数など)
 - ・ 振動規制法に基づく振動等の状況(デシベル及び苦情件数など)
 - ・ 悪臭防止法に基づく悪臭等の状況(特定悪臭物質濃度または臭気指数、苦情件数など)
- ウ. 数値情報に関する補足情報(記載事項については共通事項(P)を参照)

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 上記数値情報における排出原単位(業種や事業特性に応じた事業活動量1単位当たり)
- ▶ 事業所毎の排出量内訳
- ▶ 屋上、壁面及び敷地内の緑化や高反射性塗装、保水性舗装等、都市表面被覆の改善につながる建物、構造物への環境対策の状況
- ▶ 地中熱や河川水等を活用した空調排熱等、大気中への人工排熱の排出削減につながる建物等への環境対策の状況
- ▶ 他の記載事項は共通事項(P)を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 騒音、振動、悪臭については都道府県知事により指定された地域の場合に、基準値及び実測の最大値を記載します。
- (ii) SO_x、NO_xならびにVOCについては、参考資料【指標の一般的な計算例】を参照してください。
- (iii) 大気汚染や生活環境に係る濃度及び負荷量については地域への影響が大きいと考えられるため、事業所毎の規制値と最大濃度、汚染負荷量を公表することが期待されます。
- (iv) 計量証明書では、規制値と比較するために、設備ごとに定められた残存酸素濃度に換算した濃度(O₂換算濃度)で記載されており、汚染負荷量の算定において排ガス量に乗じる濃度は、O₂換算濃度でなく実測濃度で行うことに留意が必要です。
- (v) 他の留意点は共通事項(P)を参照

解説

一酸化窒素や二酸化窒素等の窒素酸化物 (NO_x) は、主に物の燃焼に伴って発生するもので、主な発生源には工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。NO_x 及び揮発性有機化合物 (VOC) は、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質 (SPM)、酸性雨の原因物質となります。

騒音・振動は、その発生源の周辺地域に限定的に存在する物理現象ですが、人の活動する範囲で広く存在するため、工場・事業場、建設作業や自動車、航空機、鉄道等の交通による騒音・振動が及ぼす影響から生活環境を保全することは大きな課題となっています。

騒音の苦情件数は平成 18 年度以降減少しておりますが、発生源別にみると、工場・事業場に係る苦情の割合が 3 割以上を占め、次いで建設作業騒音に係る騒音苦情の割合が 3 割弱を占めています。また近年では、低周波音も大きな問題となっています。また、振動の苦情件数を発生源別にみると、建設作業振動に対する件数が最も多く 6 割弱を占め、次いで工場・事業場振動に係る件数がそれに次いでおり、苦情原因として依然大きな割合を占めています。

悪臭の苦情件数は平成 15 年度以降は減少しており、平成 21 年度の悪臭苦情件数は 6 年連続で減少しました。発生源別にみると、野外焼却にかかる苦情が最も多く、食料品製造工場、その他の製造工場に対する苦情が減少した一方で、サービス業等に係る苦情が増加する傾向にあります。

参考 日本における関連法規制又は算定基準等
大気汚染防止法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法

(5) 化学物質*の排出量、移動量及びその低減対策

法律の適用を受ける化学物質は勿論のこと、事業者が自主的に管理の対象としている化学物質についても、化学物質ごとにそれぞれの管理・排出・移動に関する戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等を記載します。

記載が必要な情報・指標

- ア. 化学物質の管理、排出、移動量の把握、取扱量の削減、より安全な物質への代替、安全対策等について、戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
- ・化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度*の対象物質の排出量、移動量（キロ）（ダイオキシンについてはmg-TEQ）
 - ・大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質のうち指定物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）の排出濃度
 - ・土壌・地下水汚染状況
 - ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による汚染状況
 - ・特定地下浸透水中の有害物質の濃度
 - ・上記の原単位（業種や事業特性に応じた事業活動量1単位当たり）
- ウ. 数値情報に関する補足情報（記載事項については共通事項（P ）を参照）

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 化学物質の製造・輸入量、取扱量、平均保管量、最大保管量（トン）、用途等
- ▶ 事業所毎の排出量、移動量内訳
- ▶ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの状況（説明会の開催回数等）
- ▶ 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：Japanチャレンジプログラム*）などの対象物質の取扱状況及び安全性情報収集状況（スポンサー登録並びに安全性情報収集計画書及び報告書提出を行った物質数）
- ▶ 取り扱っている化学物質の安全性情報の収集、リスク評価の実施（物質名、物質数等）
- ▶ 川上（化学物質製造事業者等）から川下（成形品製造事業者等）への化学物質有害性情報に係る伝達の方針及び取組状況
- ▶ 川下から川上への化学物質の用途情報に係る伝達方針及び取組状況
- ▶ 他の記載事項は共通項目（P ）を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 化学物質に関する情報を記載する際には、PRTR 制度に基づいて届け出た物質の中から取扱量や購入量が多いもの、あるいは危険性が高い等、ステークホルダーへの影響が大きいと考えられる化学物質について、物質毎に排出量、移動量等を区別して記載します。さらに平均保管量、最大保管量についても記載することが期待されます。
- (ii) 化学物質の排出量と移動量（特に排出量）については地域への影響が大きいと考えられるため、事業所毎の数値を公表することが期待されます。

- (iii) PRTR 対象物質の排出量及び移動量の把握方法には次の 5 つの方法があります。
 - 物質収支を用いる方法
 - 排出係数を用いる方法
 - 実測値を用いる方法
 - 物性値を用いる方法
 - その他の方法
- (iv) PRTR 対象物質の算定方法の詳細については、経済産業省・環境省の「PRTR 排出量等算出マニュアル」を参照してください。
- (v) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）で対象としているフロン類については、排出量（漏洩量を含む）、回収量（フロン回収・破壊法に基づき回収業者に引き渡した量）、破壊量（フロン回収・破壊法に基づき破壊業者に引き渡された量、回収量の内数）についても、可能な限り把握します。なお、排出量については CFC、HCFC は PRTR 対象物質として、HFC は温室効果ガスとしても把握します。
- (vi) その他の化学物質の排出量及び法律に規定された物質ごとの排出量を把握することが求められます。
- (vii) 土壌汚染・地下水汚染の状況については、土壌汚染対策法に基づく調査や自主的に実施した調査の状況について記載することが期待されます。
- (viii) 他の留意点は共通事項（P ）を参照
- (ix) 参考資料の 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

解説

現代社会では、多種多様な化学物質が大量に製造されさまざまな場面で幅広く利用されています。また、ダイオキシン類等のように、非意図的に生成される化学物質もあります。化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄・リサイクルの各段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがあるものがあります。

事業活動に対する信頼性を高めるとともに、化学物質管理に対する姿勢・努力に対する社会的評価が可能となるよう、事業者は、地域住民への説明会の開催等を通じてリスクコミュニケーションを行うことが重要であり、個々の PRTR 対象物質について排出量及び移動量を公表し、その中で重点的に取り組んでいる対策についても説明することが望まれます。

その他に、製品に含有される化学物質に対する規制も拡大しています。欧州では、電気電子製品や自動車への特定有害化学物質の含有が禁止（RoHS 指令、ELV 指令）され、総合的に化学物質を規制する REACH 規則でも、高懸念物質を含有する成形品に関する届出情報や伝達が義務づけられています。それに対し、製品含有化学物質の情報伝達や管理を推進するための自主的な取り組みを、関連する業界や業界横断組織が積極的に進めています。

参考 日本における関連法規制又は算定基準等

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） 大気汚染防止法

水質汚濁防止法

土壌汚染対策法

ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン法）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

- PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）

- MSDS（化学物質等安全データシート）制度

(6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策

廃棄物等*の総排出量や最終処分量に関する戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等を記載します。

記載が必要な情報・指標

- ア. 廃棄物等の発生抑制、削減、管理方法、処理・処分方法、リサイクル対策等に関する戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等
- イ. 総量・原単位による数値情報
 - ・ 廃棄物*の総排出量(トン)
 - ・ 廃棄物最終処分量(トン)
 - ・ 上記の原単位(業種や事業特性に応じた事業活動量1単位当たり)
- ウ. 数値情報に関する補足情報(記載事項については共通事項(P)を参照)

重要性がある場合に記載する情報・指標

- 拡大生産者責任に対する対応
- 廃棄物等の処理・処分方法の内訳
- 廃棄物等総排出量の主な内訳(有価物を含む)
- 廃棄物最終処分量の内訳
 - ・ 直接埋立処分される産業廃棄物量(マニフェスト*で把握する最終処分量)
 - ・ 自社の最終処分場に埋立処分した廃棄物量
 - ・ 産業廃棄物*で埋立処分が予想される中間処理後残渣量及び再資源化に伴う残渣量
 - ・ 一般廃棄物*で埋立処分される量と中間処理・再資源化後埋立が予想される量
- 発注者として建設廃棄物の削減・再資源化等に対する対応
- マニフェスト交付枚数及び電子マニフェスト利用状況
- 他の記載事項は共通項目(P)を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 廃棄物等総排出量は、事業活動に伴い発生した廃棄物等の排出量の合計、主な内訳をトン単位で記載します。廃棄物等総排出量は、事業者がその敷地外(管理外)に、排出・搬出したもの(製品・サービス等の提供に伴い出荷したものを除く。)及び敷地内で埋め立てたものの重量をすべて合計して算出します。
- (ii) 廃棄物の廃棄物等総排出量の主な内訳には、一般廃棄物(そのうちの特別管理一般廃棄物)、産業廃棄物(そのうちの特別管理産業廃棄物)の別を記載します。なお、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物については、ステークホルダーの判断に影響を与える可能性がある場合には、その内容、事業活動との関連による主な発生要因、処分状況を記載します。
- (iii) 廃棄物等の排出量や最終処分量の削減のための実施対策として、拡大生産者責任に対する対応や、発注者として建設廃棄物の削減・再資源化等に対する対応などがあれば、記載します。
- (iv) 廃棄物最終処分量は、廃棄物等の埋立処分量及び埋立が予想される中間処理・再

資源化後の残渣や残滓を含み、内訳をトン単位で可能な限り記載します。ただし、一般廃棄物の排出量が僅少である場合には、産業廃棄物管理票により集計した産業廃棄物の埋立処分量と中間処理・再資源化後の残渣や残滓量のみを記載することができます。

- (v) 廃棄物最終処分量の内訳では、自社の最終処分場に最終処分（埋立等）された自社の廃棄物の重量を合計して算出します。
- (vi) 廃棄物最終処分量には、埋立処分が予想される再利用、再生利用、熱回収及び単純焼却の際の残渣や残滓も含まれますが、直接最終処分される量と予想数値である残渣や残滓の量とは区別して把握、開示します。残渣や残滓の量を把握できなかった場合は、その旨を明らかにする必要があります。
- (vii) 廃棄物等の処理方法の内訳には、再使用される循環資源の量、再生利用される循環資源の量、熱回収される循環資源の量、熱回収を伴わない単純焼却される廃棄物の量があります。バイオマス発電施設への搬入等、最終処分の埋立て量や焼却量を軽減する取組の状況等についても記載します。
- (viii) 循環的な利用量には、事業者の敷地内で循環的な利用がなされている物質は含めません。事業者の敷地内で再使用、再生利用される循環資源については、「循環的な利用を行っている物質等」に記載します。
- (ix) 再使用、再生利用される循環資源は、事業者がその敷地外（管理外）に、排出・搬出した循環資源のうち再使用・再生利用したものの重量を合計して算出します。
- (x) 工場・事業場の施設や設備等の建て替え、廃棄等に伴う建設廃材は、生産財、資本財としての性格を有するため、建て替えや廃棄等を行う年度に突出して排出量が増えるといった変動要因が多いことから、廃棄物総排出量に含めず、分けて把握し、その総排出量の注記が望まれます。天災や事故による大量発生した廃棄物についても同様な扱いが必要です。
- (xi) 他の留意点は共通事項（P ）を参照
- (xii) 参考資料の 【指標の一般的な計算例】を参照してください。

解説

従来の大量生産、大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環の阻害に結びつく側面を有しています。さらには、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊などにも密接に関係しており、地球規模での環境問題の深刻化につながっています。

我が国においては、平成 12 年に制定された循環型社会形成推進基本法及び平成 20 年に策定された第 2 次循環型社会形成推進基本計画に基づき、社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくし、環境への負荷をできる限り少なくする社会である循環型社会の形成に向けた取組が進められています。

事業者には、排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取組、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開などを透明性を高めつつより一層推進することが求められています。

環境基本計画及び循環型社会形成推進基本法にも示されている通り、廃棄物・リサイクル対策は、第一に廃棄物等の発生抑制（リデュース）、第二に使用済製品、部品の再使用（リユース）、第三に回収されたものを原材料として利用する再生利用（リサイ

クル)、第四に熱回収(エネルギーリカバリー)を行い、それでもやむを得ず廃棄物となるものについては、適正な処分を行うという優先順位を念頭に置くこととされています(ただし、廃棄物以外の環境負荷とトレードオフとなる可能性があることから、この順によらない場合もあります)。

参考 日本における関連法規制又は算定基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)

資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

(7) 有害物質等の保管・排出量及びその低減対策

災害・事故等により排出された場合に周囲が危険な状態になる可能性のある有害物質等(危険物質を含む)について、その保管量及び、実際の災害・事故等による排出量を記載します。また、有害物質等の保管量の低減に関する戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等を記載します。

記載が必要な情報・指標

- ア. 有害物質等の保管量に関して、事業に影響を与えない範囲で行う低減対策について、戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等
- イ. 総量による数値情報
 - ・アスベスト、PCB(ポリ塩化ビフェニル)、高圧ガス、危険物、放射性物質、細菌等の有害物質の保管量(年間最大保管量及び年間平均保管量)
- ウ. 数値情報に関する補足情報(記載事項については共通事項(P)を参照)

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 個別事業所毎の保管内訳
- ▶ 災害・事故等による排出が発生した場合、環境負荷としての有害物質等の推定排出量及び影響量並びその対応
- ▶ 他の記載事項は共通事項(P)を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 記載に当たっては、有害物質等の量的および質的重要性の観点から必要と判断される場合に記載します。
- (ii) アスベストについては、撤去・回収され保管されているものについて記載します。
- (iii) 行政機関等に届出のある場合には、届出数値等に基づいて記載します。(PCB 廃棄物適正処理特別措置法に基づく届出等)
- (iv) 有害物質等の保管量は、年間最大保管量及び年間平均保管量に関して、事業所毎に記載することが望まれます。
- (v) 有害物質等による環境リスクに関する管理体制等については、第5章環境リスクマネジメントに含めて記載することができます。
- (vi) 他の留意点は共通事項(P)を参照

解説

自然災害及び災害に起因する事故等による PCB 含有トランスや重油タンクの破壊・流出、放射性物質の放出等により、地域社会に対して重大な被害を及ぼす可能性があります。そのため、これらの有害物質等を保管する事業者は、突発的な自然災害、事故に備えて、最大限の防災体制を敷くことはもとより、地域住民をはじめとするステークホルダーの不安に対応するため、保管する有害物質の量、種類等の詳細情報を開示することが求められます。また、事前に事故のリスクや被害見込みを算定・分析した情報、さらに、リスク低減に向けた戦略、目標や取組の状況等の情報を開示することも必要となります。

参考 日本における関連法規制又は算定基準等

大気汚染防止法

消防法

水質汚濁防止法

労働安全衛生法

毒物及び劇物取締法

高圧ガス保安法

PCB 廃棄物適正処理特別措置法

5. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況

生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用、遺伝資源から得られる利益の衡平な配分に関する戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等を記載します。

記載する情報・指標

- ア. 生物多様性の保全や持続可能な利用、遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分に関する戦略及び計画、目標、分析・評価及び今後の改善策等
例えば以下のような情報、指標を記載します。
- ・ 事業活動に伴う生態系や野生生物への主要な影響と依存に係る評価（海外の生物多様性の豊かな地域における開発を含む）
 - ・ 原材料調達における生態系や野生生物への主要な影響と依存状況（影響が大きい業種の場合には、そのプロセスにおける影響も含む）
 - ・ 事業活動によって発生しうる生物多様性への影響を回避ないし軽減するための取組
 - ・ 所有、賃借、あるいは管理する土地及び隣接地域における生物多様性保全の取組に関する情報
 - ・ 自社で開発した生物多様性保全を目的とした技術・ツールや、生物多様性への影響・依存度を把握・定量評価する手法・指標等
- イ. 総量・原単位による数値情報
- ・ 自社が定めた数値目標に対する実績値
- ウ. 数値情報に関する補足情報(記載事項については共通事項 (P) を参照)

重要性がある場合に記載する情報・指標

- ▶ 事業活動と生物多様性との関係性を表す情報
例えば以下のような事業活動と生物多様性との関連性を表す情報を記載します
- ・ 生物多様性が豊か、あるいは保護する価値が高い地域に所有、賃借、管理している土地がある場合は、その面積と保全状況
 - ・ 所有、賃借、あるいは管理する土地及び隣接地域に生息・生育する生物種に関する情報（特に、絶滅が危惧される生物種及びその地域に固有な生物種についての情報）
 - ・ 保護地域あるいは脆弱な生態系からなる地域とその周辺において計画中の事業や、開発の過程における生物多様性や生態系への影響の評価。環境影響評価を実施した場合にはその内容。
 - ・ 生物資源の持続可能な利用のための配慮がなされた製品やサービスと、それが全製品及び全サービスに占める割合。さらに、自社商品に対する外部認証取得の状況
 - ・ 生物多様性の保全のために自然の修復（ミティゲーション）を行った面積
 - ・ 従業員やその家族等関係者を対象とした生物多様性保全に関する教育・訓練の状況
 - ・ 取引先、消費者、株主等との生物多様性に関するコミュニケーションの状況

- ・ 生物多様性条約第 10 回締約国会議で決定した「愛知目標」の各個別目標への取組状況
- 事業とは直接関連しないものの、生物多様性の保全に資する対策、取組状況、実績等
 - ・ 生物多様性の保全・再生のために積極的に行うプログラムの実施状況及び実績（生物多様性が豊か、あるいは保護する価値が高い土地の買い上げや寄付等による保全活動等）
 - ・ 生物多様性保全を目的とした、事業者間またはその他の関係者間のイニシアティブ、枠組み等への参画状況
 - ・ 生物多様性保全を目的として活動する NGO/NPO や、生物多様性保全を目的とした基金等への寄付・協賛・支援状況
- 他の記載事項は共通事項（P ）を参照

【記載にあたっての留意点】

- (i) 原材料調達において、生物多様性への影響を把握することが困難な場合もありますが、バリューチェーンマネジメントやグリーン購入・調達の観点からも、自らの購入・調達の方針を明確にしていくことが期待されます。
- (ii) 他の留意点は共通事項（P ）を参照

解説

私たちの暮らしは、水や空気、食料、繊維、木材、燃料、医薬品、安定した気候、自然災害防止、自然のしくみに着想した新技術等、様々な自然の恵み（＝生態系サービス）なしには成り立ちません。企業は、製品やサービスを通じて、こうした自然の恵みを広く社会に供給する重要な役割を担っています。直接的に生物資源を扱わない企業であっても、その事業活動の多くは、間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えています。

1992 年の地球サミットで、気候変動枠組条約とともに生物多様性条約が採択され、1993 年に発効しました。生物多様性条約は、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分の 3 点を目的としています。2010 年は国連で「国際生物多様性年」と位置づけられ、同年 10 月には名古屋で第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性に対する社会の認知度が高まっており、企業の取り組み姿勢が注目されました。

生物多様性条約では、締約国に対して、生物多様性の保全、持続可能な利用の措置をとることを促すとともに、各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ衡平な配分を求めています。企業は原材料調達や遺伝情報の活用等の様々な場面で生物多様性に影響を与え、恵みを受けていることから、他国より生物資源を調達・利用する際には、利用によって得られる利益の配分等についても十分な配慮が必要となります。

企業は、自らの事業活動が生物多様性に及ぼす影響など関係性を把握し、生物多様性に及ぼす影響の低減及び原材料調達や遺伝情報の活用等、持続可能な利用に努めることが必要です。

事業活動と生物多様性との関わりは複雑で、時間を要するため、まずは企業として

生物多様性に関する方針、目標、計画、方針等といった取り組み姿勢、事業特性に応じた具体的な対策、取組状況や実績について記載します。

また、企業単独ではなく、他の事業者や、NGO/NPO、研究者、地域住民、国、自治体等その他の関係者など多様な主体と連携することで、生物多様性の保全や持続的な活用の効果を高め、自らの事業を将来にわたって継続していくことが期待されます。そのようなパートナーシップの状況や実績についても可能な限り記載をします。

参考 日本における関連法規制又は算定基準等

生物多様性基本法

生物多様性地域連携促進法

生物多様性民間参画ガイドライン

第7章 「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」を表す情報・指標

環境報告に開示する「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」を表す情報・指標は、基本的に第5章及び第6章等の記載事項に含めるか、又はそれらに関連させて記載します。本章では、「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」を開示する場合の基本的な考え方や具体的な情報・指標について解説します。

1：環境配慮経営の経済的側面に関する状況

1-(1)：事業者における経済的側面の状況

1-(2)：社会における経済的側面の状況

(注)

環境配慮経営の経済的側面に関する状況について、本章では、対象となる主体別に、「事業者における経済的な状況」と「社会における経済的な状況」で区分して解説しています。

(1) 事業者における経済的側面の状況

事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組に関連する財務的な情報・指標について、解説します。これらは、環境報告において開示される「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」を表すための主要な記載事項と考えられます。

(2) 社会における経済的側面の状況

事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組が、顧客や取引先といった他者や社会に及ぼす経済的な影響（顧客効果など）の経済的側面の状況について、解説します。これらは、事業者の環境配慮経営を多面的に説明するための付加的な情報・指標と位置づけられます。

また、環境会計情報は、環境配慮経営の経済的側面の状況（上記（1）及び（2））を体系的に表すための開示手法となります。環境会計情報については、「参考1：環境会計情報」及び「参考2：環境配慮経営の経済的側面に関する状況（関連表）」をご参照ください。

1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況

事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組の状況についての経済的な情報・指標を記載します。環境負荷や環境配慮等の取組とそれらに関連する経済的側面の状況を示すことによって、環境配慮経営に対する利用者の理解を促進し、環境報告の有用性を向上させます。

なお、これらの情報・指標も、他の環境情報と同様に、一般原則等に則って開示される必要があります。

(1) 事業者における経済的側面の状況

環境配慮経営の財務的な影響（財務影響）を、環境負荷や環境配慮等の取組に関連付けて、財務数値や記述情報によって説明します。

具体的には、事業活動に伴って発生する環境負荷及びその低減対策等の取組と、事業者の経営成績及び財政状態がどのように関係し、影響を及ぼし合っているのか、また、それらの財務影響に対して、事業機会やリスクとしてどのように対応するのかについて説明します。

例えば、温暖化ガスの削減対策コストと排出実績の経年的な変化を対比表示するなど、環境負荷と関連する財務数値を併記することにより、環境配慮経営の努力と成果の関係をわかりやすく示すことができます。

記載すべき情報・指標

経済的側面の状況に関する「記載すべき情報・指標」は、第5、6章において記載した事項に含まれます。

重要性がある場合に記載する情報

- ▶ 環境配慮経営に関連する財務数値
 - ・ 環境配慮等の取組コスト（実績額・見積額）
 - ・ 環境配慮等の取組による経済効果（取組コストの節約額など）
 - ・ 環境配慮等の取組への投資計画・見積額
 - ・ 排出クレジットやオフセットの購入額・販売額
- ▶ 上記の財務数値に関する補足情報
 - ・ 財務数値の集計範囲（バウンダリ）
 - ・ 財務数値の算定方法（前提、データの出所、算定式、排出係数など）
 - ・ 事業・地域別等の内訳情報
- ▶ 環境保全に関する体系的な財務情報等（環境会計情報）
- ▶ 環境配慮経営に関連する事業機会やリスク
 - ・ 背景情報（法規制・市場等の動向など）
 - ・ 関連する財務影響（環境配慮製品等の販売機会など）
 - ・ 財務影響への対応方針や将来見通し（長期的な投資方針、その財務的効果など）
 - ・ 環境配慮製品・サービスの市場動向・分析
 - ・ 将来の財務リスク情報（規制リスク、価格変動リスク、物理的リスクなど）
 - ・ 環境汚染等に対する対処方針（予防的対応、発生可能性など）
- ▶ 災害・事故等による財務影響等（現状及び将来予測、発生可能性など）

- ▶ 環境効率指標（環境負荷と財務数値を指標としたもの）
- ▶ 環境格付け・インデックスの組み入れや評価替え、各種表彰制度の受賞、それらによる経営への影響（ブランド、調達金利など）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 基本的に、第5章、第6章の記載に含めるか、又は関連させて記載します。
- (ii) 環境配慮経営に関する財務影響は、各事業者の事業特性や事業戦略等に応じて異なります。「個別の環境課題に関連する財務影響等（例示）」を、参考資料 〇〇 に記載していますので、ご参照ください。
- (iii) 環境配慮経営に関連する財務数値は、環境負荷と併記して経年比較ができるように記載することが期待されます。
- (iv) 環境保全に関する財務情報等を体系的に表す手法として、環境会計情報があります。環境会計情報は、「環境会計ガイドライン 2005年版」をご参照ください（P 〇〇 参照）。
- (v) 数値に関する補足情報は、P 「数値に関する補足情報」を参考に記載します。
- (vi) 環境に関する財務情報等を示す際には、定義、前提となった考え、想定期間、範囲及び算定方法等を明示することにより、利用者に誤解を生じさせないよう特に配慮が必要です。
- (vii) 利用者が、実績額と見積額を混同しないよう留意して記載する必要があります。
- (viii) 財務上の事業・地域セグメント別や主要な製品等の内訳情報などに関連させて記載することも、有用です。
- (ix) 環境効率指標については、参考資料 〇〇 をご参照ください。なお、環境負荷と財務数値の対象範囲や対象期間の整合性に留意するとともに、原データとの関連性や算定式等を明示する必要があります。

解説

国内外における環境規制等の強化によって、事業活動の環境への影響や環境配慮等の取組は、事業者に対して大きな財務影響を与えるようになってきています。その反面、これらの規制等に対応する環境配慮型の製品・サービス市場が出現や拡大することで、事業者は事業機会も得ています。例えば、温室効果ガスを生産段階や製品・サービスの使用段階等で多く排出する事業者は、規制等が厳しくなれば、コスト負担があってもその対応が必要になりますが、対応次第ではコスト増のリスクを販売増の機会に変えることが可能です。また、資源・エネルギー制約のリスクがある事業者は、安定確保や使用量削減のための投資が、重要な経営課題になり得ると考えられます。

このように、環境配慮経営の財務影響が環境配慮等の取組や事業戦略と密接に関連する場合には、それらの財務影響に関する情報を環境配慮等の取組や事業戦略と関連付けて説明することが、「重要な情報」に該当することがあります。また、事業者にとっても、環境情報と財務情報等を関連させて開示することにより、利用者の環境配慮経営に対する理解を深め、より適切なステークホルダーからのフィードバックが期待できるようにもなります。

また、事業者が設定したKPIと関連させて「環境に関する財務情報等」を記載することも考えられます。とくに戦略的な環境課題がある場合には、経営活動のPDCAサイクルの中で財務的影響と関連させてKPIを管理することが有用です。

(2) 社会における経済的側面の状況

事業活動に伴って発生する環境負荷や環境配慮等の取組による経済的な影響は、必ずしも事業者の経営成績や財政状態のみならず、顧客や取引先あるいは地域社会といった事業者を取り巻く外部者に及ぶことがあります。

例えば、自社製品・サービスを利用する顧客の経済的便益であったり、事業に伴って発生した環境汚染等によって地域社会が経済的な損失を被る場合もあります。このような場合に、環境配慮経営の状況を示す付加的な情報・指標として、社会の経済的な利益や損失を記載します。

また、事業活動により発生した環境負荷が社会に及ぼす影響を概括的に表すために、環境負荷及び環境保全効果の経済価値評価を記載することも有用です。

重要性がある場合に記載する情報

- ▶ 社会における経済的な影響と環境配慮経営の関連性（背景や事業上の機会やリスクとの関係など）
- ▶ 環境配慮経営に関連する社会の経済的な利益及び損失（数値情報）
 - ・環境配慮型の製品・サービスによる利用者の経済的利益（節約額など）
 - ・環境配慮型の調達によるサプライヤーにおける経済的な効果（協働取組による新製品売上、コスト削減額の推計値）
 - ・環境汚染等による地域社会での経済的負担額（税金等による浄化コスト、健康被害補填額や物理的損害の推定額）
- ▶ 環境負荷及び環境保全効果の経済価値評価（数値情報）
- ▶ 数値情報に関する補足情報
 - ・数値情報の集計範囲（バウンダリ）
 - ・数値情報の算定方法（前提、算定式、係数など）
 - ・キャッシュフローの発生可能性（有無、程度）
- ▶ 環境配慮経営の社会的側面に関する状況（第8章参照）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 第5章、第6章、第8章の記載に含めるか、又は関連させて記載します。なお、これらの情報の記載に当たっては、徒に好ましい面を強調するのではなく、客観的かつ中立的な開示が求められます。
- (ii) 「環境配慮経営に関連する社会の経済的な利益及び損失」には、実際に他者及び社会に便益又は損失が発生した金銭的な数値情報（推計値を含む）を記載します。
- (iii) 「環境負荷の経済価値評価」には、事業者の排出する環境負荷を貨幣換算した金額を記載します。また、「環境保全効果の経済価値評価」には、社会に及ぶ環境保全効果（環境負荷の削減量等）を貨幣換算した金額を記載します（次ページの図参照）。
- (iv) 環境会計情報（P 参照）を記載している「環境会計ガイドライン 2005年版」には、社会における経済的側面である「環境保全効果の経済価値評価」に関しても触れられていますので、ご参照ください。
- (v) 数値に関する補足情報は、P 「数値に関する補足情報」を参考に記載します。
- (vi) 数値情報の根拠とした情報源も明確にすることが望まれます。とくに、推計値

を用いる場合には、定義や算定根拠等を明確にして、利用者の理解に資するよう工夫することが必要です。

(vii) 数値情報に関して、過去あるいは現在あるいは将来のどの時点もしくはどのような期間にわたるものか、キャッシュフローを伴うものなのかを明らかにする必要があります。

(viii) 環境配慮経営の社会的側面に関する状況と関連付けて記載することで、利用者が環境配慮経営を多面的に理解することに有用なものとなります。

解説

環境配慮経営の経済的側面に関する状況は、自社の財務的な影響のみならず、他者や社会に対して経済的な影響をもたらす場合があります。例えば、省エネ製品の利用者は、使用段階でのエネルギー消費量が減ることで、コスト削減という実質的な利益を受けることとなります。また、水や廃棄物、汚染物質など生活環境に関連する対策コストを、事業者の代わりに国や地域社会等において支払うこともあり得ます。

このように事業者の経営活動に関連して、他者及び社会の環境的側面から経済的な影響（実質的な金銭的便益や負担等）が生じている場合には、環境配慮経営の実態を利用者に伝えるために、それらの情報を関連する環境負荷や環境配慮等の取組に併せて開示することが望まれます。

また、事業活動により発生した環境負荷が社会に及ぼす環境への影響を表す開示方法として、「環境負荷の経済価値評価」及び「環境保全効果の経済価値評価」（環境負荷削減量への貨幣換算）が考えられます。環境負荷情報とそれらを貨幣換算した金額とを併記することにより、事業者の経営活動が環境的な側面において、外部に及ぼす経済的な影響（外部不経済等）を示すことができれば、例えば、将来、事業者が負担する潜在的なコストの推測や環境配慮型の製品・サービスに関する販売状況の更なる理解につながることも期待されます。

ただし、これらの情報・指標に関しては、その算定方法が確立されたものではないため、開示に当たっては、前提となった考え方や算定方法、発生期間や発生可能性等を補足情報として併記して、環境配慮経営の実態が利用者に誤解が生じないよう配慮する必要があります。また、経済的利益のみに執着して開示しないよう考慮することも必要です。

社会における経済的側面の状況に関しては、今後更なる開示手法の開発が、期待されます。

【図 社会における経済的状況のイメージ】

参考 1 : 環境会計情報

環境省「環境会計ガイドライン(2005年版)」に基づく「環境会計情報」は、事業者における環境保全に関する財務数値等を体系的に示す手法です。環境会計情報は、環境配慮経営の経済的側面を示す総括的な情報であり、第5章及び第6章において個別に記載された環境情報と整合させて記載されることが望まれます。

【開示項目】

(1) 事業者における経済的な側面の状況

- 環境保全コスト*
- 環境保全効果*
- 環境保全対策に伴う経済効果*

(2) 社会における経済的な側面の状況

環境保全効果の経済価値評価

【記載にあたっての留意点】

- (i) 環境保全コストは、事業者内での環境負荷の発生防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額であり、ここでいう投資額は事業者内における投資のことです。

解説

事業者が事業活動における環境配慮の取組を行っていく上で、環境保全コストを管理し、環境保全対策の費用対効果を分析することにより、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な事業活動における環境配慮の取組を推進することが必要です。また、環境会計情報やその導入目的・利用方法等を公表することは、ステークホルダーが事業者の事業活動における環境配慮の取組状況をバランスよく理解し、評価するための有効な手段となります。

公表にあたっては、「環境会計ガイドライン(2005年版)」に示す公表用フォーマット等を用いることにより、環境会計情報を総括的に開示することができます。

また、環境会計情報と環境効率指標(参考資料 参照)を統合して開示することも有効です。

(参考資料) 環境会計ガイドライン 2005年版

<http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html>

参考 2 : マテリアルフローコスト会計

企業の内部管理に活用した環境管理会計*に関する情報として、マテリアルフローコスト会計があります。マテリアルフローコスト会計により、原料使用等の無駄が見える化できるため、無駄を排除した効率的な資源利用に役立ちます。これらの取組を、環境会計情報と併せて開示することも有効です。

(参考資料) 経済産業省「環境管理会計手法ワークブック」

http://www.meti.go.jp/policy/eco_business/sonota/policy1-01.html

参考 3：環境配慮経営の経済的側面に関する状況（関連表）

「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」の本ガイドラインの各項目と開示事例等を関連させて示すと、以下のとおりです。なお、個別の環境課題に関連する財務影響及び財務数値等の事例に関しては、参考資料 をが参照ください。

「環境配慮経営の経済的側面に関する状況」の記載項目と開示事例等の関連表

記載項目	開示内容（例）	例示
1．事業者における経済的側面の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略・計画・見込み ・ 将来リスク ・ コーポレート・ガバナンス ・ 経営者の分析・評価 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ビジネスの売上見込 ・ 将来収益に係るリスク ・ 環境法規制等への対応方針と将来の財務的影響
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に係る収益 ・ 環境に係る費用（一部） ・ 環境に係る資産（一部） ・ 環境に係る負債 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮型製品の売上高 ・ 環境管理コスト ・ 環境配慮型製品の設備投資額 ・ 将来の環境対策費用の見積額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全対策に伴う事業者の費用節約額（ ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネによる自社のエネルギーコスト削減効果
2．社会における経済的側面の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮型製品・サービスの利用者等が受ける経済的利益 ・ 公害等により他者及び社会が受ける経済的損失 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ製品の使用段階での利用者のエネルギー等の削減効果 ・ 公害等への対策に係る税金投入額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の経済価値評価（貨幣単位で表現したもの。社会全体が負担している費用と見ることできる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂排出による地球環境への影響 ・ 土地利用による地球環境への影響
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全効果（社会的全体に及ぶ効果）の経済価値評価（＃） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産段階でのCO₂排出の削減量の評価額 ・ 省エネ製品の使用段階におけるCO₂排出の削減量の評価額

《環境会計情報》との関連

（ ） 「環境会計ガイドライン 2005年版」で算定方法等を取り扱っているもの。

・ 環境保全コスト（投資額及び費用額）

環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組に係るコスト

・ 環境保全対策に伴う経済効果

環境保全対策が事業者の利益に直接的に貢献した効果。環境保全対策の結果もたらされる、費用の節約額や収入。

（＃） 「環境会計ガイドライン 2005年版」で解説があるもの。

・ 環境保全効果の経済価値評価

社会全体に及ぶ効果である環境保全効果の経済価値を、貨幣換算するなどして評価したもの。

第8章 「環境配慮経営の社会的側面に関する状況」を表す情報・ 指標

環境報告として開示する「環境配慮経営の社会的側面に関する状況」を表す情報・指標は、基本的に第5章及び第6章の記載事項に含めるか、またはそれらに関連させて記載します。本章では、「環境配慮経営の社会的側面に関する状況」を記載する場合の基本的な考え方や具体的な情報・指標について解説します。

1：環境配慮経営の社会的側面に関する状況

（注）

本章で解説している「環境配慮経営の社会的側面に関する状況」を表す情報・指標は、環境配慮経営と社会的影響や社会的な取組が関連する部分と一般的に考えられる情報・指標に限定しています。

通常、CSR報告書やサステナビリティ報告書などで、経営の社会的側面に関する状況を開示する場合には、事業活動に伴う社会的影響や社会的な取組の全体について記載することが必要です。

なお、本章に記載されていない社会的側面の状況を表す情報・指標は、参考資料「その他の社会的側面の状況を表す情報・指標」をご参照ください。

（改訂ポイント）

- ・ 環境配慮経営に関連する情報・指標について、説明。
- ・ その他の社会的側面の状況を表す情報・指標は、参考資料に移管。

1. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況

事業活動や製品・サービス、さらには環境配慮経営の取組が、社会システムに及ぼす影響について、記載します。その際、直接的な事業による影響に限定せず、サプライチェーン全体での間接的な影響についても予防的アプローチの観点から、記載することが望まれます。

また、環境配慮経営が環境負荷の軽減・回避に貢献する一方で、社会システムの改善につなげる、あるいは社会課題へのマイナスの影響を低減するための方針や取組の内容、効果について記載します。

なお、事業者の意思決定や組織体制は社会システムに大きな影響を与えることから、環境リスクマネジメント体制やステークホルダーへの対応の状況等、第5章と重複する項目も記載します。

記載が必要となる情報・指標

- ア. 環境に関連する社会的な影響を低減・管理するための戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び今後の改善策等
- イ. 環境に関連する、社会的側面の組織体制及びガバナンスの状況

重要性がある場合に記載する情報・指標

- 事業活動、製品・サービスで発生する環境負荷及び環境配慮活動が、社会的側面（人権、雇用、労働安全衛生、文化・コミュニティ、製品の品質など）に及ぼすリスクと機会
- バリューチェーン上で発生する環境負荷及び環境配慮活動が、社会に及ぼすリスクと機会
- 上記のリスクや機会に対して、期待される環境配慮経営の効果
- 公正な事業慣行が環境に与える効果と不正な事業慣行がもたらす影響
- 公正な事業慣行のための取組方針、実績、組織体制
- 環境配慮と社会的課題の改善の間でのトレードオフ
- 同意する（遵守する）環境に関する憲章、協定等の名称と内容

【記載にあたっての留意点】

- (i) 事業活動における社会的側面の方針（人権方針、労働安全衛生に関する方針等）を記載するだけでなく、その説明資料として、事業特性等に応じて、どのような環境負荷と社会的課題との関係があり、どのような事業活動における環境配慮の取組が有効なのかなど、取組の方針を環境から捉えた背景や理由を記載していることが望まれます
- (ii) コーポレート・ガバナンスとの関連では、法令遵守等を含めて社会的責任の履行を適正に遂行するために設置されたコーポレート・ガバナンスと環境配慮経営との関連が分かるように、環境配慮の取組方針について説明します。
- (iii) 環境配慮経営が社会にマイナスの影響を与えていないか、あるいは社会の改善が地域に環境負荷を与えていないか、そのトレードオフの関係について注意することが重要です。

- (iv) 事業活動、製品・サービス、バリューチェーンのそれぞれについて、環境負荷や環境保全活動の影響を受ける社会的課題を具体的に記載することが望まれます。
- (v) 人権や財産権を尊重し、適切な対価、条件で実施される事業活動は、社会の持続的な発展をもたらします。そこで公正な事業慣行と環境配慮経営との関係を踏まえ、公正な事業慣行のための取組方針や実績、組織体制は重要な判断情報となります。
- (vi) 同意する（遵守する）環境に関する憲章、協定等の名称と内容としては、国連グローバル・コンパクト、責任投資原則（PRI）、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）など、社会的責任及び環境配慮への取組に関して事業者が採択・署名等した他の憲章等を記載します。

解説

事業活動に伴う環境負荷が、労働における安全衛生、人権、雇用といった社会的課題に何かしらの影響を与える可能性がある場合、その対象と内容について、環境報告での記載が望まれます。例えば、事業に伴う環境汚染は、労働者の安全衛生に被害を与えるだけでなく、自然破壊をもたらし、さらには地域コミュニティにマイナスの影響を及ぼす懸念があります。

環境配慮経営が、労働における安全衛生、人権、雇用といった社会の改善に資する可能性がある場合、その方針や対策の内容、予想される効果について、環境報告において記載が望まれます。例えば、MSDS制度に対応した取組等、環境汚染の低減・回避は労働安全衛生上、重要な情報ですが、さらに、地域コミュニティの安全性、持続性を示すこととなります。

バリューチェーン全体で環境負荷の影響を予測することも重要です。先進国の需要を満たすために行われる途上国等における収奪的なプランテーション栽培は、森林破壊や生物多様性の喪失をもたらしていると指摘されていますが、一方で、児童労働や強制労働など、労働条件、人権の面で深刻な問題を引き起こしているという事実があります。

また、2010年に成立した米国の金融規制改革法（ドット・フランク法）では、鉱物使用の上場企業に対して、「紛争鉱物」（販売益が武力紛争の資金源となっており、また労働者の人権侵害が社会問題化している、コンゴ民主共和国・隣接国で採掘される鉱物資源のこと）の使用状況の開示を求めています。このように、バリューチェーン上で発生する環境負荷が社会に影響を及ぼす可能性について把握し、記載することが求められます。

バリューチェーン全体への環境配慮でも同様のことが想定されます。森林保全や生物多様性に配慮した開発・事業は、原材料調達先の社会に大きな変化をもたらすことなく、持続可能な発展に資する可能性が期待されます。

事業者が提供する製品・サービスがもたらす環境負荷が、社会に影響を与える可能性について記載することは、製造物責任、消費者・ユーザーへの説明責任の観点からも重要です。

さらに、事業者が提供する製品・サービスでの環境性能が社会にもたらす貢献は、ステークホルダーが事業の成長性を評価するための参考情報となりうるため、環境報告での記載が期待されます。

その他、公正ではない取引価格が要因となって、環境配慮が欠落した原材料の生産や調達が行われ、不適切な生産や廃棄物処理へとつながっていることが問題視されています。事業者に対して、バリューチェーン全体で公平な事業慣行の状況について確認することが求められます。

なお、方針の作成にあたって、ISO26000(2010年発行)、経団連企業行動憲章(2010年改訂)、OECD(経済協力開発機構)の「多国籍企業企業行動指針」(2011年改訂)等の目的や内容を踏まえておく必要があります。

第9章 その他の記載事項等

1. その他の記載事項

(1) 後発事象

報告対象期間の終了後に発生した事象で、環境報告に記載した事項や次期以降の環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象について、記載します。

記載すべき情報・指標

ア. 後発事象の内容

重要性がある場合に記載する情報・指標

- 後発事象による環境報告への影響
- 後発事象による次期以降の環境及び経営への影響

解説

報告対象期間の終了後であっても、環境報告を公表するまでの間に、重大な事件・事故の発生、重要な法規制等の違反の判明、重要な訴訟事件等の発生又は決着、その他ステークホルダーの判断に影響を及ぼす重要な事実の発生、あるいは翌年度の環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象が生じた場合には、環境報告書に後発事象として記載する必要があります。記載内容としては、その内容、今後の見通し等を重要な後発事象として、記載することが望まれます。

(2) 臨時的事象

報告対象期間中に臨時的に発生した事象（臨時的事象）で、環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象について、記載します。

記載すべき情報・指標

ア. 臨時的事象の内容

重要性がある場合に記載する情報・指標

- 臨時的事象による環境及び経営への影響

解説

環境報告は定期的に発行する環境報告書以外にも、報告対象期間中に臨時的に発生した事象（臨時的事象）で、環境への重要な影響を及ぼしたり、ステークホルダーの判断に影響を及ぼす事象については、適時に環境報告を実施する必要があります。

臨時的事象には、重要な範囲の変更、重大な事件・事故の発生、重要な法規制等の違反の判明、重要な訴訟事件等の発生又は決着など、環境配慮経営に重要な影響を及ぼす事象が該当すると考えられ、重要性の判断からそれらの事象を決定していくことが期待されます。

2. 環境情報の第三者審査等

環境報告書に記載された環境情報を第三者が審査等をした場合には、社内における環境報告の信頼性を向上させる取組と合わせて、審査等の概要が分かる書類を添付します。

解説

環境報告を実施する過程では、環境報告の内容をより良いものとし、「信頼性」を高める（すなわち重要な情報の網羅性、正確性、中立性、検証可能性の観点からより適切なものとする）ための努力が求められます。そのためには、まず、事業者自らが報告書の内容について評価するとともに、報告書の基礎となる情報を正確なものとするよう努力が必要です。また、環境報告の実施過程にステークホルダーが参画する、できあがった環境報告書についての意見をステークホルダーに求め意見書を添付する、中立的な第三者の審査を受ける等、組織外の主体が関わることで、事業者自身が見落としていた論点が明らかになり、報告書の内容が向上し、信頼性がさらに高まることも期待されます。

これらはいずれも重要な取組ですが、ステークホルダーとの関わり方や第三者からの外部審査の必要性、さらに事業者の経営資源の状況や環境報告書の作成の成熟度に応じて、また、必要に応じて組み合わせて取り組むことが期待されます。

なお、環境報告において、環境報告の信頼性を確保するための社内手続きについては、「環境配慮経営の組織体制等」(P)に該当します。

なお、事業者自らが実施する信頼性を向上させる方策の例は、次の通りです。

自己評価の実施

自己評価は、環境報告書の信頼性についてチェックリストを用いつつ事業者自身がレビューするもので、自己評価を行った場合にその手法・過程・結果等を公表するものです。

環境省では、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き（試行版）」を作成していますので、この手引きが活用されることを期待します。

（参考）「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き（試行版）」：

http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html

内部管理の徹底

これは、事業者内部の環境マネジメントシステム（ISO14001 やエコアクション21等）を徹底し、内部監査等を厳格に行う取組であり、事業者自身が情報の比較容易性や信頼性を確認するものです。内部監査を実施する過程で、環境報告書で公表する数値データの把握・集計・評価・公表の仕方や、外部コミュニケーションにおける環境報告書の活用状況及びステークホルダーとのコミュニケーションの状況についても確認することが期待されます。

内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開

これは、事業者自身が、その内部監査の基準や環境報告書作成の基準等を公開する取組であり、特に環境報告書の作成の基準が明らかにされれば、外部の第三者がそれに基づいてレビューを行うことも可能となります。

社内監査制度等の活用

これは、社内で環境報告書を作成した部門以外の社内組織等、例えば役員や監査担当部署、監査役や社外取締役等が客観的な視点をもって、環境報告書を検証するものです。

事業者以外の第三者が実施する信頼性を向上させる方策の例は、次の通りです。

双方向コミュニケーション手法の組込

これは、環境報告書の記載情報や環境保全への取組について、事業者がステークホルダーからの質問や意見に回答するだけでなく、両者が相互に意見を交換する仕組みを作ったり場を設けたりする取組です。事業者とステークホルダー等による座談会や説明会を開催し、その概要を環境報告書に掲載する事例もあります。

第三者による意見

これは、環境報告書を作成する事業者以外の主体（第三者）が、環境報告書の記載情報について評価や勧告等の意見を表明したり、環境報告書の背景にある事業者の取組に対して意見を表明するものです。なお、意見を表明する第三者の選択基準やその第三者の作成段階における関与の状況等、第三者意見表明の手續の概要を記載するとともに、第三者の意見に対して、事業者側が今後どうしていくのかについてコミットメントすることが望まれます。

第三者による審査

これは、環境報告書を作成する事業者以外の第三者（監査法人等の審査機関）が、環境報告書の記載情報やその背景にある取組内容の結果（環境パフォーマンス指標）について、適切な作成基準に従って作成されているかどうかを審査し、それらの正確性を中心とする審査の結論を表明するものです。その際は、事業者が本ガイドラインや他のガイドライン等から適切なものを選択し、あるいは自ら定めた作成基準に従って環境報告書を作成し、その作成基準を審査機関が判断規準（クライテリア）として審査を行います。

NGO・NPO 等との連携による環境報告書の作成

環境報告書の企画、作成の過程に NGO・NPO のスタッフ、学生、一般消費者等が直接関わり、事業者との一種の共同作業により環境報告書を作成する取組であり、連携の方法には単に意見交換を行うものから、記載情報のチェックを行うものまで、さまざまな内容があります。